

西海市地域防災計画

令和8年5月

長 崎 県 西 海 市

用 語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用 語	意 義
住 民	・市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
災 害 弱 者	・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市 町 村	・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防 災 関 係 機 関	・国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指 定 地 方 行 政 機 関	・指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指 定 公 共 機 関	・日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指 定 地 方 公 共 機 関	・港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公 共 的 団 体	・市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	・市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ラ イ フ ラ イ ン	・上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
防 災 計 画	・西海市地域防災計画をいう。
県 防 災 計 画	・長崎県地域防災計画をいう。
本 部	・西海市災害対策本部をいう。
県 本 部	・長崎県災害対策本部をいう。
本 部 長	・西海市防災対策本部長をいう。
県 本 部 長	・長崎県災害対策本部長をいう。
基 本 法	・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
救 助 法	・災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。

第1編 序 説

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の前提	2
第2章 西海市の概況	
第1節 自然的条件	3
第2節 気象と災害	3
第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 実施責任	5
第2節 西海市	6
第3節 長崎県	10
第4節 自衛隊	10
第5節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	11
第6節 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等	12
第7節 市民・事業所	14
第4章 計画の修正	15

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立	16
第1節 防災知識普及計画	16
第2節 男女共同参画の視点の強化	19
第3節 防災体制の課題への備え	19
第4節 孤立集落対策	23
第2章 防災訓練の実施計画	25
第3章 自主防災組織の活動計画	
第1節 自主防災組織の育成と活動計画	29
第2節 民間防災組織の確立	33
第4章 相互応援体制の確立	35
第5章 防災まちづくり計画	
第1節 防災まちづくり計画	40

第2節	建築物等災害予防計画	41
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	44
第4節	市土保全対策計画	45
第6章	気象観測施設の整備計画	48
第7章	火災予防対策の推進計画	50
第8章	水防施設等整備計画	55
第9章	防災業務施設の整備	56
第10章	避難地・避難路の整備	58
第11章	緊急輸送活動体制の整備	63
第12章	医療・保健に係る災害予防対策	66
第13章	緊急物資調達計画の整備	69
第14章	生活福祉に係る災害予防計画	73
第15章	ライフライン施設及び危険物災害予防計画	
第1節	ライフライン施設災害予防計画	78
第2節	危険物施設災害予防計画	78
第16章	防災営農指導計画	81

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

第1章	組織計画	
第1節	組織計画	82
第2節	災害警戒本部の組織	82
第3節	災害対策本部の組織	83
第4節	組織動員計画	88
第2章	通信及び情報収集伝達計画	
第1節	防災気象情報の伝達計画	91
第2節	通信施設利用計画	103
第3節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	105
第3章	自衛隊派遣要請計画	110
第4章	労務動員計画	
第1節	労務供給計画	116
第2節	隣保互助民間団体活用計画	117
第5章	災害広報計画	118
第6章	公安警備計画	120
第7章	水防計画	
第1節	総則	123
第2節	水防の責任並びに居住者等の義務	123

第3節	西海市災害警戒・対策本部	123
第4節	市消防団の配備区分	124
第5節	水位情報を通知及び周知する河川	124
第6節	水防活動	124
第7節	水防訓練	126
第8章	土砂災害における警戒避難計画	
第1節	土砂災害警戒区域	127
第2節	山地災害危険地区	127
第3節	避難計画	128
第9章	救助法の適用に関する計画	134
第10章	避難計画	136
第11章	救出計画	147
第12章	死体捜索及び収容埋葬計画	149
第13章	食料供給計画	152
第14章	衣料品及び生活必需品供給計画	154
第15章	応急給水計画	156
第16章	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	157
第17章	障害物の除去計画	159
第18章	義援金品募集配分計画	161
第19章	保健医療に係る対策計画	162
第20章	防疫計画	168
第21章	廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理	170
第22章	在港船舶対策計画	172
第23章	輸送計画	173
第24章	交通応急対策計画	177
第25章	文教応急対策計画	184
第26章	ライフライン応急対策計画	
第1節	電力施設災害応急対策計画	187
第2節	水道施設災害応急対策計画	188
第3節	下水道施設災害応急対策計画	189
第4節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	189
第27章	公共土木施設災害応急対策計画	
第1節	公共土木施設災害応急対策の体制	191
第2節	応急工事の施工	191
第28章	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	194
第29章	自発的支援の受け入れ	195

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第1章	防災関係機関の活動	197
第2章	情報活動	205
第3章	広報活動	223
第4章	自主防災活動	225
第5章	緊急輸送活動	227
第6章	自衛隊の派遣要請	232
第7章	広域応援活動	237
第8章	災害の拡大防止活動	240
第9章	避難活動	245
第10章	災害救助法の適用	250
第11章	社会秩序を維持する活動	252
第12章	地域への救援活動	
第1節	食料・生活必需品の確保	253
第2節	給水活動	254
第3節	燃料の確保	254
第4節	廃棄物処理	255
第5節	死体の捜索及び処理	255
第6節	応急住宅の確保	256
第13章	医療・保健に係る対策	259
第14章	福祉に係る対策	262
第15章	応急教育活動	265
第16章	市有施設及び設備等の対策	267
第17章	防災関係機関の講ずる災害応急対策	269
第18章	自発的支援の受け入れ	271
第19章	義援金・見舞金等の配分計画	272
第20章	津波浸水想定	273

第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）

第1章	消火活動計画	275
第2章	危険物災害応急対策計画	280
第3章	海上災害応急対策計画	283
第4章	漂流油による沿岸汚染対策計画	286
第5章	航空機事故対策計画	288

第6編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進

第1節	公共土木施設災害復旧事業計画	289
第2節	農林水産業施設災害復旧事業計画	291
第3節	住宅災害復旧事業計画	292
第4節	公立文教施設災害復旧事業計画	292
第5節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	292
第6節	公立医療施設災害復旧事業計画	292
第7節	その他公営企業施設災害復旧事業計画	293
第8節	公有財産災害復旧事業計画	293
第9節	上下水道災害復旧事業計画	293

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節	法律等による一部負担又は補助等	294
第2節	激甚災害に係る財政援助措置	295
第3節	市の資金計画	300

第3章 金融その他の資金対策

第1節	農林水産業に関する金融の確保	301
第2節	中小企業に関する金融の確保	304

第4章 被災者の生活確保に関する計画

第1節	被災者に対する職業のあっせんに関する計画	307
第2節	租税の徴収猶予、減免に関する計画	308
第3節	保険等の減免措置	309
第4節	簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付	310
第5節	生業支援の確保に関する計画	311
第6節	住宅災害の復旧対策等に関する計画	315
第7節	生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	316
第8節	被災者の生活再建等の支援	316
第9節	女性の参画促進	317

第1編 序説

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、西海市防災会議が作成するものであり、市の地域に係る防災に関し市及び市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市の防災体制を確立するとともに、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって市民の福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、西海市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び長崎県地域防災計画に基づいて作成したものであり、水防法に基づく長崎県水防計画とも十分な調整を図ったものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、西海市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは、本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

第3節 計画の構成

この計画は、国及び長崎県の防災基本計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものであるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

- 第1編 序説
- 第2編 災害予防対策計画
- 第3編 災害応急対策計画 風水害対策
- 第4編 災害応急対策計画 震災対策
- 第5編 災害応急対策計画 その他の災害対策
- 第6編 災害復旧・復興計画

の6編をもって構成している。

第1編序説に続き、第2編から第6編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。

第4節 計画の前提

本計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生しうる災害を想定して策定した。

- 1 台風常襲地帯としての立地的条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを想定する。
- 2 昭和57年の長崎市を中心とした記録的な豪雨災害は、今後とも発生することを予想する。
- 3 地すべり、山くずれ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。
- 4 昭和38年1月の豪雪は今後とも襲来することを予想する。
- 5 平成17年3月20日発生した福岡県西方沖地震など、地震活動の前例が全くないところでも発生していること、さらに、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災を教訓に、地震、津波等による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
- 6 局地的災害は、今後とも増加するものとする。
- 7 船舶、バス等の転覆等により集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。

第2章 西海市の概況

第1節 自然的条件

1 位置

本市は西彼杵半島の北部にあり、県内の2大都市である長崎市と佐世保市の中間に位置している。また、東岸は大村湾に、西岸は外海の五島灘、角力灘に面しており、竹ノ島、江島、平島、松島といった架橋で結ばれていない4つの有人島を有している。

地形的には、市南部の飯盛山(530m)を最高とし、北へゲキト岳(335m)、風高峰(288m)等の山が連なり、半島のほぼ中央の尾根を境に東西に傾斜をなす。東は閉鎖性海域の大村湾(内海)で波静かである一方、西は荒々しい海域と非常に対照的であるが、いずれにしる風光明媚な景観を保っている。

また、半島最北部の西海町から大橋にて、大島町、崎戸町へ県道52号、県道15号、県道194号でつながっている。

2 地勢

本市は、総面積は241.98k㎡(令和7年1月1日現在)で長崎県全体(4,131.21k㎡)の5.8%を占めている。民有地の地目別面積の割合を見ると、山林が46.5%で最も多く、以下、田畑34.2%、原野9.9%、宅地5.8%、その他(池沼含む)3.6%の順となっている。

本地域は、リアス式海岸などの複雑な地形を持った海岸線や、点在する大小様々な島、丘陵起伏が続く地形といった美しく優れた自然景観を有しており、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園の3つの自然公園に指定されている。

第2節 気象と災害

1 西海市の気象概況

気候は、概ね年間平均気温18℃、年間降水量1,600~2,300mm、日照時間2,000時間であり、比較的温暖多雨の恵まれた気象条件にある。

2 西海市の災害

(1) 自然的災害

本市における自然的災害は、地形柄梅雨前線に伴う豪雨によって発生する崖崩れ、山崩れ、河川の氾濫に起因する住宅や農地、農業用施設の被害が多いのが特徴である。

また、強烈な台風による家屋被害、海岸線の浸食、護岸防波堤の決壊、造船等船舶及び水産施設の被害も発生している。

過去の主な災害記録をみると、昭和31年8月の台風9号及び9月の12号は住宅や農地、道路等に大きな被害をもたらし、負傷者3名（大瀬戸町）を出した。また、翌年の昭和32年7月の諫早大水害時には全域に甚大なる被害をもたらした。

集中豪雨による災害は、昭和57年7月23日の長崎市など県南部を中心に記録的な豪雨となり、管内各町においても観測史上1、2位を記録する大雨となり、各地で大きな被害を受けた。

近年においては、令和2年9月の台風9号、10号と相次いで長崎県を中心に襲来し、その被害は多大なものであった。また、集中豪雨による災害は、令和3年8月長崎県は、記録的な豪雨となり、管内各町においても観測史上1位を記録する大雨となり、住宅や農地、道路等に大きな被害をもたらし、死者2名（西彼町）を出した。

一方、干ばつによる被害も発生している。平成6年7月には、各町において渇水対策本部を設けるなどして対応したが、水稲、みかん等を中心に甚大なる被害を受けた。

また、これまで地震に対する警戒は、全くと言っていいほどしていなかったが、平成17年3月20日福岡県西方沖で発生したM7.0の地震、そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日本における観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。この地震により、場所によっては波高10メートル以上、最大遡上高40.1メートルにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。さらに平成28年4月14日、16日の熊本地震では、本震でマグニチュード7.3を記録し甚大な被害が発生した。日本全国、いつ、どこで、地震が発生するかも知れないという危機感を持つことが重要であり、このことを教訓に、今後、地震災害に対する体制づくりの強化に努める必要がある。

(2) 火 災

火災の発生は、最近減少の傾向にあるが、近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、火災発生要因が多様化し、初期消火等の対応が遅れると大火になりやすい傾向にある。

これまでの主な火災記録は、昭和36年12月発生の大瀬戸町松島釜浦大火（15戸全焼）、昭和39年2月に発生した大瀬戸町西浜大火、昭和44年3月の大島町間瀬商店街火災（死者2名）や、近年においては、平成15年8月発生の大島町間瀬本町住宅兼店舗及び店舗全焼（死者1名）、平成25年5月発生の大瀬戸町瀬戸福島郷住宅全焼（4棟、死者1名）、平成29年2月16日の西海町日守住宅全焼（1棟、死者2名）など住宅密集地で大きな火災が発生している。

火災においては、工場、たきび/野焼きでの出火原因が多く、消防法に定められている住宅用火災警報器の設置を徹底するとともに、火災予防に対する住民意識の向上が必要である。

第3章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 実施責任

1 西海市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長崎県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法により県からの災害派遣要請または自主的に災害派遣を実施する。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第2節 西海市

1 西海市

(1) 防災基地対策課、財務課、総務課、政策企画課、情報推進課、新産業推進課

① 災害予防対策

- 防災会議の開催に関する事
- 市の防災対策の総合調整に関する事
- 防災訓練の実施に関する事
- 防災知識の普及に関する事
- 情報通信体制の整備に関する事
- 緊急通行車両の届け出に関する事
- 自主防災組織の育成に関する事
- 災害予防対策に対する予算措置に関する事

② 災害応急対策

- 本部事務の総合調整に関する事
- 本部長の命令伝達及び各班との連絡調整に関する事
- 災害情報及び被害状況の総括把握に関する事
- 自衛隊の災害派遣申請に関する事
- 他機関との情報、伝達調整に関する事
- 配車計画に関する事
- 緊急輸送に関する事
- 防災行政無線の維持管理に関する事
- 災害写真撮影及び災害資料の収集に関する事
- 災害記録の作成に関する事
- 気象通報の接受及び気象連絡に関する事

③ 復旧・復興対策

- 激甚災害指定の要請に関する事
- 復旧・復興計画の立案に関する事
- 被災中小企業等に対する復旧・復興支援に関する事
- 被災者に対する雇用確保に関する事

(2) 会計課

- 本部の庶務、経理に関する事
- 災害義援金及び義援物資の受付、配分に関する事
- 見舞金等に関する事

第1編 序説

(3) 市民課、税務課、債権管理課、環境政策課、福祉課、こども健康課、医療保険課、長寿介護課

① 災害予防対策

- 保健・福祉施設の耐震対策に関すること
- 避難所及び福祉避難所の整備に関すること
- 緊急物資の備蓄及び供給体制の整備に関すること
- 避難地・避難路の指定及び整備に関すること
- 保健・福祉・医療施設の災害予防対策に関すること

② 災害応急対策

- 避難所及び福祉避難所の設置に関すること
- 炊き出しに関すること
- 被害土地・家屋の災害調査に関すること
- 生活必需物資の給与に関すること
- り災者に対する災害弔慰金の支給に関すること
- 死体の収容に関すること
- 災害弱者（要配慮者）対策に関すること
- ボランティアの受け入れに関すること
- り災地における防疫に関すること
- し尿、ごみ汚物の処理に関すること
- 避難生活者の健康管理に関すること

③ 復旧・復興対策

- り災証明の発行に関すること
- り災者に対する税等の軽減措置に関すること
- 衛生施設の復旧対策に関すること
- 保健・福祉・医療施設の復旧対策に関すること

(4) 農林課、商工観光課、水産課

① 災害予防対策

- 防災営農対策及び農林水産施設、漁港の災害予防対策に関すること

② 災害応急対策

- 被害状況の収集、記録及び整理に関すること
- 応急復旧の技術指導に関すること
- 農畜産物の被害調査に関すること
- 家畜の予防衛生の指導及び防疫に関すること
- 井堰の管理、水利委員との連絡調整に関すること
- 治山の応急対策に関すること

③ 復旧・復興対策

- 農地及び農林水産施設の復旧に関する事
- 被災農家・漁家に対する復旧・復興支援に関する事

(5) 建設課、住宅建築課

① 災害予防対策

- 市緊急輸送道路の指定及び整備に関する事
- 公園等施設の災害予防対策に関する事
- 住宅の災害予防対策に関する事
- 河川・土砂災害予防対策に関する事

② 災害応急対策

- 水防資材の調達に関する事
- 道路、河川等の被害調査に関する事
- 交通の確保に関する事
- 被害状況の収集、記録及び整理に関する事
- 応急復旧の技術指導に関する事
- 応急仮設住宅の設置に関する事
- 被災家屋の障害物の除去に関する事
- 被災建築物の応急危険度判定に関する事
- 被災宅地の危険度判定に関する事

③ 復旧・復興対策

- 公共土木施設の復旧に関する事

(6) 教育委員会

① 災害予防対策

- 社会教育・体育施設の災害予防対策に関する事
- 文化財の災害予防対策に関する事

② 災害応急対策

- 文化・教育施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事
- 児童、生徒の避難対策及び学用品の支給に関する事
- 教科書の斡旋に関する事
- 文化財等の被害調査に関する事

③ 復旧・復興対策

- 文化・教育施設の復旧・復興対策に関する事

第1編 序説

(7) 上水道課、下水道課

- ① 災害予防対策
 - 水道施設の災害予防対策に関する事
 - 汚水処理施設の災害予防対策に関する事
- ② 災害応急対策
 - 水道施設の復旧に関する事
 - 飲料水の供給に関する事
 - 汚水処理施設の復旧に関する事
- ③ 復旧・復興対策
 - 上下水道復旧・復興計画の作成に関する事

(8) 議会事務局、監査事務局、農業委員会、選挙管理委員会

- 議会活動に関する事
- 各種団体との連絡調整に関する事

2 佐世保市消防局

- 消防の活動に関する事
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
- 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事
- 要救助被災者の救出、救助に関する事
- 傷病者の救急搬送に関する事

3 西海市消防団

- 消防団員の教育及び訓練に関する事
- 消防資機材の整備、備蓄に関する事
- 消防活動の実施に関する事
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
- 災害の防ぎよ、警戒、鎮圧に関する事
- 要救助被災者の救出、救助に関する事
- 避難及び救護の協力に関する事

第3節 長崎県

1 県北振興局

- 災害予防、災害応急対策に係る県及び市をはじめとする防災関係機関との連絡調整に関すること
- 県の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること
- 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること

2 西海警察署

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受け入れに関すること
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
- 災害資機材の整備に関すること

3 西彼保健所

- 災害時における保健衛生対策に関すること

4 長崎県公共職業安定所西海出張所

- 災害時における労務者の確保に関すること
- 被災者の就職あっせんに関すること

第4節 自衛隊

1 自衛隊

- 自衛隊は、自衛隊法83条（災害派遣）（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

第1編 序説

第5節 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

1 指定地方行政機関

(1) 長崎地方気象台

- 防災・気象知識の普及に関すること
- 災害に関する気象等に関する予報・注意報・警報等の発表及び伝達に関すること
- 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(2) 佐世保海上保安部

- 災害時における海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備

(3) 郵便局株式会社九州支社（各郵便局）

- 災害時における郵便業務の確保に関すること
- 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること

(4) 九州農政局

- 農政に関する防災、災害応急対策及び災害普及に関する指導並びに助成に関すること
- 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策

(5) 九州森林管理局（長崎森林管理署）

- 国有林野等の森林治水事業等の防災管理に関すること
- 災害応急用材の受給対策に関すること

(6) 九州地方整備局（長崎河川国道事務所）

- 災害時における職員及び資機材の派遣、災害応急措置に関すること

2 指定公共機関

(1) NTT西日本（㈱NTTフィールドテクノ長崎設備部）

- 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
- 気象警報の伝達に関すること
- 災害時における通信の確保に関すること

(2) 日本赤十字社（長崎県支部）

- 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施に関すること
- 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整に関すること
- 義援金品の募集、配分に関すること

(3) 日本通運株式会社（長崎支店）

- 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること

(4) 九州電力送配電株式会社（長崎配電事業所）

- 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
- 災害時における電力供給の確保に関すること
- 被災施設の応急対策と災害復旧

3 指定地方公共機関

(1) 土地改良区

- 土地改良施設の防災対策に関すること
- 農地たん水の防排除活動に関すること
- 被災農地及び農業用施設の被害調査及び復旧に関すること

(2) 医師会

- 災害時における医療救護活動への協力に関すること

(3) バス機関

- 被災地の人員輸送の確保に関すること
- 災害時の応急輸送対策に関すること

第6節 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

1 公共的団体

(1) 区長会

- 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること
- 災害時における避難・救助活動の協力に関すること

(2) 自主防災組織

- 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと
- 防災用資機材の整備を行うこと
- 避難者の誘導及び救出救護を行うこと
- 市が行う被災者に対する避難所運営業務等災害対策全般に関すること

(3) 西海市社会福祉協議会

- 災害時における災害弱者対策に関すること
- 被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること
- 被災者に対する介護に関すること
- 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること
- 被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資に関すること
- 義援金の募集、配分に関すること

(4) J A長崎西彼農業協同組合、漁業協同組合、長崎南部森林組合西彼杵支所等

- 市が行う農林水産施設関係の被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
- 農林産物・水産物等の災害応急対策についての指導に関すること
- 飼料、肥料等の確保又はあっせんに関すること

第1編 序説

(5) 商工会

- 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力
- 市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力に関する事
- 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事
- 救助用物資、復旧資材確保についての協力に関する事

(6) 老人クラブ・文化・体育団体

- 市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力に関する事
- 被災者の救助活動の協力に関する事
- 医療等・救助・救護活動の協力に関する事

(7) 交通安全協会

- 市が行う災害時における交通対策への協力に関する事

(8) 防犯協会

- 災害時における防犯対策に関する事

(9) 民生・児童委員

- 通常時における要援護高齢者や障害者の把握に関する事
- 災害時における災害弱者対策への協力に関する事

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し市が行う防災活動について、積極的に市及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 病院等医療施設の管理者

- 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- 被災時における収容者の収容保護に関する事
- 災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関する事

(2) 社会福祉施設の管理者

- 災害時における施設入所者の安全確保に関する事

(3) 金融機関

- 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関する事

(4) 学校、幼稚園、保育所

- 避難設備の整備と避難等の訓練に関する事
- 施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関する事
- 被災時における教育の対策に関する事
- 被災施設の災害復旧に関する事

(5) 危険物施設等の取扱い施設

- 施設の防災管理に関する事
- 災害時における危険物の保安措置に関する事

(6) 店舗、民宿等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

- 施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること

(7) ため池管理者・水利委員

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
- ため池・水路等の施設の被害調査に関すること
- 湛水防除に関すること
- ため池・水路等の施設の復旧事業の推進に関すること

(8) その他の防災上重要な施設の管理者

- 前記(1)～(7)の各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること

第7節 市民・事業所

市民は、「自分の身は自分で守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人一人が防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

- 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること
- 災害備蓄等、災害への備えをすること
- 災害時に自らの生命、身体及び財産を守ること。地域の中で応急対策に協力すること

第4章 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

(防災基地対策課、市民課、福祉課、教育委員会、西海警察署)

第1節 防災知識普及計画

1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

防災関係職員及び一般住民に対し、**平時から**災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また県及び市は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 防災知識普及計画

2 防災知識普及計画

市は、県等で作成されるパンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体を活用するほか、広報誌、インターネットによる普及や広報車による広報活動、その他講習会等により、地震や土石流災害等の災害に対する基本知識や防災知識に関する普及活動を行う。

- (1) 防災地域の普及は災害予防又は災害応急措置の実施の任にある期間が、それぞれ普及を要する要項について行うものとする。
- (2) 防災知識の普及は、市、関係機関等と協力して次の方法で行うものとする。
 - ア ラジオ、テレビ又は新聞、広報誌、インターネットによる普及
 - イ 広報車の巡回及び映画、スライド等による普及
 - ウ その他講習会、専門家の派遣等による普及
- (3) 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとし、おおむね次のとおりである。
 - ア 防災気象知識及び危険物に関する知識
 - イ 地域防災計画の概要
 - ウ 災害予防措置

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (ウ) 雨期への備え
- (エ) 地震・津波への心得
- (オ) 農作物の災害予防事前措置
- (カ) 船舶等の避難措置
- (キ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等
- (エ) 災害時の心得
 - ①災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ②停電時の照明
 - ③非常食糧、見廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - ④屋根、雨戸等の補強
 - ⑤排水溝の整備
 - ⑥避難に係る用語の意味と内容
 - ⑦避難の方法、場所、時期の周知方法
 - ⑧火気の始末

オ 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自らの災害教訓の伝承に努めるものとする。

カ 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

キ その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

(4) 普及の時期

防災知識の普及時期はその内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。学校における、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育も効果的である。

第2編 災害予防計画

3 啓発活動

- (1) 市長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。
- (2) 市は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持続的に共有し、津波襲来時に適切な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための措置を講じる。
- (3) 市は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発し、県で導入する起震車等疑似体験装置を活用し、各地域の防災訓練、研修会等での体験学習を進める。
- (4) 企業に対する防災思想の普及として、企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

4 市職員に対する教育

市職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けに初動マニュアルやパンフレットを作成し、日頃からの周知徹底を図る。

5 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

(1) 教職員の研修

県及び市教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

(2) 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

(3) 学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

6 西海警察署における啓発

(1) 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から各種講習会、研修会等を通して地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。また、災害発生時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

(2) 災害弱者（要配慮者）に対する配慮

防災知識の普及等にあたっては、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に十分配慮し地域において災害弱者（要配慮者）を支援する体制が整備されるよう努める。

7 企業等

(1) 防災関係機関

NTT西日本、九州電力送配電株、各ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策等、利用者の実施すべき事項について市民に対して広報を行う。

(2) 一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、従業員に対する防災教育や防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第2節 男女共同参画の視点の強化

1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化

(1) 県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、県及び市において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。

(2) 県及び市は、**平時**において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第3節 防災体制の課題への備え

1 連携と協力

(1) 連携と協力

第2編 災害予防計画

平常時から、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

協定を締結すべき相手方などについて、県に対して助言を求めるよう努めるものとする。

さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチン、コンテナ型トイレなどの活用に係る連携についても、県と連携して取り組むよう努める。

(2) 防災行動計画（タイムライン）の策定

他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(3) 道路管理者とインフラ事業者との連携推進

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。

(4) 火入れの許可申請等について

火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

2 情報の収集について

(1) 情報収集のIT化

県、市は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

県、市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重

要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施に努める。

平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

3 防災関係機関相互の連携体制

(1) 応援要請

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、市の受援計画の作成や実行性の確保に向けて適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

(2) 応援・受援計画の策定

県、市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。また、派遣される職員が、被災地で自活できる資機材や装備品の充実を図るよう努める。

(3) 受援体制の整備

県、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

その際、感染症対策のため、適当な空間の確保にも配慮するものとする。

4 物資の調達、供給活動関係

- (1) 県、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、**新物資システム**

第2編 災害予防計画

(B-P L o) を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

- (2) 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。また、海路による物資輸送に係る連携の拡大にも努める。
- (3) 県、市は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県、市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 県、市の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

5 災害対策の活動拠点の機能の確保

(1) 防災拠点の耐震化

県、市は、庁舎や避難所、備蓄倉庫など、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の耐震化などの防災拠点の耐震化に向けた整備に努める。

6 避難所環境の整備

(1) 指定避難所の設置

平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2) 感染症対策

市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(3) 状況把握の体制整備

ア 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域に実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等の受入れが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(4) 業務効率化

国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を検討するものとする。

(5) 地方公共団体の活動体制

ア 災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるとともに、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

イ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

ウ 応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

エ 上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

7 要配慮者への配慮

広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第4節 孤立集落対策

1 孤立集落への迅速な初動対応

(1) 孤立の可能性のある集落の情報について、市と連携し把握に努め、関係機関において、共有する。

(2) 県総合防災情報システムの地図上に、道路通行止め、ヘリポート、ヘリコプター離発着適

第2編 災害予防計画

地、防災拠点港、空港などの参考情報を入力し、関係機関で共有するとともに、災害対策本部における進入対策の検討における活用に努める。

(3) 孤立集落が発生した場合の対応についての図上訓練やシミュレーションに努める。

2 ヘリコプター、船舶の活用

(1) 県は、市の協力により、ヘリコプター離発着適地の確保や離発着可能な機材の把握に努め、災害時のヘリコプターの円滑な活用に努める。

(2) 県は、市と連携し、進入対策に活用できる港湾・漁港の情報を関係機関と共有する。

3 ドローン(無人飛行機)の活用のための備え

県、市は、捜索や情報収集、物資の運搬などのため、ドローン(無人飛行機)の活用促進のため、配備や民間団体等との連携の強化に努める。

4 通信手段の確保

県と市間について、衛星通信等を使用したインターネット機器などによる通信手段を確保するための検討を進める。

第2章 防災訓練の実施計画

(全庁)

防災訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。

市は、県で実施する総合防災訓練等に積極的に参加するほか、各種の防災訓練を県、他の市町、防災関係機関と共同または単独で、年一回以上実施する。

また、自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、組織の整備、育成とともに繰り返し、日常的に実施していく。

1 防災訓練の基本方針

県、市、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。

2 総合防災訓練

市は、県で実施する総合防災訓練へ参加するとともに防災の日（9月1日）を基準に総合防災訓練を実施する。訓練項目（基準）は次のとおりである。

- (1) 非常無線通信訓練
- (2) 水防団の水防工法訓練
- (3) 避難所開設訓練
- (4) 応急復旧訓練
- (5) 救出訓練
- (6) 消火訓練

3 水防訓練計画

市は水防訓練を、最も適当と思われる時期に、訓練効果が著しいと判断される場所において訓練を実施する。

- (1) 動員〈消防団の動員、住民の応援〉
- (2) 輸送〈資材、器具、人員〉
- (3) 水門等の操作
- (4) 避難、誘導、救護等

4 消防訓練計画

市は消防団員の消防教育訓練を概ね次により実施する。

- (1) 学校教養

第2編 災害予防計画

消防団員の学校教育については、毎年計画的に、県消防学校またはその他の場所において実施する。

(2) 一般教養

- ア 消防教育
- イ 講習教育
- ウ 服務教育

(3) 消防訓練

- ア 消防機械器具操法訓練
- イ 防水訓練
- ウ 非常招集訓練
- エ 人命救助訓練
- オ 出動訓練
- カ その他必要な訓練

5 避難訓練

学校及び社会児童福祉施設、病院、旅館等多数の人が集合し居住する施設の管理者は、避難計画を策定し、それに基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

6 土砂災害防災訓練

市は、災害対策基本法および市地域防災計画の規定により、関係機関と協力して土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

(1) 土砂災害に対する防災訓練の目的

市が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- ア 土砂災害に対する市防災体制づくりの推進を図る。
- イ 土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- ウ 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況についての的確に判断できるようにする。
- エ 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に的確な避難行動がとれるようにする。

(2) 訓練参加機関

市が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市防災担当機関、市消防団、警察署、N T T、電力会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

(3) 想定する気象

市は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

(4) 防災訓練の内容

市が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、次の内容について行うものとする。

ア 土砂災害の発生を予想する訓練

市防災担当者は、すでに開発されている土石流予警報装置の利用、基準雨量、雨量状

況、土砂災害危険地の状況等から土砂災害の発生を予想する。また土砂災害危険区域周辺の雨量状況等を関係住民より伝達入手する。

イ 土砂災害危険区域に対する巡視訓練

市防災担当者および地元住民が、土砂災害危険区域を巡視し、異常な状況の早期発見に努める。

ウ 情報伝達訓練

アおよびイにより土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係住民に対し、市防災担当者が、予報、警報及び避難の指示の伝達を行う。

エ 災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練を実施する。

オ 避難訓練

関係住民が安全に避難出来るよう、市防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する。

カ 関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練

7 他の防災訓練

市は、県等で実施する防災訓練のほか佐世保市消防局、市消防団、市内各団体等との連携により次のような訓練を実施するよう努める。

- (1) 図上訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 非常無線通信訓練

8 防災訓練後の評価

市は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次期防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

9 西海警察署（長崎県警察）

(1) 県の主催する総合防災訓練等を通して、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。また、訓練の実施にあたっては、住民等との災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等災害発生時に住民がとるべき措置について配慮する。

(2) 災害弱者（要配慮者）に対する配慮

防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮し、地域において

第2編 災害予防計画

災害弱者（要配慮者）を支援する体制が整備されるよう努める。

10 防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

第3章 自主防災組織の活動計画

(自主防災組織、防災基地対策課)

第1節 自主防災組織の育成と活動計画

1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。その際、女性の参画の促進を求める。

市は、各自治区における自主防災組織の役割を示し、組織化を支援するものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 風水害や地震等の防災に関する知識の普及
- イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ウ 家庭内の防災に関する話し合い（防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など）
- エ 各地域における避難地、避難路の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ケ 最寄りの医療救護施設の確認
- コ 各地域の避難行動要支援者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- ア 災害情報の正確な把握
- イ 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- ウ 火災予防措置及び初期消火の実施
- エ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
- オ 初期の救出、救助
- カ 適切な避難（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）
- キ 自力による生活手段の確保
- ク 地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県及び市は、県・市社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

第2編 災害予防計画

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

（4）組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、市は、情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

ア 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

市は、広報誌の活用や学習会等の開催により、自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市職員に対する講習会の開催などによる人材の育成を図る。

（5）地域防災リーダーの育成

市は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を次のような方法で進める。

ア 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。

イ 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。

ウ 地域防災リーダーが、地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動できるよう支援する。

エ 地域防災リーダーとなれる防災士資格者の増加を図るため、西海市防災士養成事業補助金により資格取得経費を補助する。

（6）自主防災組織の活動

ア 防災知識の普及・啓発活動

市は、正しい防災知識を住民一人一人が持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について学習しておく。

イ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対し万全の備えを整えておく。

ウ 災害弱者（要配慮者）の把握

自主防災組織においては、区域住民の状況を把握し、災害時に弱者となりうる住民の状況把握を進める。

エ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図りながら行っていくことに留意するとともに、市、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に十分配慮した訓練内容とする。

オ 防災資機材の定期点検の実施

市は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動をおこなうため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

カ 地域内外の他組織との連携

各自主防災組織においては、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校、公民館、事業所、コミュニティ組織と平素から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

また、地域を超えた自主防災組織間のネットワークを構築し、情報や人的交流を通じて、活動の充実を図る。

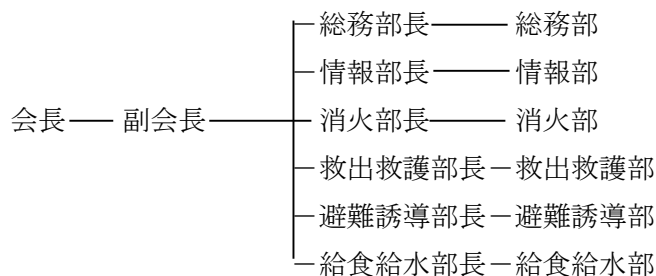
キ 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備促進を図っていくとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2 自主防災組織の組織

各自主防災組織においては、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成し、任務分担を定めるものとする。

(1) 防災組織（基準）



(2) 任務分担（基準）

活動内容	平常時の活動	災害時の活動
担当部	（防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う）	（災害の実態に応じた応急活動体制をとる）
総務部	・防災計画、訓練計画の作成	・防災関係機関との連絡調整

第2編 災害予防計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の連絡調整 ・資機材の整備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の調整、指導 ・資機材の配布
情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・情報の収集及び伝達 ・情報の収集・伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・避難勧告等の伝達
消火部	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防活動 ・初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の呼びかけ ・初期消火活動
救出救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当知識の普及 ・応急手当の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救出活動 ・応急手当等の救護活動
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路、避難所（場所）の周知 ・身障者、高齢者の把握 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の指示及び避難誘導 ・身障者、高齢者の避難介助
給食給水部	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練 ・給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食活動 ・給水活動

3 自主防災組織に対する指導・助言

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国・県の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、全国の奏功事例を踏まえた指導・助言に努める。また、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

(1) 自主防災組織の組織化促進対策

市は、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

(2) 自主防災組織研修会

市は、県で実施される自主防災組織の研修会へ、地域防災組織の核となるリーダー及び市職員等の参加促進を図る。

(3) 地域コミュニティ対策

地域コミュニティの維持、活性化に向けて、市などの求めに応じて集落対策や地域運営組織の設立に関するアドバイザーを派遣するとともに、県内先進事例について、ホームページでの発信に努める。

4 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて概ね次のものについて行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立

- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、事業所は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、市はアドバイスその他の支援を行う。

5 多様な主体との連携

県、市は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を図るものとする。

第2節 民間防災組織の確立

1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、被災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に県防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 農林水産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため長崎西彼農業協同組合、各町漁業協同組合等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化をはかるものとする。

第2編 災害予防計画

3 赤十字奉仕団（社会福祉協議会等）

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長をはかるものとする。

4 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青・少年団体等の育成指導を行う。

5 防災ボランティア

防災ボランティア活動の整備・連携体制の強化

県、市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

また、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

県、市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国〔内閣府〕は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。

または、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第4章 相互応援体制の確立

(自主防災組織、防災基地対策課)

1 消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、長崎県及び佐賀県の市町及び消防本部と消防相互応援協定事務連絡会を構成し、消防等の広域災害に対応するため消防相互応援協定を締結している。市は関係市町及び消防組合等と連携して必要な体制を整備推進する。

消防相互応援協定事務連絡会構成市町並びに組合消防本部

長崎県内市町	佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、佐々町
佐賀県内市町	有田町
消防本部	松浦地区消防組合消防本部、県央地域広域市町村圏組合消防本部

2 県内相互応援（消防）

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施している。

3 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、近隣各市町や友好市町相互間の災害応援協定を推進する。

4 米海軍佐世保基地との消防相互援助協定

米海軍佐世保基地と西海市のそれぞれが管轄する区域において、大規模な火災や災害が発生した場合、相互に援助することを目的として、「消防相互援助協定」による相互応援を実施している。

5 国土交通省九州地方整備局との大規模な災害時の応援に関する協定

九州地方整備局が西海市内に所管する施設で大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に西海市と九州地方整備局は相互に連絡を取合い、被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として応援に関する協定を締結している。また、市長から応援要請があった場合には、必要に応じ職員派遣などの対応を行う。

第2編 災害予防計画

6 宮崎県西都市との災害時相互応援に関する協定

両市のいずれかの市域において災害等が発生した場合に、食料、飲料水及び生活必需物資の提供、応急復旧等に必要な資機材、車両の提供、職員の派遣等、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行う。

7 西海市建設業組合との災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

西海市建設業組合は、風水害等の災害が発生し、市が管理する公共土木施設、農林水産業関連施設が被災し、市が緊急に災害対応を要請した場合、被災情報の提供、保有する資材、機材、技術者等の緊急出動による支援を行う。

8 大島造船所との災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

大島造船所は、風水害等の災害が発生し、市が管理する公共土木施設、農林水産業関連施設のうち、主に鋼構造物による港湾漁港施設及び橋梁施設が被災し、市が緊急に災害対応を要請した場合、被災情報の提供、保有する資材、機材、技術者等の緊急出動による支援を行う。

9 長崎県LPガス協会佐世保支部との災害時におけるLPガス供給に関する協定書

長崎県LPガス協会佐世保支部は、災害時における公共施設などの避難場所等に、LPガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等を運搬、設置及び点検してLPガスの供給を行う。

10 西海市内関係郵便局との災害発生時における相互協力に関する協定書

西海市内関係郵便局は、災害時における被災状況や避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供、避難所への臨時の郵便箱の設置、被災者の郵便物料金免除、ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱い等を行う。

11 西海市管工事組合との災害時等における水道施設支援活動に関する協定書

西海市管工事組合は、西海市指定給水装置工事事業者規則に基づき、災害等により重要水道施設の事故が発生し、(まさに発生しようとしている場合含む)市が支援活動の協力を要請した場合、水道施設の緊急復旧支援活動又は緊急給水支援を行う。

12 九州電力株式会社との西海市災害復旧に関する協定

西海市と九州電力株式会社は、非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたる。

13 株式会社ナフコ及びホームプラザナフコ西海店との災害時における物資供給に関する協定

株式会社ナフコ及びホームプラザナフコ西海店は、災害が発生(発生するおそれのある時含む)し、必要な救援物資が必要になり、市が協力を要請した場合、可能な範囲において協力する。

14 西海警察署及び新上五島警察署との防災行政無線の活用に関する覚書

西海警察署及び新上五島警察署は、防犯・交通情報等を、西海市防災行政無線を活用して住民に広報することにより、安全で安心なまちづくりを推進する。

15 西彼杵医師会との災害時における緊急対応等に関する協定書

西彼杵医師会は、災害等が発生した場合における医療を要する者の緊急対応等に関し、市が必要であると認め、西彼杵医師会が推薦する医療機関への対象者の緊急対応等を要請した場合は、速やかに、対象者の緊急対応等を受け入れる。

16 西彼歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書

西彼歯科医師会は、災害時における応急的な歯科医療救護活動を迅速に実施するため、市が歯科医療救護活動を実施する必要性が生じ、市が要請した場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣する。

17 西海警察署、新上五島警察署及び社会福祉協議会との西海市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定書

西海警察署、新上五島警察署及び社会福祉協議会は、西海市から提供を受けた名簿情報により、避難支援等を実施するための体制構築につとめるものとする。

18 長崎県石油商業組合西海支部との災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要があると認めるときは、長崎県石油商業組合西海支部に対し、燃料等の供給を依頼することができる。

また、西海市の協力依頼があったときは、燃料等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

19 大塚製薬株式会社との包括連携協定書

大塚製薬株式会社と市民の健康維持・増進、食育の推進、スポーツの振興、青少年の育成、災害発生時の支援及び防災・減災に関する事項などについて、相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

20 社会福祉協議会との避難所施設利用に関する覚書

社会福祉協議会とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会福祉協議会管理の施設を避難所として利用に関し、利用できる施設の範囲、避難所の開設、避難行動への協力及び避難所の管理運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2編 災害予防計画

21 株式会社コスモス薬品との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定

株式会社コスモス薬品とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。

22 西海市福祉施設連絡協議会との災害時における要配慮者の避難施設としての社会福祉施設等への受け入れに関する協定書

西海市福祉施設連絡協議会とは、大規模な地震、風水害等の災害、台風の接近等により避難指示等が発せられた地域の要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、西海市が避難施設として同連絡協議会に加入する社会福祉施設へ受け入れの協力等を要請できるものとする。

23 株式会社マツモトキヨシ九州販売との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定

株式会社マツモトキヨシ九州販売とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食料品や日用品または医薬品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。

24 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

株式会社ゼンリンとは、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において災害対策本部を設置したときは、西海市の要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

25 長崎県県北振興局等との雪浦川水系（雪浦川）治水協定

二級河川雪浦川水系において、河川管理者及びダム管理者である県北振興局並びに関係利水者である長崎市上下水道事業管理者及び西海市は、大雨が降ると予測された場合、事前に雪浦ダムの放流を行い、洪水調節可能容量を増やすことにより、ダムへの流れ込みをより多くダムに貯留させることにより雪浦川への放流量を調節して、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ることについて協定を締結するもの。

26 ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定

西海市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ西海市の行政機能の低下を軽減させるため、西海市とヤフー株式会社が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

27 西海市社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

西海市社会福祉協議会とは、地震、風水害等による大規模な災害が発生した時に、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援するためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

28 **長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合との災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書**

本協定は、西海市において、台風、地震、豪雨等による災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、西海市と長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合に協力を要請することができる。

29 **株式会社バカンの災害避難施設に係る情報の提供に関する協定**

本協定は、災害に備え西海市が市民に対して必要な避難所等の災害に係る情報を提供する手段を充実させるため西海市と株式会社バカンが互いに協力することを目的とする。

30 **西海警察署との災害時における相互協力に関する協定書**

本協定は、西海市内での災害発生時等の際に西海警察署が管理する庁舎での警察活動業務遂行が困難となった場合において災害等に迅速・的確に対応し、市民の安全を確保するため、本市が管理する施設の一部を西海警察署の代替施設として使用するにあたり、必要事項を定め、相互に協力することを目的とする。

31 **電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに係る連携協定覚書**

本協定は、西海市と日産自動車株式会社、長崎日産自動車株式会社、日産プリンス長崎販売株式会社は、電気自動車の普及を通じ、西海市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、本市による電気自動車の計画的な整備（or 電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築）や市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、協定各社の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があることによって、市内で大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車から電力を供給することにより、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

32 **一般社団法人水産土木建設技術センターとの漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定**

本協定は、市の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、一般社団法人水産土木建設技術センターが行う災害復旧のために必要な業務に関し、市から要請があったときは、可能な範囲で災害支援を行うものであり、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の迅速な復旧を図ることを目的とする。

第5章 防災まちづくり計画

(建設課、住宅建築課、政策企画課、防災基地対策課、教育委員会、情報推進課、農林課、特殊建築物所管部署)

第1節 防災まちづくり計画

市の地域特性に配慮しながら、「地震に強いまちづくり」を行っていく。

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 市土保全事業の充実

地震に強い市土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

3 地震に強いまちづくり

- (1) 市は、県の地震防災緊急事業五箇年計画に沿って市計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。(第3節参照)
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るための整備を図る。
- (4) 道路、公園等施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。
- (5) 避難地、避難路、延焼遮断帯等の防災上重要となる地域における建築物の不燃化をはかる。
- (6) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 避難地・避難路の確保・整備

災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、公園等の広域避難地、一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するものとする。

また、あわせて避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井

戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進する。

5 防災拠点の確保・整備

- (1) 防災拠点となる公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。
- (2) 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。
- (3) 道の駅を防災拠点として防災機能強化を図る。

第2節 建築物等災害予防計画

1 建築物等の耐震対策

- (1) 木造建築物
市は、自主防災組織活動等と連携して説明会を実施し、耐震補強等を促進する。
- (2) 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物
市は、県の実施する「鉄筋コンクリート造建築物の耐震性と耐震診断」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

2 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市はこれらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

3 建築物等の安全化

県及び市は、次の事項について、建築物・施設の管理者に対して啓発や指導を行い、建築物等の安全化を促進する。

- (1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- (2) 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等
- (3) 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等
- (4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

4 特殊建築物の災害予防対策

- (1) 特殊建築物の範囲
学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、屠畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物。

第2編 災害予防計画

(2) 特殊建築物の予防対策

- ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の安全な維持管理をする。
- イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

5 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

- ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。
- イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

- ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。
- イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。
- ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。
- エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。
- オ 児童・生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備促進を図る。

6 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導は県教育委員会、市教育委員会が実施する

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置 耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

7 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

イ 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

8 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。

(1) 建物に関すること

- 天井、照明器具の落下防止
- フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- 壁・窓ガラスの破損防止
- 避難エリア・通路の確保

第2編 災害予防計画

- (2) コンピューターに関すること
 - 機器の移動・転倒防止
 - ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
 - データファイルの破損防止
 - ホームページのサーバ、その他重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置
- (3) 電源、空調及び回線設備等に関すること
 - 電話設備及び空調設備の固定
 - 地震感知器による自動停止
 - 非常用電源の確保
 - 水道配管の破損防止と補給水の手当
 - 庁内LAN回線の被害防止
 - NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
 - 自動消火設備の設置
- (4) 什器・備品に関すること
 - データファイルの別室への二重保管
 - 移動式データテープ保管棚の転倒防止
 - ロッカー類の転倒防止
- (5) ソフト面の防災対策
 - 防災体制の明確化
 - 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ファイルの二重分散保管
 - 復旧連絡網の整備

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

1 市計画の策定

県が実施する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市が実施する事業については、市地域防災計画で定めることとする。

2 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- ⑬ 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設

であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

- ⑭ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線設備その他の施設又は整備
- ⑯ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- ⑰ 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4節 市土保全対策計画

1 治山事業

崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流等の荒廃山地や局地豪雨による山崩れ、土石流等が多発する地域等の山地災害危険地に対し、総合的な治山対策を実施する。

また、通常時から保安林等の整備に努め、安心できる山林づくりを進める。

2 急傾斜地・土石流発生危険区域対策

風水害、地震等の災害により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等について国・県事業の導入等により防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに国・県事業の導入等により防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 治水事業

市内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

また、海岸線は、屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

4 砂防事業

本市は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高い上、近年局地的異常豪雨が多発の傾向にあることから、砂防の必要性も急速に高まってきている。

今後は、土石流対策事業等の砂防事業を重点的に進めて行く必要がある。また、今後ハード面の施設による土砂災害予防を進めるとともに、土石流警報装置、レーダー雨量計等の整備により地域住民の警戒体制と避難誘導等の対策を確立する。

第2編 災害予防計画

5 海岸保全施設整備事業（国土交通省所管）

本市は、海に面しており、海岸は屈曲も多く、複雑な地形となっている。市土の保全、災害の防除等を目的に、高潮対策、侵食対策、局部改良、海岸環境整備事業等の海岸保全施設整備事業の推進を行う。

6 農地防災事業

(1) 農地防災事業

洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、必要に応じ湛水防除事業を推進するとともに農道等の崩壊危険箇所を把握し、改良及び補強工事の長期計画を策定し、随時工事の施工に努める。また、急傾斜及び特殊土壌地帯の農地、主と樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止するよう指導に努めるものとする。

(2) 農地保全事業

地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、地すべり対策事業や農地保全整備事業を実施する。

(3) 農地海岸事業

これまでに、高潮、波浪、津波、浸食等による海岸保全施設、農地などの被災を防止するために、高潮対策事業、侵食対策事業、局部改良事業、補修事業等の事業を実施してきたところであるが、今後とも長期計画を策定し、事業の推進にあたる。

7 漁港海岸保全施設整備事業

市は、漁港区域内に設定された海岸保全区域について、漁業集落の人命や資産の安全を確保するため高潮・津波対策事業、浸食対策事業、局部改良事業、補修事業等の整備を進める。

8 液状化対策

(1) 住宅・宅地の液状化対策

ア 県及び市は、戸建て住宅の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携して、知識の普及と啓発を行う。

- 建築主等の自己責任であること
- 液状化の仕組み等の知識
- 地域ごとの液状化の危険度
- 地盤調査や対策工事の手法
- 地震保険制度等

イ 県及び市は、地域ごとの液状化の危険度について情報を提供し、注意を喚起するために、以下の図を作成し、周知を図る。その際、それぞれの図の性格や示された危険度の意味を正しく理解してもらえるように留意する。

- 液状化の危険度を微地形区分図を基に示した図
- 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成17年度）において5つの活断層地震ごとに作成した液状化危険度の分布図を重ね合わせて表示した図

ウ 開発を行う地区においては、液状化対策に有効な措置を講じるように指導する。

- エ 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。
- (2) 公共施設の液状化対策
 - 各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する公共施設については、県と緊密な連絡調整を行い、各施設の液状化対策への対応を検討する。

第6章 気象観測施設の整備計画

(長崎地方気象台、県、防災基地対策課)

1 長崎地方気象台の気象観測施設

長崎地方気象台は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測するため、長崎県内に次の観測施設を整備している。

- (1) 地上・地域、その他の気象観測施設
- (2) 地震・津波観測施設
- (3) 火山観測施設
- (4) 航空気象観測施設

市周辺の地上・地域気象観測施設一覧表

観測施設名称	所在地	該当予報区		観測要素			
		一次細分	市町等をまとめた区域	雨	気温	風	日照
長崎地方気象台	長崎市南山手町 11-51	南部	長崎地区	○	○	○	○
有川地域気象観測所	南松浦郡新上五島町有川郷字上原	五島	上五島	○	○	○	○
佐世保特別地域気象観測所	佐世保市干尽町	北部	佐世保・東彼地区	○	○	○	○
西海地域気象観測所	西海市西海町中浦南郷	南部	西彼杵半島	○	○	○	○
長浦岳地域雨量観測所	長崎市琴海戸根町六木屋 1979-2	南部	長崎地区	○			

2 気象庁以外の気象観測施設

長崎県内の設置されている気象庁以外の機関が行う気象観測施設を対象に、観測精度の維持や観測成果の利用などについて必要な助言・指導を行っている。

3 情報伝達装置について

各種防災気象情報は長崎地方気象台に配備している防災情報提供装置によって、防災関係機関等に伝達されるか、または、(財)気象業務支援センター経由のFAXサービスによって伝達される。(気象庁、福岡管区気象台が発表する防災気象情報も、長崎地方気象台に配備している防災情報提供装置を経由して防災関係機関に伝達される)

その他、公衆回線を利用したFAX等による情報伝達を行っている。

4 長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町に地震計（強震計、計測震度計）を設置し、地震情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。本市では地震計を本庁及び各総合支所に設置している。

第7章 火災予防対策の推進計画

(防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団)

本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、概ね次に掲げる事項について実施する。

1 火災予防運動

市は、毎年の春秋2回火災予防運動にあわせ、広報活動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓発する。

2 火災危険地域

西海市内の危険地域は次のとおりである。

番号	火災危険地域	家屋の構造・種別	危険度	担当消防分団
1	伊ノ浦(西彼)	木造住宅密集	A	第12分団
2	網代(西彼)	木造住宅密集	A	第14分団
3	小干(西彼)	木造住宅密集	A	第6分団
4	間瀬中央商店街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
5	間瀬飲食店街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
6	間瀬東町住宅街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
7	百合ヶ丘住宅街(大島)	木造住宅団地	A	間瀬分団
8	馬込西全域(大島)	木造住宅店舗・中層建物団地	A	馬込分団
9	馬込東全域(大島)	木造住宅・店舗・工場密集	A	馬込分団
10	中央団地街(大島)	中層建物団地	A	中央分団
11	徳万鳴迫谷住宅街(大島)	中層建物団地	A	徳万分団
12	真砂市営住宅街(大島)	中層建物団地	A	真砂分団
13	京町、東本町、新本町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
14	浦島町、昭和町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
15	松崎町、金比良町、本町、椿町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
16	栗崎町、日出町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
17	横浦地区(崎戸)	木造家屋密集	A	2分団
18	本郷地区(崎戸)	木造家屋密集	A	4分団
19	平島本村地区(崎戸)	木造家屋密集	A	6分団
20	川内上(西海)	木造家屋密集	A	1・12分団
21	横瀬(西海)	木造家屋密集	A	4・5分団
22	太田和(西海)	木造家屋密集	A	9分団
23	西浜、東浜、緑ヶ丘(大瀬戸)	木造家屋密集	A	白浜分団
24	檜浦、板浦、向島(大瀬戸)	木造家屋密集	A	瀬戸中央分団
25	福島(大瀬戸)	木造家屋密集	A	福島分団

3 消防力の強化

(1) 予防査察の強化

佐世保市消防局が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

(2) 消防設備並びに防火管理

ア 公共建築物、興業場、事業所等不特定多数の出入りする建物に対する消火設備警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ 防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ 関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

(3) 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、消防の科学化等を推進する。

ア 消防力劣弱市町に対する整備促進

イ 消防水利の整備促進

ウ 消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望にもとづき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ 民間防火組織の育成推進

オ 消防用通路の確保促進

カ 通信施設の整備促進

(4) 応援協定

「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、佐賀県市町村と長崎県市町村間は、受・支援の相互応援協定を締結している。

(5) 水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。

(6) 空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用について、県としては「長崎県林野火災用空中消火資機材運用要綱」を定め、これにより活用をはかっている。

なお、空中消火資機材の保管場所は長崎県消防学校及び長崎県防災ヘリコプター事務所としている。

4 火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。

(1) 家庭における火災予防対策

市及び消防局は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火

第2編 災害予防計画

防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に住宅用火災警報器設置の促進をはじめ、消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

ア 石油ストーブ

耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

イ 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

ウ その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

(2) 山火事防止のための啓発

市及び消防局は、山林原野火災の予防警報、消火等の施設を整備し、林野火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を的確に指導啓発し、林野火災を未然に防止するよう努めるものとする。

ア 火入についての許可、または届出の励行

イ 火災警報、異常乾燥注意報または強風注意報が発令されているとき等の火入の禁止

ウ 火入実施中において気象状況が急変した場合の応急措置

エ 入山者および通行人の森林内における火の取扱方法

5 感震ブレーカーの普及推進に関する計画

(1) 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

(2) 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、実情に即した必要な取組を進めるものとする。

＜感震ブレーカーの普及推進の取組＞

① 感震ブレーカーに関する広報啓発

② 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

③ 重点エリア等への対応

④ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

(3) 取組の具体的な内容

ア 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

また、感震ブレーカーの購入・取付に対する支援事業を行っている場合には、県に対して周知等の協力を求め、効果的な普及推進を図る。

イ 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

関係団体と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。各関係団体との連携にあっては、各地域の火災予防や地震対策に係る既往の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及促進における主な関係者との協働体制を構築する。

ウ 重点エリア等への対応

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。

感震ブレーカーの普及にあっては、幅広い地域を対象とすることが望ましいが、地震発生時に火災の延焼の危険性が高い木造密集市街地等や、津波からの避難に伴い火災の発見遅れや消火活動が困難となるおそれがある津波浸水想定区域等については、出火防止の重要性を考慮し、感震ブレーカーの普及に係る重点エリアとして設定することが適当である。

火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）や当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえて重点エリアを設定する。

エ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

市内における感震ブレーカーの設置状況の把握に努める。具体的な調査内容や実施方法については、市と調整のうえ実施する。

6 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

市は、平常時から常備消防、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、小型動力ポンプ付積載車等の消防用資材を整備促進する。

(2) 整備の水準

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき小型動力ポンプ付積載車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動カポンプ等を整備する。

また、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水層の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

第2編 災害予防計画

事業計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：千円）

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分				
				6	7	8	9	10
消防施設	消防水利整備事業 40t 5基	市	50,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000
	消防格納庫詰所 建設事業 8棟	市	395,000	(1棟) 45,000	(1棟) 50,000	(2棟) 100,000	(2棟) 100,000	(2棟) 100,000
	小型動力消防ポンプ付 積載車購入 15台	市	131,096	(ポンプなし) (3台) 21,388	(3台) 27,427	(3台) 27,427	(3台) 27,427	(3台) 27,427

第8章 水防施設等整備計画

(防災基地対策課、消防団)

1 水防関係

水防法の規定により知事又は水防管理団体は、その区域における水防を十分に果す責任を有し、水災の防ぎよ及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等の水防施設を充実強化するものとする。

(1) 水防倉庫および資材の状況

西海市所管の水防倉庫および水防器具資材は次のとおりである。

番号	倉庫	河川名	備蓄主要資材器具						管理責任者
			ツル	ロープ	俵・袋	縄	杭木	スコップ	
1	喰場水防倉庫	大明寺川 (西彼)	10	20m	70	45k	210本	10丁	市長
			箆	鉄線	ハンマー	ガソツメ	ホゲ	材本	
			50枚	20k	2	20	10	10本	
2	雪浦水防倉庫	雪浦川 (大瀬戸)	5	850	200	20	160	20K	市長
			ハンマー	唐鍬	ホゲ	掛矢	鎚		
			10	5	20	6	3		

(2) 水防倉庫および資材の整備

ア 水防倉庫は水防区域2kmごとに1カ所の割合の目標で整備をはかる。

なお、水防区域に指定されていない地域についても重要地域においては上記基準に準じて整備に努力する。

イ 水防倉庫内の水防器具資材は長崎県水防計画に定めてある「資材整備基準」を目標に今後整備する。

(3) 器具資材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

第9章 防災業務施設の整備

(防災基地対策課、建設課、住宅建築課、市民課、教育委員会)

1 災害対策本部の空間・機能等の整備

市は、市災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受け入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2 防災拠点の確保・整備

市では、防災活動の拠点となる施設や場所を次のとおり定め、平時より災害時を想定して、耐震対策や必要な物資や資機材等の備蓄等を進める。

主な防災施設・場所の指定

必要機能	第1候補地	第2候補地
災害対策本部	市庁舎（本庁・各総合支所）	大瀬戸コミュニティセンター
自衛隊部隊の受け入れ場所	大瀬戸総合運動公園	西彼中央グラウンド及び駐車場
ヘリポート	大瀬戸総合運動公園 西彼中央グラウンド 西海スポーツガーデングラウンド 大島若人の森総合運動公園 33°（さんさん）元気ランド 松島ヘリポート（吉原厚生グラウンド） 江島ヘリポート 平島ヘリポート	雪浦運動場 八木原運動場 上岳運動場 太田和運動場 七釜グラウンド 大崎高校グラウンド
緊急物資の受け入れ・保管場所	大瀬戸総合体育館、白浜漁港、宮浦港	西彼総合体育館
救護所	各地区保健福祉センター	
仮設住宅の建設用地	上岳運動公園	
ボランティアの受け入れ	各社会福祉施設	

3 通信施設の整備

(1) 県

市と県を結ぶ通信施設として県は、既に県防災行政無線（地上系、衛星系）を整備している。

(2) 市

ア 市防災行政無線の整備状況

同報系

親局	中継局	子局	戸別受信機
1	4	2 2 2	12, 222

イ 市防災無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋内受信方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式の利用を図り、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。
オフトーク通信、CATV等の有線ケーブルの利用	これらの方式は、防災無線と比較しても、住民に対するサービスとしては高いものであるが、有線ケーブル利用であるため、災害時に使用できないケースがある。このため重複して防災行政無線の整備を検討していく。
市防災行政無線の機能	交通及び通信手段の途絶した孤立集落からの情報収集や病院、学校、電気、ガス、金融等の生活関連機関との通信の面では十分ではないため、同一地域で横の連絡網を整備し、住民の生活に密接な関係を持つ生活関連機関との情報連絡網を確保し、的確な情報を市の災害対策本部に提供ができる地域防災無線の整備を検討していく。

ウ 衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

被災地へ出向いた職員と災害対策本部等との連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

第10章 避難地・避難路の整備

(防災基地対策課、市民課、福祉課、建設課)

1 避難地の整備

市は、災害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校など公共的施設等を対象に、災害対策基本法で位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発生時において住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所であり、災害に対して安全な構造を有する施設又は、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる場所を基本として災害の種類ごとに指定する。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等、また災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設として指定する。

また、指定避難所等だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、自治公民館等も指定避難所に追加するよう検討する。

注) 緊急的・一時的に避難する避難地を「指定緊急避難場所」、避難生活を送る避難地を「指定避難所」という。

避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- (1) 避難地としての適格性の判断は、地震等被害想定で検討した予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、広域避難地、一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (3) 避難所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。津波浸水の恐れのある地域には避難所及び避難場所の指定は行わないものとし、やむを得ず指定する場合は、津波に対する安全性を確保するための対策を講じる。

また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。

- (4) 地域防災計画に位置づけられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- (5) 地域防災計画に避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。

特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。

- (6) 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた福祉避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- (7) 避難地の割り当ては、町内会単位として、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (8) 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (9) 指定された避難所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (10) 指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- (11) 避難地、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2 避難路の整備等

(1) 避難路の指定

市は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるよう次の事項を基本に避難路を指定する。

- ア 徒歩での避難を原則とする。
- イ 同一避難地、避難所への道路は最小限度とする。
- ウ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- エ 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

(2) 避難路の整備

市は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整備する。

- ア 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- イ 避難誘導のための標識を設置する。
- ウ 津波浸水の恐れのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

3 避難行動要支援者の避難支援

高齢者、障がい者などの「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援の体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者。

- ア 要介護3から5の認定を受けている者。
- イ 身体障害者手帳の総合等級において、1級及び2級を所持する身体障がい者。
ただし、心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く。

第2編 災害予防計画

- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者。
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級を所持する者。
 - オ 県より提供される特定医療（指定難病）受給者証所有者のうち、災害時に自力での避難が困難な難病患者。
 - カ 本人、家族及び民生委員等から支援が必要との情報提供があった者で、市長が必要と認めた者。
- (2) 避難行動要支援者名簿情報
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 年齢
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (3) 避難支援等関係者
- 避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。
- ア 消防機関
 - イ 警察機関
 - ウ 民生委員
 - エ 行政区長
 - オ 社会福祉協議会
 - カ 自主防災組織
 - キ 自治会組織
 - ク 避難支援等の実施に携わる関係者
- (4) 名簿に掲載する個人情報の入手方法
- 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。
- また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。
- (5) 名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化するため、避難行動要支援者の現況把握に努め、名簿情報を定期的に更新するものとする。
- (6) 名簿提供における情報の管理
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
 - ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
 - エ 避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導するものとする。
- (7) 要配慮者が円滑に避難を行うための措置
- 災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、**避難情報**を発令するとともに、要配慮者の個々の**状態**に配慮し、防災行政無線や**西海市ウェブサイト**、**西海市公式LINE**など、**多様な手段による情報伝達**を行う。
- (8) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

4 避難行動要支援者の個別避難計画

(1) 計画策定

災害対策基本法第49条の14及び15に基づき、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者のうち特に優先度の高い方から、避難支援等実施者や避難場所等をあらかじめ定める個別避難計画を作成し、災害の発生に備え、事前に計画の情報を避難支援等関係者に提供するように努める。

(2) 個別避難計画作成対象者

個別避難計画作成対象者は避難行動要支援者名簿の登載者とする。

(3) 個別避難計画情報

個別避難計画には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち、避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ケ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 個別避難計画情報提供

平常時においては、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支

第2編 災害予防計画

援等関係者に個別避難計画情報の提供を行うことができるものとする。

(5) 個別避難計画情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市は避難行動要支援者の現況把握に努め、個別避難計画情報を定期的に更新するものとする。

(6) 個別避難計画情報提供における情報の管理

災害対策基本法第49条の15の第2項又は第3項の規定により、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する際、情報漏えいの防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

ア 情報の提供にあたっては、法第49条の17の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいのために十分な措置を講ずることを求めることとする。

イ 個別避難計画情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者にかかわることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ 個別避難計画情報については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 個別避難計画情報を複製しないよう指導するものとする。

5 西海警察署、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時に活動を通じ市と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

6 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

津波浸水の恐れのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第11章 緊急輸送活動体制の整備

(建設課、農林課、水産課)

1 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

市における県指定の第1次、第2次緊急輸送道路及びこれらの路線と連携する市が指定する道路は、次のとおりである。

機能区分	長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画
第1次緊急輸送道路	国道202号、国道206号、県道43号、県道12号
第2次緊急輸送道路	県道52号、県道243号、県道15号

3 県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 災害発生時における交通規制計画

災害における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する。

(2) 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

第2編 災害予防計画

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。海岸沿い等津波浸水の恐れのある地域では、状況把握の後、迅速に高台等へ避難すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。
- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

4 港湾施設の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するよう努める。

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁の整備に努め、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

5 漁港施設の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保

するよう努める。

緊急物資・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、耐震岸壁等の整備に努め、海路による救援活動を積極的に行う。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

6 ヘリポートの指定及び整備

市では、離着陸適地として、大瀬戸総合運動公園等を指定している。

市は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、県や自衛隊等関係機関と災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第12章 医療・保健に係る災害予防対策

(こども健康課、県、西彼保健所、医師会)

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

県、西彼保健所及び市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- (1) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保するよう啓発を行うこと。
- (2) 医療施設の施設や設備等の常時点検を行い、発災後も事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めること。
- (3) 医薬品等の備蓄を推進すること。
- (4) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (5) 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。

必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと。

- (6) 津波浸水の恐れのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
- (7) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施するよう啓発を行うこと

2 災害時医療体制の整備

- (1) 地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、医師会との連携により、連携の強化を図る。

- (2) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県に2箇所、「地域災害医療センター」を12箇所、合わせて14箇所を指定した。これを受けて災害拠点病院の機能強化を図る。

災害拠点病院には、①多発外傷、クラッシュシンドローム、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者に対応するための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」、②さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を併せ持つ「基幹災害医療センター」の2種類がある。

災害拠点病院及び長崎 DMAT 指定病院一覧表

圏域	医療機関	災害拠点病院	長崎 DMAT 指定病院
長崎	長崎大学病院	◎	○
	長崎みなとメディカルセンター	○	○
	長崎原爆病院	○	○
	済生会長崎病院	○	○
佐世保県北	佐世保市総合医療センター	○	○
	長崎労災病院	○	○
	北松中央病院	○	○
県央	長崎医療センター	◎	○
	諫早総合病院	○	○
	長崎川棚医療センター		○
県南	島原病院	○	○
五島	五島中央病院	○	○
上五島	上五島病院	○	○
壱岐	壱岐病院	○	○
対馬	対馬病院	○	○
合計		14	15

「◎」：基幹災害医療センター、「○」：地域災害医療センター

(3) 医療機関の防災マニュアルの作成

すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下、「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

(4) 市保健センターの整備

市は、各町の保健センターを災害時の緊急救護所として使用することを想定し、備品や設備等の充実をはかる。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

西彼保健所は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

第2編 災害予防計画

4 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、県、医療機関、医薬品等関係団体、医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

県及び市は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

5 防疫に係る防災体制の整備

市は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第13章 緊急物資調達計画の整備

(防災基地対策課、市民課、福祉課、農林課、上水道課)

1 災害時の緊急物資調達計画の整備

(1) 備蓄または調達の基本方針

- ア 市は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。
- イ 必要量は地震等防災アセスメントから算出するなどして定める。
- ウ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。
- エ 離島、山間部等交通遮断の恐れのある地域では、現物備蓄に重点を置いて、緊急物資を確保する。
- オ 物資の備蓄等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31 策定)に基づき行うものとする。

(2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

- ア 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点を設けるなど、体制の整備を図る。
- イ 市の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- ウ 物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や発災時の迅速な対応を図る。
備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとする。あわせて、津波浸水の恐れのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講じる。
- エ 個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。
- オ 被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

(3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

- ア 市は、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。
- イ 市においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、県全域の備蓄状況について、県及び市町間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

- ア 米穀の調達

第2編 災害予防計画

- (ア) 市長は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、本市の供給体制のみでは供給できない場合には、知事（生活福祉部）に対し米穀の応急配給申請を行い、配給を受けるものとする。
- (イ) 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は、電信電話等で行うものとする。
- (ウ) 応急配給申請にあたっては、必要数量とこれの基準となる罹災者数、災害応急対策員等の所要事項を連絡するものとする。

イ 米穀の供給の範囲

災害時における応急用米穀の配給は、次に掲げる場合で長崎県知事が必要と認めたときに実施する。

- (ア) 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (イ) 全市域的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

ウ 給食の方法

- (ア) 食品の給与は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (イ) 供給品目は、米穀、パン及び副食品とする。
- (ウ) 炊き出しを実施する場合は、災害対策本部の救助班において、行政区、婦人会等の協力を得て実施するものとする。
- (エ) 炊き出しに必要な施設及び器材はコミュニティセンター、公民館、食堂等施設の利用を図るものとする。

エ 生活必需品等の供給

災害によって住家に被害を受け、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時の急場を凌ぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

(ア) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全、半壊（焼）、流出、床上浸水により、生活に必要な家財を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難なもの

(イ) 被服、寝具、その他の生活必需品として認められる品目

- ① 被服、作業衣、学童服、下着等
- ② 寝具

③ 毛布、布団等（就寝に必要な最小限度のもの）

④ その他

日常生活に欠くことのできないと認められるもの（鍋、釜、バケツ等）

（ウ）物資の調達

① 日本赤十字社長崎県支部に備蓄する物資（タオル、毛布、日用品セット、歯ブラシ）については、日本赤十字社長崎県支部長に申請するものとする。

② その他の必要な物資は、業者から購入するものとする。

（エ）給与又は貸与の方法

① 災害対策本部の救助班において、世帯別の被害状況等を十分調査把握し、物資の購入及び配分計画表を作成して購入する。

② 物資の給与は、救助班において物資支給責任者を定め、行政区長等の協力を得て実施する。

オ 給水体制の確保

災害により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限度の量の飲料水を供給する。

（ア）供給方法

災害対策本部の給水班は、次の方法により応急給水を行うものとする。

① 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、各地区の給水人口、給水量をもとに、地区別給水順位などを計画するものとする。

② 1日1人当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。

③ 被災地への給水は、合成樹脂タンク等を搭載し給水に当たるものとし、災害の規模によっては自衛隊に給水車を要請するものとする。

④ 給水に際しては、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。

⑤ 広範な区域に給水が必要となった場合は、地区別に場所を指定し、ポリバケツ等を用意し、給水の円滑を図るものとする。

⑥ 給水に際しての作業は、西彼保健所の指示に基づき、給水班が行うが災害の規模に応じて他の対策部から応援を求め、給水にあたるものとする。

⑦ 給水にあたっては、供給用器具はすべて衛生的に処理する。

第2編 災害予防計画

(イ) 給水期間

飲料水の給水期間は、7日以内とするが、災害の規模に応じて期間を延長するものとする。

(ウ) 補給水源

- ① 飲料水の供給は、河通等の浄水場のほか、各地区貯水池により行うこととし、消火栓の利用できる地区にあっては最も近い消火栓を利用するものとする。
- ② 西彼保健所の指示により、各地区に点在する井戸水の活用を図る。井戸水の利用については、保健所調査済みの井戸水調査内容を参照して実施するものとする。
- ③ 補給水源の確保が困難な場合は、他市町に給水の要請を行うほか、長崎県及び自衛隊より簡易ろ過機等を借入れ、各河川の流水をろ過して給水を行うものとする。

(エ) 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、西海市給水工事指定業者の出動を要請し、復旧を行うものとする。

第14章 生活福祉に係る災害予防計画

(市民課、健康ほけん課、福祉課、こども健康課、長寿介護課)

1 防災体制の整備

市は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- (1) 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
また、西海市支援ノートを作成し更新する。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- (3) 必要に応じ、災害時における市民行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
- (4) 住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握すること。
- (5) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
 - ア 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。
 - ウ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - エ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- (2) 市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

第2編 災害予防計画

3 地域における避難行動要支援者への対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境におかれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

また、西海市避難行動要支援者避難支援計画の点検、評価を毎年実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ 情報伝達体制の確立

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

オ 障害者の緊急通報

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

カ 避難行動支援に係る共助力の向上

市は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。市は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 市は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

イ 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

ウ 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

エ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

オ 施設の管理者は、予め入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入居者に周知を図る。

(3) 在宅要介護者等の安全確保

市は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

ア 広報等による要配慮者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

イ 地域在住の要配慮者の把握と支援体制を確立する。

ウ 地域住民の発災時における災害弱者の避難等安全確保の協力を指導する。

エ 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておくものとする。

(4) 福祉避難所等における福祉支援確保

県は、福祉避難所等における福祉支援確保のため、DWA T（災害派遣福祉チーム）等の派遣の体制づくりに努める。

① DWA T（災害派遣福祉チーム）チーム員の登録推進を図る。

② 平時から連絡体制の確認や派遣時のルールづくりなど、災害時に速やかに支援活動につながる体制づくりに努める。

(5) 観光客・旅行者等の安全確保

市は、防災関係機関及び観光施設等の管理者と協力し、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

ア 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

イ 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

ウ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

第2編 災害予防計画

(6) 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

ア 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

イ 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(2) 市は、県・市社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。

(3) 災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（長崎県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っており、引き続き、登録推進を図っていく。

(4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、県、市及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。（県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部県民生活環境課）

ア 災害ボランティアの窓口となる市災害ボランティアセンターの設置・運営（市社会福祉協議会）

市社会福祉協議会と市は、協議のうえ、市災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

イ 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート

ウ 情報の収集・提供

エ ボランティア活動に必要な資器材の調達

オ 行政機関との連絡調整等

5 河川の浸水対策

(1) 浸水想定区域、避難所等の周知

広報誌、ホームページ及びハザードマップ等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知する。

(2) 浸水に関する情報収集体制の整備

指定された浸水想定区域ごとに地域の特性に応じて消防団及び自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

ア 避難確保計画の作成及び市への報告

浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、ハザードマップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するよう指導する。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を行うものとする。

イ 警戒区域内（雪浦川）にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地
①	雪浦ひうらクリニック	西海市大瀬戸町雪浦上郷
②	グループホームルミエール雪浦	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷
③	雪浦小学校	西海市大瀬戸町雪浦下郷

第15章 ライフライン施設及び危険物災害予防計画

(上水道課、下水道課、防災基地対策課、専用水道管理者、九州電力送配電(株)、N T T西日本(株)、佐世保市消防局、佐世保海上保安部)

第1節 ライフライン施設災害予防計画

公共公益施設(ライフライン施設)の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連結等、非常体制の整備を図る。

1 上水道施設、簡易水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設、簡易水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、近隣市町との要請・応援等を行える体制を整備する。

2 下水道施設

施設の耐震性の強化。

市は、農業集落排水施設等の下水道関連施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

3 電力施設(九州電力送配電(株))

九州電力送配電(株)は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、いち早い応急復旧活動に努める。

4 電話施設(N T T西日本)

N T T西日本は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第2節 危険物施設災害予防計画

1 L Pガス施設

県は、L Pガス販売事業者及び認定保安機関に対し一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査させるものとする。

県は、L Pガスの一般消費者の消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造移転することを命ずるものとする。

2 危険物火災予防

危険物等の対策については、次の措置を講じ、災害発生の防止に万全を期すものとする。

- (1) 法に規定する基準の維持
- (2) 消防機関の法に基づく保安検査および立ち入り検査の実施
- (3) 大規模施設の自主的保安対策の確立
保安員の設置、火災予防規程の作成および自衛消防組織の整備強化
- (4) 科学消防体制の強化および相互応援協定の締結促進
- (5) 特殊火災発生の場合における通報の徹底

3 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

- (1) 放射線障害予防規定の設定
 - ア 規程の届出
使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ることとする。
 - イ 規定の内容
 - (ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - (イ) 装置の使用
 - (ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄
 - (エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - (オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - (カ) 障害を発見するために必要な措置
 - (キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - (ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存
 - (ケ) 危険時の措置
 - (コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
 - ウ 規程の変更
文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。
- (2) 取扱の制限
何人も18才未満の者や心身障害者または、妊娠、妊娠の可能性がある女性に放射性物質又は、これによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。
- (3) 立入検査等の実施
文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

第2編 災害予防計画

4 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、佐世保海上保安部及び長崎海上保安部において次の予防措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と指導を行う。
- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第16章 防災営農指導計画

(農林課)

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、市及び県、試験場、農業改良普及センター等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2 指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門技術員は、専門事項（農業経営、水稻、麦、果樹、野菜、花き、畜産、病虫害、土壌肥料、その他）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、農業改良普及センターに対し周知徹底の指示を行う。

3 防災営農方式の確立

市は、県、各試験場、農業改良普及センター等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、飼育作物、畜産、その他商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

第1章 組織計画

（全庁）

第1節 組織計画

1 防災組織

（1）防災会議

市は、市長を会長とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西海市防災会議（以下「防災会議」という。）を組織する。西海市防災会議は、本市の区域に係る防災に関する基本方針の決定、本市の業務及び本市区域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する西海市地域防災計画を策定し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整を図ることなどを任務とする。

（2）災害警戒本部

て、は、災害が発生するおそれがある各種の気象警報の発令または、長雨期における大雨注意報等の発令により、各種災害の発生が予想される場合において、総務部長が市長の指示により、西海市災害警戒本部を設置する。

西海市災害警戒本部は、災害予防および災害応急対策を実施し、災害対策本部設置前の段階の活動を実施する。

（3）災害対策本部

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため、西海市災害対策本部を設置する。

西海市災害対策本部は、市長を本部長として、市職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動を実施する。

第2節 災害警戒本部の組織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

（1）設置の手續及び基準

市災害警戒本部の設置基準は、概ね次の基準とする。

- ア 気象警報（波浪警報を除く）が発表されたとき
- イ 河川水位が通報水位に達し、なお上昇を認めるとき
- ウ 局地豪雨、豪雪、大規模な地震、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき
- エ その他、災害が発生するおそれがあり、総務部長の指示があったとき

（2）廃止の基準

総務部長は、関係課と協議のうえ、次の基準に達した場合は、注意体制を解除するととも

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

に、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

ア 注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれ
解消したと認めるとき、又は発生した災害・応急対策が概ね完了したと認めるとき。

イ 気象警報（波浪警報を除く）が発表され、災害の発生（予想含む）にともなって警戒本
部から災害対策本部への移行が必要となったときは、災害警戒本部を解消して、災害対策
本部の配備へ移行する。

2 市災害警戒本部の任務

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り、次の活動を行う。

表3-1 市災害警戒本部における活動内容

注意体制下の活動内容	担当課
① 無線局の開局	防災基地対策課
② 気象情報の伝達	防災基地対策課
③ 情報収集	防災基地対策課、建設課、農林課
④ 情報、被害のとりまとめ	防災基地対策課、建設課、農林課
⑤ 被害速報	防災基地対策課、建設課

3 市災害警戒本部（注意体制）の組織

1班、原則、本庁職員にあつては3名、総合支所職員は2名体制で配備し、主として情報収
集、連絡活動を行い、状況によってはさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

第3節 災害対策本部の組織

本計画は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において応急対策を実施するための
本災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌および災害対策要員の動員並びに関係機関との連
携等について定めるものとする。

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は次のような災害が発生し、または発生するおそれ
がある場合設置するものとする。

ア 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき

イ 災害が発生し、その規模および範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を要すると
き

(2) 本部は災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり災害対策本部によ
る対策実施の必要なくなったと本部長が認めたとき閉鎖する。

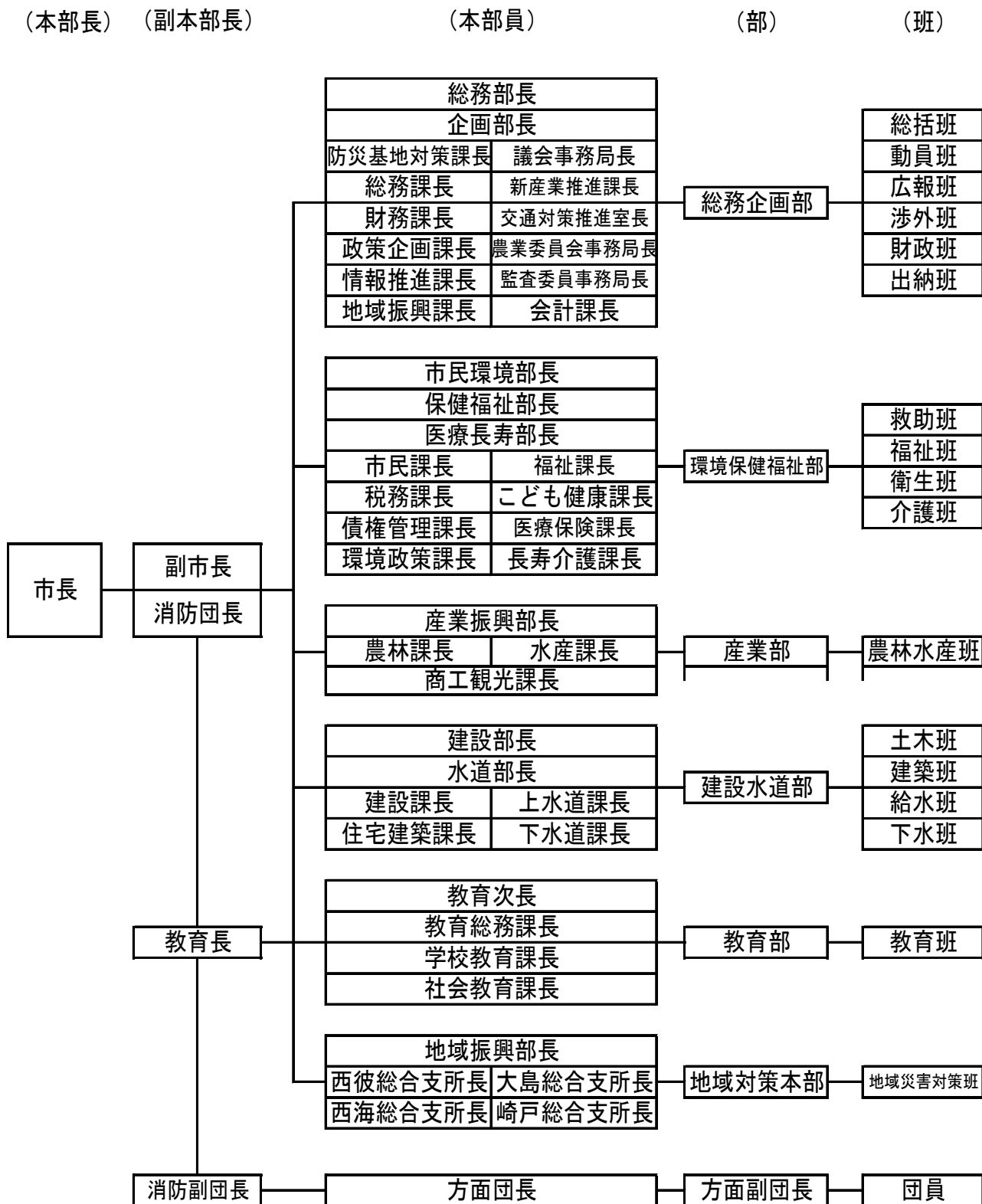
(3) 本部を設置し、または閉鎖するときは、県防災企画課、関係機関、住民等に対し通知・広
報するものとする。

2 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長および副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長および消防団長、教育長、消防副団長を、本部員には各部の長、各課長、消防方面団長をもってあてる。
- (2) 本部に災害対策要員を置き、市の職員をもってあてる。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

3 災害対策本部の編成
 本部の編成は次のとおりとする。



4 災害対策本部の所掌事務

(1) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

イ その他本部長が必要と認める事項

(2) 各対策の所掌事務は次のとおりとする。

災害対策本部の所掌事務

	班 名	班 長	所掌事務
総務企画部	総括班	長 防災基地対策課長 副 政策企画課長	①災害対策本部に関すること ②総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ③部外諸機関との連絡に関すること ④自衛隊の出動要請に関すること ⑤中央に対する要望書の作成、提出に関すること。 ⑥本部長の命令伝達に関すること ⑦消防・水防に関すること
	動員班	長 総務課長	①災害時における人員の配置及び調整に関すること ②非常招集に関すること ③被災地視察及び連絡船車の整備に関すること ④災害応急物資の調達に関すること ⑤行政無線の維持及び通信に関すること
	広報班	長 情報推進課長 副 新産業推進課長 地域振興課長 交通対策推進室長	①気象情報の接受及び通報に関すること ②災害情報の収集に関すること ③災害関係の広報に関すること ④災害写真の撮影及び記録映画の作製に関すること ⑤災害記録に関すること ⑥事業所等の被害状況収集に関すること ⑦応急復旧資材及び必需物資等の確保斡旋に関すること
	渉外班	長 農委事務局長 副 監査事務局長	①議会活動に関すること (市議会災害対策会議設置までの間) ②各種団体との連絡調整に関すること
	財務班	長 財務課長	①災害対策に係る予算措置に関すること ②市の応急復旧資金の調達に関すること ③公有財産の被害状況の調査収集及びその対策に関すること
	出納班	長 会計課長	①義援金の保管に関すること ②災害に伴う諸支出に関すること
		救助班	長 市民課長

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

環境保健福祉部		副 税務課長 債権管理課長	③被服、寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する事 ④人員及び家屋の被害状況の収集に関する事 ⑤り災証明の発行に関する事
	福祉班	長 福祉課長 副 こども健康課長 統括保健師兼 こども家庭センター長	①災害救助法の適応に関する事 ②被災児童の保護に関する事 ③被災世帯の対策に関する事 ④災害応急仮設住宅に関する事 ⑤生業資金及び更生資金の貸付斡旋に関する事 ⑥災害時における労務者の確保に関する事 ⑦被災者の就職斡旋、相談に関する事 ⑧義援金等の交付及び配分に関する事
	介護班	長 長寿介護課長	①障害者、高齢者の保護、物資等の確保に関する事 ②要配慮者の避難、保護に関する事
	衛生班	長 環境政策課長 副 医療保険課長	①被災地の防疫対策に関する事 ②災害時における食品衛生に関する事 ③医療救護に関する事 ④医療品等の調達及び配分に関する事 ⑤災害廃棄物処理に関する事
産業部	農林水産班	長 農林課長 副 商工観光課長 水産課長	①農地農林全般の被害状況の収集に関する事 ②観光・水産施設の被害状況の収集に関する事 ③農作物の災害対策に関する事 ④農水産業者の災害金融に関する事 ⑤農作物の災害に伴う病虫害の予防及び駆除に関する事 ⑥家畜の災害対策並びに感染症予防及び防疫に関する事 ⑦観光施設・漁港の災害対策に関する事 ⑧被災商工業者の災害金融に関する事
建設水道部	土木班	長 建設課長	①公共施設全般の被害状況収集に関する事 ②道路・橋梁の災害対策に関する事 ③港湾の災害対策に関する事 ④水防及び高潮対策に関する事 ⑤地滑り対策に関する事 ⑥都市下水路の災害対策に関する事 ⑦土木復旧事業に関する事 ⑧災害時における道路及び橋梁の使用に関する事
	建築班	長 住宅建築課長	①建築物の災害防止に関する事 ②災害住宅の建築に関する事 ③応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関する事 ④住宅金融に関する事 ⑤被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑥被災宅地の危険度判定に関する事
	給水班	長 上水道課長	①水源の被害状況収集に関する事 ②給水施設の被害状況収集に関する事

			③飲料水の供給に関すること
	下水道班	長 下水道課長	①下水道施設の被害状況収集に関すること ②下水道施設の災害復旧事業に関すること
教育部	教育班	長 教育総務課長 副 学校教育課長 社会教育課長	①文教施設の被害状況の収集及び災害対策に関すること ②学童及び授業の措置に関すること ③教科書の斡旋調達に関すること
地域対策本部	地域災害対策班	長 各総合支所長	①管内の災害応急対策に関すること ②管内の被害場情報の把握及び報告に関すること ③管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること ④避難所の設置、被災者の収容、食料の供給等に関すること ⑤その他、本庁各部署との調整事項に関すること

第4節 組織動員計画

1 災害対策要員の指名

災害対策本部、各班の動員については、原則として以下の通りとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。

各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

2 災害対策要員の動員

（1）災害対策本部配備要員の数

ア 災害の規模に応じ、配備の指定はその都度、本部長がおこなうものとする。

イ 各対策班の配備要員数は別紙のとおりとする。

配備・区分は概ね次の区分による。

表3-3 災害対策配備体制

配備区分	配備基準	配備内容	配備人員
第1配備	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

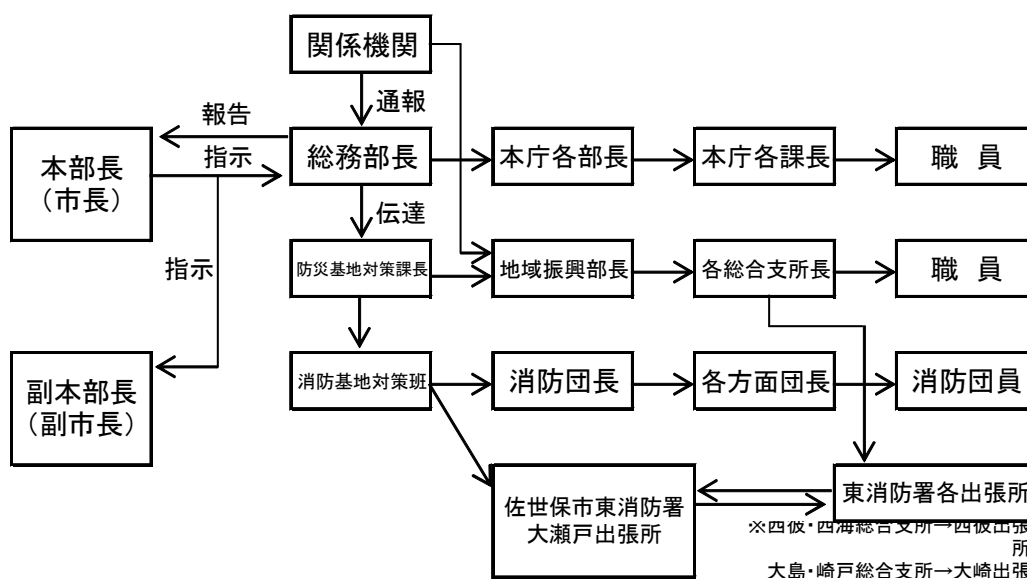
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員
第3配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員

(2) 動員方法

ア 災害発生のおそれがある場合の動員

(ア) 勤務中における動員方法は次のとおりとする

○ 勤務中における動員方法

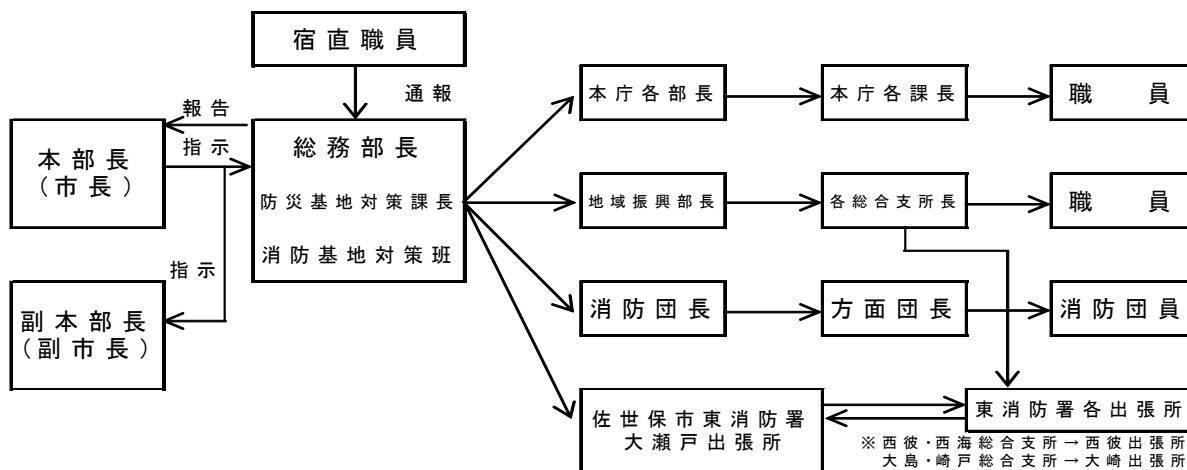


(イ) 休日夜間等勤務時間外における動員方法は次のとおりとする。

勤務時間外において宿日直員が気象情報を受領したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務部長および関係課長に連絡するものとする。

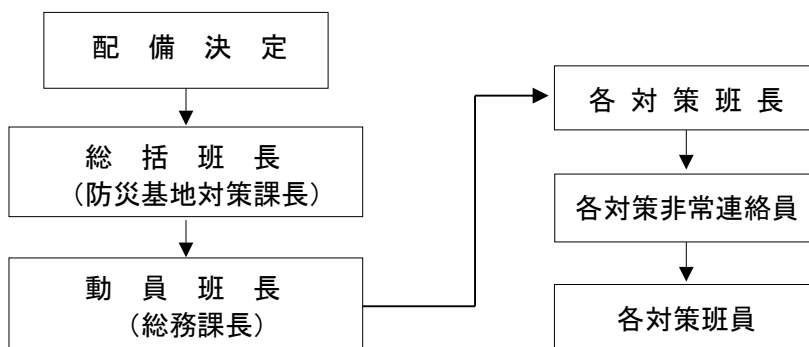
通報を受けた総務部長および関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により、動員し、警報の伝達、情報の収集・伝達、その他応急対策実施の体制をとるものとする。

○ 休日夜間等勤務時間外における動員方法



イ 本部が設置された場合の動員

(ア) 勤務時間外における配備要員は、次の系統により行うものとする。



(イ) 各対策班長は、退庁後における班要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) 非常連絡員

各対策班長は所属の係員および要員を円滑におこなうため、対策班に正副2名の非常連絡員を定めておくものとする。

(エ) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、または発生するおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、または自らの判断により登庁するものとする

3 災害対策要員の安全確保

災害対策が長期に及ぶ場合、要員が無自覚のまま、肉体的・精神的疲労の限界を超えて活動を続け、事後に回復困難な肉体的・精神的障害を負う可能性が大きいため、市は要員の活動状況及び本人の被災状況を把握し、適切な休養及び交代を行う。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

（全庁）

第1節 防災気象情報の伝達計画

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには、「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（1）長崎県内の気象官署が発表する特別警報・警報・注意報等は下表のとおりである。

<特別警報>

特別 警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

< 警報・注意報 >

西海市 (江島・平島を除く)	府県予報区	長崎県			
	一時細分区域	南部			
	市町等をまとめた地域	西彼杵半島			
警報	大雨(土砂災害) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当	表面雨量指数基準	30		
		土壌雨量指数基準	196		
	洪水 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当	流域雨量指数基準	大明寺川流域=13、木場川流域=9.6、多良良川流域=10.9、雪浦川流域=21.2		
	暴風	平均秒速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
			大村湾	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
			大村湾	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
山地			12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	外海	6.0m		
		大村湾	2.5m		
高潮 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当	潮位	五島灘側	2.4m		
		大村湾側	1.1m		
大雨	避難に備えハザードマップによる災害	表面雨量指数基準	21		
		土壌雨量指数基準	113		

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

注意報	洪水	リスクの再確認等 自らの避難行動の 確認が必要とされ る警戒レベル2	流域雨量指数基準 大明寺川流域=10.4、木場川流域=7.6、 多以良川流域=8.7、雪浦川流域=16.9	
	強風	平均秒速	陸上	10m/s
			外海	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			外海	10m/s 雪を伴う
			大村湾	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	外海	2.5m
			大村湾	1.5m
	高潮 警報に切り替える可能性に 言及されていない場合は、 警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能 性が高い旨に言及されてい る場合は、警戒レベル3に 相当	潮位	五島灘側	1.9m
			大村湾側	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
外海			500m	
大村湾			500m	
乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか			
	①気温 3℃以上の好天			
	②低気圧等による降雨			
	③降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏季：平年より平均気温が 4℃以上低い日が3日続いた後、さら に2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度 90% 以上			

記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	
西海市 (江島・平島)	府県予報区	長崎県		
	一時細分区域	五島		
	市町等をまとめた地域	上五島		
警報	大雨(土砂災害) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当	表面雨量指数基準	27	
		土壌雨量指数基準	188	
	洪水 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当	流域雨量指数基準	—	
	暴風	平均秒速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当	潮位	2.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	—	
	強風	平均秒速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
波浪	有義波高	2.5m		
高潮 警戒レベル2 警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、警戒レベル3に相当	潮位	1.9m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	低温	夏季: 平年より平均気温が 3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合		
		冬季: 最低気温が-3℃以下		
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下		
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃~2℃ 湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

(2) 【警報・注意報基準一覧表の解説】

- ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が上記、表の基準に達すると予想される場合に発表される。
- イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には、表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- エ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- オ 表中において、対象の現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- カ 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添「長崎県の平坦地分布図」を参照。
- キ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

ク 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には西海市（江島、平島を除く）及び西海市（江島、平島）の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、以下を参照のこと。

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)

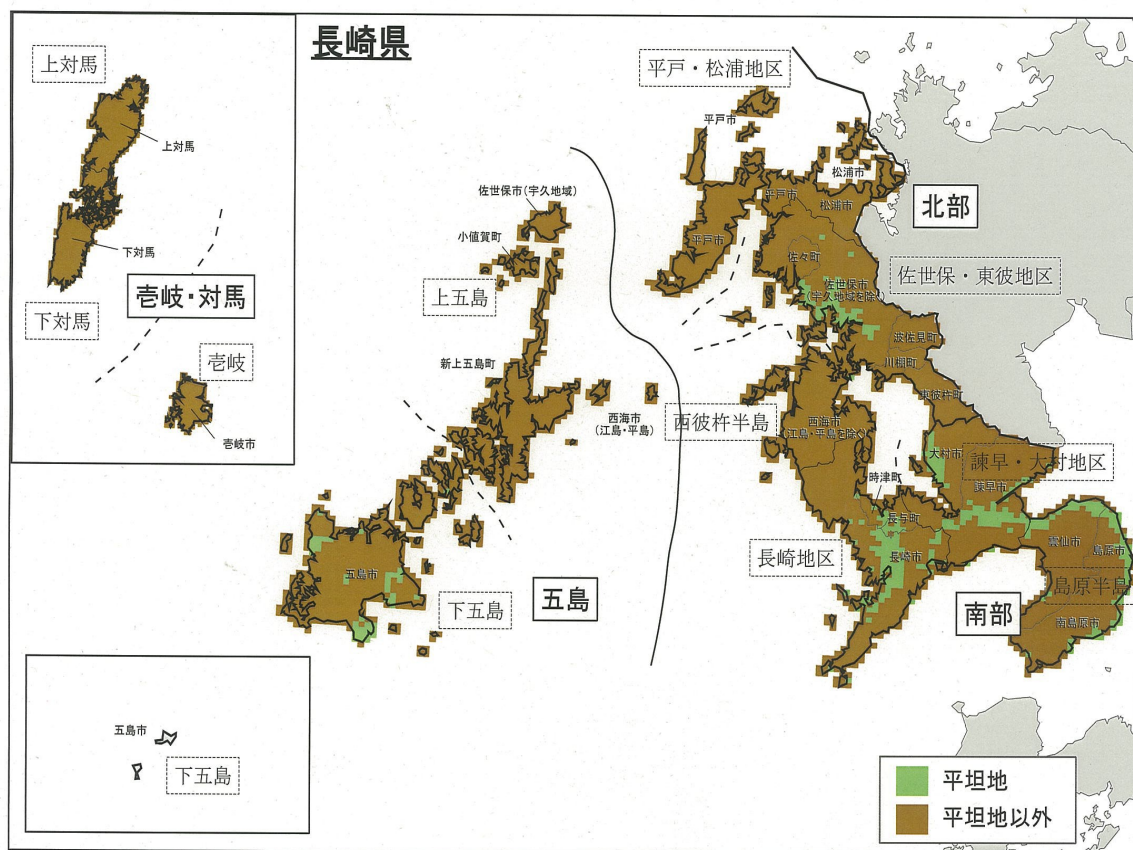
ケ 洪水の欄中、「雪浦川流域＝7」は、「雪浦川流域の流域雨量指数7以上」を意味する。

コ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

サ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 【参考】

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)を参照。



第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（4）長崎県内の気象官署が担当とする予報区域は下表のとおりである。

予報細分区域

府県 予報区	一次 細分区域	市町等を まとめた地域	二次細分区域	担当 気象官署
長崎県	南部	島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	長崎地方 気象台
		諫早・大村地区	諫早市、大村市	
		長崎地区	長崎市、長与町、時津町	
		西彼杵半島	西海市（江島・平島除く）	
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）、西海市（江島・平島）、 小値賀町、新上五島町	
		下五島	五島市	

（注）海岸線から概ね 20 海里以内の海域をそれぞれの細分区域に含む

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、長崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したもので、随時検討を行い防災対策上必要な場合は変更する。

イ 注意報、警報はその種類に係わらず、これらの新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 種類の欄に※を付けた注意報、警報は、標題を出さないで他の注意報、警報に含めて発表を行う。

エ 表中の長崎地方とは長崎県北部・南部を併せていう。

オ 警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に表現する。この「見出し的警告文」の内容はつぎのとおりである。

（い つ）警戒すべき期間…具体的に示す

（どこで）警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域

（何 が）警戒すべき気象現象等…量的な予想値

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

（5）長崎県内の気象官署が発表する府県気象情報はつぎのとおりである。

府県気象情報には対象とする現象に関する注意報、警報が未発表時において予告的に発表するものと、注意報、警報発表時において補完的に発表するものがある。

その他、数年に一度しか起らないような短時間の激しい雨を観測又は解析した場合には「記録的短時間大雨情報」を発表する。

なお、記録的短時間大雨情報の発表基準は、本市が属する長崎県南部区域では1時間雨量が110mm以上の場合である。

※「記録的短時間大雨情報」の発表基準は、随時検討を行い防災対策上必要な場合は変更する。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された時に、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
------------	--

4 海上予報・警報

長崎地方气象台では、済州島（チェジュ島）西海上、長崎西海上、女島南西海上を対象に海上予報のほか、天気の変化に応じて次の表の海上警報を公表している。

海上予報・警報

種類	発表基準
海上風警報	最大風速が28ノット以上34ノット未満か又は今後予想されるじょう乱に対してその後の発達程度を加味し、特に警告を必要とする場合に発表する。
海上強風警報	最大風速が34ノット以上48ノット未満か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。
海上暴風警報	最大風速が48ノット以上か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。但し、熱帯低気圧で最大風速が64ノット以上か又は今後64ノット以上になることが予想される場合には海上台風警報を発表する。
海上台風警報	最大風速が64ノット以上か又は今後予想される熱帯低気圧に対して発表する。
海上濃霧警報	濃霧により視程が0.3海里（約500m）以下になっているか又は今後予想される海域に対して警告を必要とする場合発表する。

済州島（チェジュ島）西海上、長崎西海上、女島南西海上の3海域を一括呼称する場合は九州西方海上と称し、その海域は福岡県と佐賀県との境界線から東経126度31分、北緯34度18分の地点を結ぶ線（唐津湾海域を除く）以南、並びに鹿児島県長島鳴瀬鼻の突端から東経126度42分、北緯28度30分の地点を結ぶ以北の海岸線から300海里以内の海域及び八代海海域の範囲である。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場

合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

ただし、佐世保市は「宇久地域」と「宇久地域を除く」、対馬市は「上対馬」と「下対馬」、西海市は「江島・平島」と「江島・平島を除く」に分けて発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

8 記録的短時間大雨情報

長崎県内で大雨警報発表中の二次細分地域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

9 火災気象通報

長崎地方気象台は、消防法の規定に基づき、気象状況が火災の予防上危険であると判断したとき、その状況を長崎県知事に通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

※詳細については、第5編災害応急対策計画（その他の災害対策）第1章消防活動計画6 火災気象通報の取扱いを参照

10 気象知識の普及・防災意識の啓発

（1）防災関係機関への啓発

防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災関係機関との連携強化に努め、防災知識の普及・啓発を図る。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

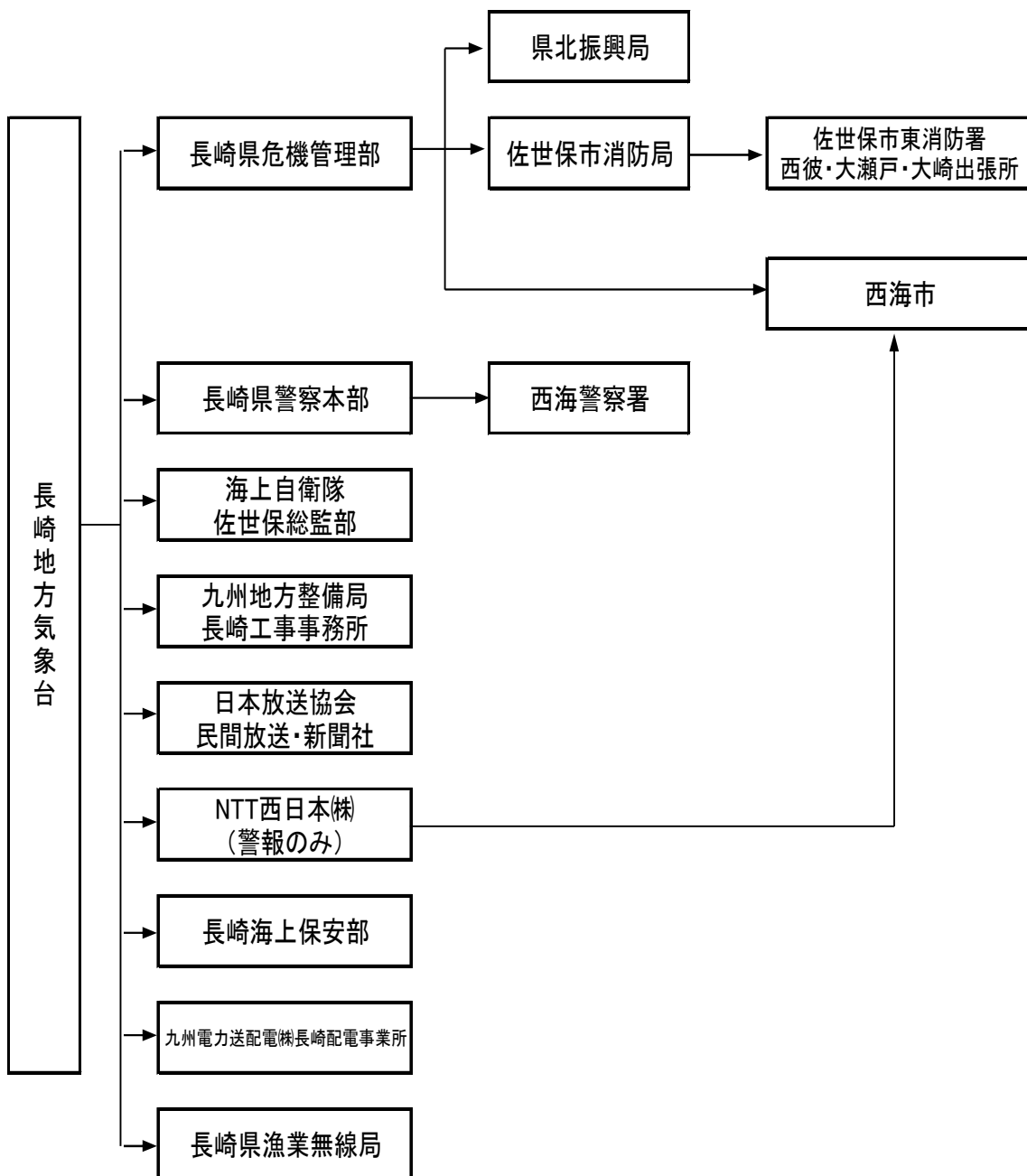
(2) 地域住民への啓発

講演会等を通して、防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災知識の普及・啓発を図る。

11 気象情報の伝達系統

(1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統

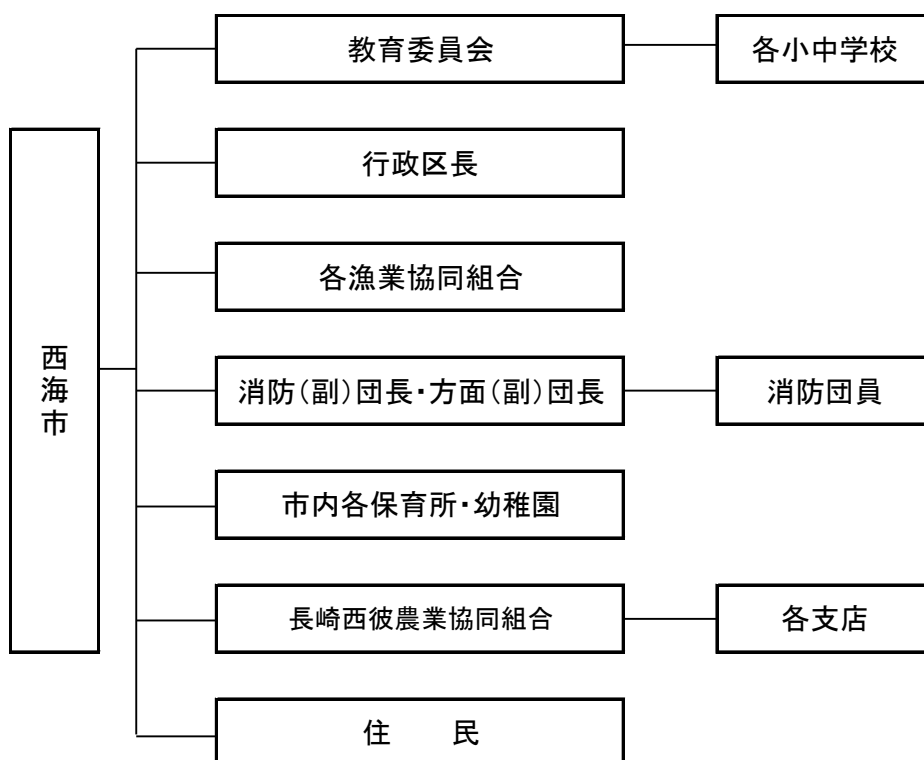
地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統図



12 警報時の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は防災基地対策課、勤務時間外は宿直員が受領する。
- (2) 宿直員が警報等を受領した場合は直ちに総務部長、関係課長に伝達するものとする。
警報等を受領した総務部長は、次の伝達担当員に伝達すると共に、市長および副市長に報告するものとする。
- (3) (1) (2) により警報等を受領した伝達担当員は直ちに庁内各課に庁内マイクを通じ放送周知させるとともに、関係機関、住民等に対して伝達周知するものとする。

13 西海市における伝達系統図



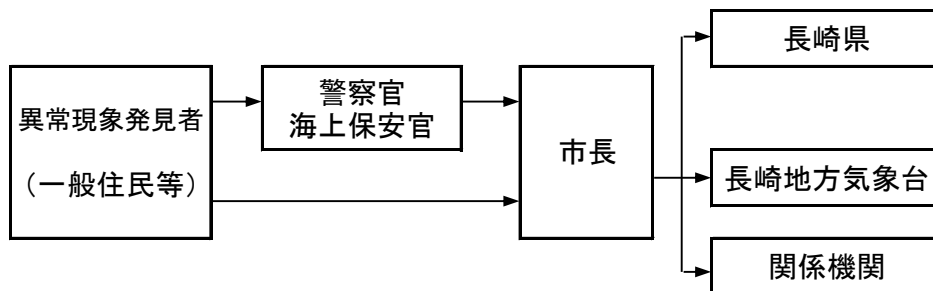
第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

14 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官あるいは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに県・関係機関に通報する。

異常気象時の通報



第2節 通信施設利用計画

本計画は、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

1 西海市防災行政無線

西海市全域において防災行政無線を使った情報伝達通信を行う。

2 長崎県防災行政無線

長崎県防災対策本部及び災害対策地方本部との情報伝達通信を行う。

3 電信電話通信線の利用

(1) 災害時優先電話

災害時における重要な通信の確保のため市が指定を受けている災害時優先電話は、次のとおりである。

災害時優先電話

設置場所	電話番号
西海市役所	0959-22-1111

(2) 非常電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱を受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常電報」を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

4 通信途絶時における応急措置

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から市役所及び各総合支所には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

電話線の切断等有線施設が途絶し、災害情報の伝達収集が困難となった場合は、次の通信施設等を利用するものとする。

- (1) 市設置の防災行政無線を利用する。
- (2) 各総合支所に設置してある長崎県防災行政無線及び防災行政無線用ファクシミリを利用する。

ア 非常無線通信施設の利用

無線局は、平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されないことになっている。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通、通信の確保又は秩序の維持のためにする通信はできる。

長崎地区非常通信連絡会（会長：長崎県危機管理課長）は、このような場合構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

イ 非常無線の内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの
- (ウ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (エ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 遭難者の救護に関するもの
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (ケ) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (コ) 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- (サ) 救助法第24条の規定に基づき長崎県から医療、土木、建築工又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ウ 非常通報の頼信手続

- (ア) 受取人の宛名（片仮名）、電話番号
- (イ) 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文は概ね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。）
- (ウ) 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）
- (エ) 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）
- (オ) 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く。）

エ 非常通報の頼信

- (ア) 西海警察署又は付近の移動局（タクシー等）を利用する。
- (イ) 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼のいずれかとする。

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 実施責任者

(1) 市

市は、災害対策基本法第53条に基づき、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況およびこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(2) 防災関係機関等

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、市、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

2 発災直後の情報収集

県、市は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

市は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、政府本部の設置後は当該情報を政府本部に連絡する。

3 被害等の調査

(1) 市

ア 被害等の調査に当たっては、調査班等を編成して迅速に行うものとするが、市単独での調

査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。

ウ り災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

(2) 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。また市、県及び県等の地方機関から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

4 被害の認定基準

被害の認定基準は、別冊資料編を参照のこと

5 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 県または市が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種類等は次の表のとおりとする。

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	別 紙 様 式 1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	別 紙 様 式 2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事 業 別 被 害 報 告	別 表 1	他の法令または通達などに基づき、市長が知事に対して行うものである。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（3）被害報告等の要領

- ア 市は、災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合は、県（県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告する。
- イ 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- ウ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- エ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- オ 災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

6 安否不明者の氏名等公表について

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。但し、家族等の反対又は住民基本台帳の閲覧制限がある場合には、非公表とする。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告連絡先

<p>長崎県防災企画課連絡先 (法第53条第1項)</p> <p>本課 TEL 095-895-2142 FAX 095-821-9202</p> <p>防災対策室 TEL 095-894-3731 FAX 095-823-1629</p> <p>本課 TEL(無線) 042-111-7226 FAX(無線) 042-111-7228</p> <p>防災対策室 TEL(無線) 042-111-7222 FAX(無線) 042-111-7339</p>	<p>消防庁連絡先 都道府県に報告できない場合 (法第53条第1項かつこ書)</p> <p>1. 平日(9:30~18:15) 応急対策室 (NTT回線) 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (消防防災無線) 電話 TN-90-49013 FAX TN-90-49033 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 TN-048-500-90-49013 FAX TN-048-500-90-49033</p> <p>2. 上記以外 宿直室 (NTT回線) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</p>
---	--

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

	(消防防災無線) 電 話 TN-90-49102 F A X TN-90-49036 (地球衛星通信ネットワーク) 電 話 TN-048-500-90-49102 F A X TN-048-500-90-49036
--	--

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	西彼保健所	医療	被害状況報告	※注1
	感染症対策室	〃	防疫	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	環境	衛生施設被害報告	災害対策基本法
	資源管理課	振興局	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	〃	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	都市政策課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃	
住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	
教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第3章 自衛隊派遣要請計画

（防災基地対策課）

1 自衛隊の活動の内容

（1）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

（2）主な業務の内容

ア 陸上自衛隊

- （ア）人命の救助
- （イ）消防、水防
- （ウ）救援物資の輸送
- （エ）道路の応急啓開
- （オ）応急の医療防疫
- （カ）給水入浴支援及び通信支援
- （キ）被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

イ 海上自衛隊

- （ア）海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- （イ）人員、救援物資等の緊急輸送
- （ウ）状況偵察及び被害の調査
- （エ）船舶火災及び油の排出に対する救援
- （オ）航空機による急患輸送

ウ 航空自衛隊

- （ア）人命の救助
- （イ）消防、水防
- （ウ）人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- （エ）通信支援
- （オ）航空機による被災地の偵察
- （カ）海上における航空機、避難者等の捜索及び救助
- （キ）航空機による急患搬送

（3）受入側市長等の要請上の留意事項

- ア 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- イ 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- ウ 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。
- エ 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

2 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

表 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く）全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富ノ原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大瀧町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 2 2 航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 2 2 航空群司令	
航空	西部航空方面隊 第 1 5 警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第 1 9 警戒群	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
その他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 災害派遣要請手続き

ア 自衛隊の災害派遣要請は、知事が実施することとなっている。したがって、市が自衛隊に災害派遣を求める必要が生じた場合は、知事を通じて派遣要請を行う。

イ 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事あてに提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

エ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

オ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

カ 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

キ 通知を受けた自衛隊は、部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(2) 派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ 救援物資の無償貸与又は譲与

コ 危険物の保安及び除去

サ その他知事が必要と認める事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

(ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

(エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素において、各種会議及び防災訓練時等機会を捉えて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

- (ア) 県本部（県庁内）
- (イ) 県北振興局（佐世保）
- (ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方協力本部より又離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

5 派遣を受ける市の態勢及び準備

(1) 資材、器材等の準備

市において準備すべき資材及び器材等は、次のとおりとする。

表 市において準備すべき資材及び器材等

	品 名	摘 要
器具類	1 ベルトコンベアー	堀土、搬土
	2 一 輪 車	小路の運搬作業用
	3 手 釣 類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴ ム 手 袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚 等	
	4 吠・荒縄等	同 上
	5 木 杭	同 上
	6 標 準 材 料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

(2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

(3) 宿营地等の手配

市は、災害派遣部隊を受入れた場合は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設又は野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、準備をするものとする。

(4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は市において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

(1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
青 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
黄 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（4）航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

- （5）地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径 10mのⓂを図示し風向の吹流し又はT字型（風向→┣）で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

概ね次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- （1）派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費。
- （2）災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。
- （4）無作為による損害補償。

9 ヘリコプター離着陸地

派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は大瀬戸総合運動公園他指定のグラウンド、ヘリポートとする。

第4章 労務動員計画

（農林課、建設課）

第1節 労務供給計画

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定めるものである。

1 技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとする。

2 技術者等の確保対策

（1）確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めると民間の技術者又は技能者に協力を求めるものとする。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は県又は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあつせんを求めるものとする。

要請された技能者を県内で確保できない場合、県は他県に対し技能者の供給あつせんを依頼するものとする。

（2）強制確保

市は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第64条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図るものとする。

3 労務者の確保対策

（1）確保方針

市及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請するものとする。

（2）輸送及び賃金

労務者の輸送は、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

4 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処でき

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の捜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く）

※特殊な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

- ク 死体の埋葬
- ケ 炊き出し
- コ 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(2) 賃 金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

(3) 期 間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第2節 隣保互助民間団体活用計画

災害時における民間団体（自治会、婦人会、日赤奉仕団等）の活用計画は本節の定めるところによる。

1 実施機関

民間団体の活用は、市が、民間団体の協力を求めて実施するものとし、市で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。

2 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、概ね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあつては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃及び防疫の実施
- (3) 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

第5章 災害広報計画

（防災基地対策課、政策企画課）

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を市民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1 災害広報

各機関は、放送、新聞、広報車等の広報媒体を通して市民に広報するものとする。

- （1）防災関係機関の体制及び活動状況
- （2）気象情報
- （3）被害状況の概要
- （4）市民に対する協力要請及び注意事項
- （5）災害応急対策の実施状況
- （6）道路情報
- （7）その他必要な事項

2 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- （1）被災の状況及び地区住民のとるべき措置
- （2）避難の指示勧告
- （3）救護活動及び災害応急対策の状況

3 災害報道

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。

4 応援協力

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

5 住民からの問い合わせに対する対応

市においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制整備を図る、この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるもの

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

とする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

九州管区行政評価局、長崎行政監視相談センターは、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第6章 公安警備計画

（防災基地対策課、西海警察署、市民課）

災害時における治安、交通等の応急対策については、西海警察署が主体となって長崎県警察災害警備計画により行うものとする。

1 災害警備実施方針

県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

2 災害に備えての措置

県警察が災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

- （1）危険箇所の調査
- （2）災害警備活動に関する調査及び研究
- （3）防災上拠点となる警察施設の点検及び整備
- （4）警察職員に対する教養及び訓練
- （5）災害警備用装備資器材の整備充実
- （6）交通対策用施設、装備資器材の整備充実
- （7）通信用資機材の整備充実
- （8）災害警備用物資の備蓄
- （9）災害警備実施計画の策定
- （10）住民の防災意識の高揚のための広報
- （11）関係機関との連絡

3 災害発生時等の警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

- （1）情報の収集及び伝達
- （2）被害実態の把握
- （3）被災者の救出及び負傷者等の救護
- （4）行方不明者の調査
- （5）危険箇所の警戒並びに住民に対する避難勧告及び誘導
- （6）災害警備活動のための通信の確保
- （7）不法事案等の予防及び取締り
- （8）被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- （9）避難路及び緊急輸送路の確保

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- (10) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (11) 広報活動
- (12) 死体の検分・検視
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 交通対策

(1) 災害発生時の交通規制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、道路の被害状況及び交通の状況把握に努め、通行の禁止、一方通行等の交通規制を迅速、的確に行うほか、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

(2) 大地震発生時における交通規制計画

県警察は、大地震その他災害が発生するおそれがある地域については、これらの災害に伴う交通の混雑を防止し、住民の避難路及び緊急車両等の通行路を確保するための交通規制計画を策定しておくものとする。

(3) 大地震発生時における運転者の執るべき措置

大規模な地震が発生したときの運転者の執るべき措置について、次の事項を計画的に明示するものとする。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(4) 緊急輸送車両の確認措置

県警察は、災害が発生し又は警戒宣言が発せられた場合において、公安委員会が行う緊急輸送車両の確認についての代行手続き、その他所要の措置を定めておくものとする。

5 警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

(1) 警備体制の種別

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合は、準備体制とする。

イ 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波、地震等の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

ウ 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波、地震、大火災等により災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

(2) 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別に応じ、県警察本部、西海警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

(3) 災害警備用物資の備蓄等

県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他必要な物資の調達及び備蓄に努めるものとする。特に警察災害派遣隊即応部隊については、自活用食料(おおむね1週間)及び飲料水等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

第7章 水防計画

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団）

第1節 総則

この計画は、水防法第33条に基づき、洪水、高潮、地震による堤防の漏水、若しくは沈下等の場合又は津波に際し、水災を警戒、防ぎよし、及びこれに困る被害を軽減する目的をもって、市内各河川・海岸及びため池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動、水防管理団体間の相互協力及び応援並びに必要な資器材の準備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2節 水防の責任並びに居住者等の義務

1 市の責任

水防管理団体たる市は、水防計画に基づき、管轄区域内の水防を果たすものとする（水防法第3条）。

2 ダム管理者の責任

河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努める。

3 ため池管理者の責任

ため池管理者は、当該ため池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

4 居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事することとする（水防法第17条）。

第3節 西海市災害警戒・対策本部

1 西海市災害警戒・対策本部の設置基準

（1）長崎地方气象台から、洪水又は高潮による水災に関する予報、注意報、警報が発せられる等、災害の発生が予測されるときは、「第1章組織計画」に沿って災害警戒本部或いは災害対策本部を設置する。

- (2) 上記の注意報、警報等が解除される等災害発生のおそれなくなったときは、災害警戒本部或いは対策対策本部を解散する。
- (3) 動員配備の伝達方法は、「第3編第1章第4節動員計画」によって行う。

第4節 市消防団の配備区分

市消防団の配備区分は、「第5編第1章消防活動計画」で定める配備区分に準じて行うものとする。

第5節 水位情報を通知及び周知する河川

1 長崎県知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）

- (1) 河川名：雪浦川
- (2) 水位情報周知区間：左岸 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷～海
右岸 西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷～海 5, 840m
- (3) 対象量水標及び指定水位

河川名	量水標名	地先名	水防団 (消防団) 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
雪浦川	奥 浦	大瀬戸町 瀬戸羽出川郷	3. 6 m	4. 1 m	4. 4 m	4. 8 m

※水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な被害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「避難判断水位」に達した時、その旨を関係機関に周知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。（水防法第13条）

※避難判断水位とは、はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難時の目安になるものである。

第6節 水防活動

1 雨量、水位及び潮位の通報と水防信号

- (1) 関係機関からの気象注意報、警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民に周知するとともに、配備の万全を期するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

(2) 水防信号は、長崎県水防信号規則で定めるところにより次のとおり発する。

区分方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ① 第1信号は警戒水位に達したとき。
- ② 第2信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ③ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- ④ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- ⑤ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- ⑥ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2 警戒及び水防工法

警戒および水防の実施については、本部長の指令に基づき、次により行う。

- (1) 水位観測及び区域内の警戒にあたり、水防上危険があると認められる箇所があるときは、その付近で得られる材料を使用し、適切な工法に基づき水防を実施する。
- (2) 水防実施の状況を直ちに本部長に速報し、破堤等の被害を生じた場合は、指示をうけ、応急復旧にあたり、被害の軽減に努める。

3 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第18・19条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報し、また地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するとともに、水防団体は相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

4 避難のための立ち退き

水防本部長又はその命を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第22条に基づき必要であると認めたときは、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立ち退きを指示する。

5 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「第3編第3章自衛隊災害派遣要請計画」により行う。

6 重要水防区域と重要水防箇所

重要水防区域と重要水防箇所は、次に掲げる区域、箇所とする。

- (1) 土砂災害警戒区域
- (2) 土砂災害特別警戒区域
- (3) 山地災害危険地区
- (4) 水防上重点を置くべき地域
- (5) 老朽ため池等危険箇所

7 水防倉庫及び水防資器材の備蓄

水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、「第2編第8章水防施設等整備計画」により行う。

第7節 水防訓練

水防訓練は、「第2編第2章防災訓練の実施計画」により実施する。

第8章 土砂災害における警戒避難計画

（市民課、建設課、農林課、こども健康課、福祉課）

第1節 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、平成13年度に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）により、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制、既存住宅の移転促進などの対策を推進するため、調査結果に基づき指定する区域であり、警戒区域と特別警戒区域がある。

<土砂災害警戒区域等数>

R6.4.1現在

	災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	2, 165	2, 134
土石流	183	159
地すべり	79	0
計	2, 427	2, 293

※特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

※「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表」資料編による。

第2節 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、長崎県が一定の仕様に基づき、山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある溪流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区を公表している。

<山地災害危険地区数>

R4.3.27現在

	危険地区数
山腹崩壊危険地区	74
崩壊土砂流出危険地区	36
地すべり危険地区	5
計	115

※「山地災害危険地区一覧表」資料編による。

第3節 避難計画

土砂による被害を受ける恐れのある住民（以下「関係住民」という。）を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために整備する内容は、以下の通りである。

- (1) 警戒または避難を行うべき基準の設定
- (2) 適切な避難方法の周知
- (3) 適切な避難場所および避難路の選定、周知
- (4) 情報の収集、伝達
- (5) 防災知識の普及および防災活動の実施

1 警戒または避難を行うべき基準の設定

- (1) 警戒避難基準は原則として、土砂災害警戒区域等ごとに設定するものとする。
- (2) 警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、その基準値の設定にあたっては、総合土砂災害対策推進連絡会にかけて決定する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導することが大切である。

2 適切な避難方法の周知

市は、日常から次の事項につき関係住民に対し周知徹底を図り、降雨地に混乱なく迅速に避難できるよう指導する。

- (1) 土砂災害警戒区域等、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区の所在地
- (2) 避難計画に関する事項
 - ア 土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
 - イ 世帯数、人口、棟数
 - ウ 避難情報の発令時期
 - エ 避難情報の伝達担当者、および伝達先
 - オ 伝達手段
 - カ 避難情報の伝達所要時間
 - キ 避難誘導者、避難経路、避難場所等
 - ク 避難行動要支援者の避難支援体制
- (3) 関係住民が日常から準備しておくべき事項
 - ア 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
 - イ 自分の住んでいる周りの裏山、崖、溪流等の危険箇所を把握しておく。
 - ウ 自宅には、雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判るよう

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

準備しておく。また、雨量観測値が理解できるようにする。

エ 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

オ 地域の避難行動要支援者と避難支援方法を確認しておく。

（4）観光客に対する配慮

市は、観光客等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館・ホテル等の関係者に周知徹底を図る。また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

（5）避難に際しての留意事項

ア 避難の準備

市より避難の指示等が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

（ア） 火気、危険物等の始末を完全に行う。

（イ） 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。

（ウ） 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

イ 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

（ア） 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。

（イ） 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

（ウ） 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

（エ） 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。

（オ） 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。

（カ） 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については、十分に配慮する。

（キ） 老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。

（ク） 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

ウ その他の留意事項

（ア） 避難は明るいうちに行われることが望ましい。

（イ） 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ましい。

（ウ） 安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。

エ 避難後の措置

（ア） 誘導員は、市長等より避難指示等の解除が発令されるまで避難者を避難場所に留める

よう努める。

- (イ) 市は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

(6) 自主判断による避難

市は、停電、機器の故障のため市町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨榛の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざり初めた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が発生し始めた場合やその兆候が出始めた場合

(7) 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

ア 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。

イ 他の土砂災害警戒区域等への避難は避ける。

ウ 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。

エ 溪流に直角方向に、できる限り溪流から離れる。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

市は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、市町の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

(2) 情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨量、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、台風情報など降雨に関する情報および地震噴火等の情報と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

降雨に関する情報の収集方法としては、表に掲げる方法等を利用して、また災害に関する情報は、日頃地区ごとに選定した巡視員との連絡、防災無線、アマチュア無線等を活用し、その収集に努める。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（3）情報の伝達

市は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるようその施設の整備を図るとともに、特に、地すべり危険地区、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法の整備についても配慮する。

（4）情報の伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線（戸別無線機を含む。）、市ウェブサイト、市公式LINE、広報車等の方法により迅速かつ正確に行うものとする。

ただし、市が所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等に被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

表 広域、小流域における雨量情報システム

データ名	観測方法と観測データ	観測時間	利用現況	参 考
(広域) レーダー雨量計システム	レーダーから発射された電波が、雨滴などに当たって反射する原理を利用して降雨観測を行う。	表示5分単位	9km ² メッシュ単位に降雨強度、降雨特性を観測し、一定範囲をデジタルで表示する。	長崎県河川課に導入されている。
(小流域) 土石流予警報装置	土石流危険渓流単位に、雨量計および通報装置を設置し、累積雨量、時間雨量を観測する。		土石流に関する警戒避難基準雨量をセットし、基準雨量をオーバーすれば防災担当者に連絡。	1. 設置状況 現在、建設省および県によってモデル流域において整備が進められている。別表参照 2. 特徴 小流域の降雨観測が可能であり、土石流の警戒避難の判断資料とすることができる。 3. 費用 標準システム(雨量計、通報装置)……約300万円(オプション有)
長崎県河川砂防情報システム (ナックス)	半径約3km単位に雨量計を設置し、累積雨量、時間雨量の降雨観測を行う。		振興局及び土木事務所で各管内における累積雨量及び時間雨量を観測し、雨量局からの降雨状況を集中管理している。	平成17年4月1日からシステムの運用を開始、県内各地の雨量、河川水位、土砂災害危険度に関する情報を提供している。

4 防災知識の普及および防災活動の実施

市は、土砂災害警戒区域等周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を、出水期前（梅雨期前、台風期前）または全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

（1）防災知識の普及

ア 一般住民を対象とした防災知識の普及

市は、概ね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

- （ア）市が発行する広報紙や印刷物（チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用
- （イ）市による講演会、講習会、見学会等の開催
- （ウ）防災行政無線の利用
- （エ）市による広報車の巡回

イ 学童を対象とした防災知識の普及

市は、学童を対象として下記の活動を行う。

- （ア）学童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開
- （イ）市教育委員会に諮り、副読本等の教材を作成する。
- （ウ）学童の避難訓練

ウ 意識高揚のための事業等の実施

- （ア）防災に関する演習の実施
- （イ）土砂災害防止に功労のあった人の表彰

（2）防災業務に服務する市防災関係職員に対する周知徹底

市は、防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土砂災害警戒区域等および避難方法等、市地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を図る。

5 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

（1）避難確保計画の作成及び市への報告

土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、ハザードマップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するように指導する。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を行うものとする。

（2）警戒区域内にある要配慮者利用施設

社会福祉施設：44、学校：11、医療施設：12 合計67

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

表 警戒区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地		施設（事業所）名	所在地
1	グループホーム第二わらび苑	大瀬戸町瀬戸西濱郷	36	西海東小学校	西海町丹納郷
2	グループホームさくら	大瀬戸町瀬戸西濱郷	37	西海北小学校	西海町横瀬郷
3	西海高齢者生活支援ハウス	西海町黒口郷	38	大島西小学校	大島町 7720 番地
4	特老ホームふるさと/診療所	西海町川内郷	39	大瀬戸小学校	大瀬戸町瀬戸榎浦郷
5	ルミエール雪浦	大瀬戸町雪浦下釜郷	40	雪浦小学校	大瀬戸町雪浦下郷
6	特老ホーム海風荘	大瀬戸町瀬戸板浦郷	41	ときわ台小学校	西彼町下岳郷
7	介護療養型老人保健施設さいかい	大島町 1876 番地	42	西彼中学校	西彼町喰場郷
8	黒口ふれあいの館	西海町黒口郷	43	西海中学校	西海町黒口郷
9	海風荘デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸板浦郷	44	西彼杵高等学校	大瀬戸町瀬戸西濱郷
10	瀬戸広域デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸西濱郷	45	西彼農業高等学校	西彼町上岳郷
11	社協さいかいデイサービスセンター	西海町黒口郷	46	医療法人栄寿会真珠園療養所	西彼町八木原郷
12	デイサービスセンターつばき苑	大瀬戸町松島内郷	47	特老ホーム海風荘診療所	大瀬戸町瀬戸板浦郷
13	広域障害者生活支援センター光明園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	48	医療法人浦口医院	大瀬戸町瀬戸榎浦郷
14	大瀬戸厚生園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	49	西海市国民健康保険江島診療所	崎戸町江島
15	こざくら学園	西海町木場郷	50	社会福祉法人福医会さいかいクリニック	大島町 1876-59
16	光明園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	51	ふるさと診療所	西海町川内郷
17	グループホームはるの	西彼町八木原郷	52	雪浦ひうらクリニック	大瀬戸町雪浦上郷
18	障がい者ヘルパーセンター さいかい	西海町黒口郷	53	西海市国民健康保険松島診療所	大瀬戸町松島内郷
19	ふれあいの広場はるの	西彼町八木原郷	54	なかやま認定こども園	西彼町中山郷
20	希望社	大瀬戸町瀬戸板浦郷	55	丘の家	西彼町中山郷
21	互隣の家	西海町七釜郷	56	グループホームかめだけ	西彼町中山郷
22	百合の里	大瀬戸町瀬戸下山郷	57	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	西彼町上岳郷
23	いこいの家	大瀬戸町瀬戸板浦郷	58	西彼中央幼稚園	西彼町喰場郷
24	亀岳保育園	西彼町上岳郷	59	特別養護老人ホーム風和の里	西彼町鳥加郷
25	西海保育園	西海町七釜郷	60	社協せいひデイサービスセンター	西彼町鳥加郷
26	市立蛸浦保育所	崎戸町蛸浦郷	61	せいひ中央クリニック	西彼町中山郷
27	認定こども園遊林保育園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	62	西海市療育支援相談センター	西彼町鳥加郷
28	淳心保育園	大瀬戸町雪浦下郷	63	元亀の里	西彼町中山郷
29	松島保育園	大瀬戸町松島内郷	64	グループホームふるさと	西海町川内郷
30	ぐしこうかん	西海町七釜郷	65	大串歯科医院	西海町丹納郷
31	みひかりクラブ	大瀬戸町瀬戸西濱郷	66	金森医院	西海町川内郷
32	じゅん心学童クラブ	大瀬戸町雪浦下郷	67	児童厚生施設 なかよしひろば	崎戸町蛸浦郷
33	松島つ子クラブ あこう樹	大瀬戸町松島内郷	68	グループホーム・ケアホームのぐち1号	西海町中浦南郷
34	西彼北小学校	西彼町小迎郷	69	グループホーム・ケアホームのぐち2号	西海町中浦南郷
35	大串小学校	西彼町平山郷			

第9章 救助法の適用に関する計画

（市民課、こども健康課、福祉課）

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩む被災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（法第2条、法第32条の2）が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができることとなっている。（法第30条第1項政令第23条）

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）福祉サービスの提供
- （7）被災した住宅の応急修理
- （8）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （9）学用品の給与
- （10）埋葬
- （11）死体の捜索及び処理
- （12）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

また、災害が発生する恐れがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

西海市における災害救助法の適用基準

	基準の内容
適用基準Ⅰ	・市内で、50世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅱ	・県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅲ	・県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅳ	・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5 法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。

第10章 避難計画

（市民課、**こども健康課**、福祉課、教育委員会）

この計画は災害時における危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対する避難のための立退き又は指示及び避難場所の開設等について定めるものとする。

1 避難の指示等

（1）避難の指示

状況	指示者	対象者	措置
（1）生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（基本法60条、61条）	・市長（知事に報告） ・警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	立退きの指示
（2）洪水又は高潮のはんらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （水防法22条）	・知事 ・知事の命を受けた県の職員 ・水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
（3）地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （地すべり等防止法25条）	・知事 ・知事の命を受けた吏員（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
（4）人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 （警察官職務執行法4条） （自衛隊法94条）	・警察官（公安委員会に報告） ・警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	・その場に居合わせた者 ・その事物の管理者 ・その他関係者	・必要な警告を発する ・特に急を要する場合においては危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

（2）警戒区域の設定

状況	指示者	対象者	措置
（1）災害が発生し、又はまさに発生ようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合 （基本法第63条）	・市長 ・警察官又は海上保安官（注1）	災害応急対策に従事する者以外の者	・立入制限 ・立入禁止 ・退去の命
（2）水防上緊急の必要がある場所 （水防法第14条）	・水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 ・警察官（注2）	水防関係者以外の者	・立入禁止 ・立入制限 ・退去の命
（3）火災の現場及び水災を除く災	・消防吏員又は消防	命令で定める以	・退去の命

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

害（消防法第36条において準用する同法第28条）	団員 ・警察官（注2）	外の者	・出入の禁止 ・出入の制限
（4）生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 （警察官職務執行法第4条）	・警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	・退去の命

（注1）市長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

（注2）前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

2 避難情報の基準

避難情報の基準は以下のとおりであるが、市長等避難情報の指示者は、危険が切迫した場合に迅速に避難情報等を発令できるように、具体的な判断基準を記した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を、別に定める。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、県から、避難情報の発令基準の策定の支援、市の防災体制確保に向けた支援を受ける。

- （1）気象台から豪雨、台風、津波等災害、土砂災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- （2）知事から豪雨、台風、高潮、地震、土砂災害及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。
- （3）河川が警戒水位を突破し溢水又は漏水のおそれがあるとき。
- （4）上流水域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。
- （5）火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- （6）その他の自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

3 避難の伝達方法

（1）避難警報の発令

種別	警報発令者	発令方法
事前避難警報	市長	・災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、市防災会議、県等関係の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	市長	・災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。 ・市ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合発令後市長に報告する。

（2）警報の伝達方法

避難警報は、サイレン、半鐘、防災無線放送等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

4 屋内での待避等の安全確保措置

市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

5 市に対する助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令できるよう、市に積極的に助言するものとする。

6 避難の周知徹底

(1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市長及び水防管理者は、避難の立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 指示等

市長及び水防管理者は避難の指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

ウ 放送等

知事は避難の指示等をしたとき、又は市長からその通知を受けたときはラジオ・テレビによる放送を要請する。要請を受けた放送局は当該地域の住民に徹底するような放送時間、放送回数を考慮して放送する。特に情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等にはあらかじめ近隣の協力者を得るなどの配慮をする。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを勧告し、又は指示をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

7 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導

避難立退きの誘導に当っては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

県、保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあっては、管内の市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

（2）移送

ア 小規模の場合

避難立退きに当っては、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し市において処置できないときは、市は、県に要請する。

県は、自衛隊の災害派遣を求める等適切な方法により陸上、水上、空中輸送により移送させる。

8 学校等の避難対策

（1）避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

（2）移 送

集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

9 病院・社会福祉施設の避難対策

（1）避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

（2）移 送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

（3）避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

10 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は海上保安部において実施する。

（1）船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難指示を行い、あらかじめ選定した場所へ誘導、整理を行い、荒天準備の指導および避難状況の把握をなす。

（2）爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となるおそれのある物件については、

所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。

- (3) 特定港である長崎、佐世保、厳原の各港長は、特に必要があると認めるときは、停泊船舶に対し移動を命ずる。

1.1 避難場所及び避難所

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、管内の地域別に、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、予想される災害の種類ごとに、あらかじめ指定緊急避難場所として定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

エ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定及び周知

ア 市は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、その管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等を福祉避難所として指定する。

ウ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

エ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（3）指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の整備に当たり、両者の違いについて間違わないよう、住民への周知徹底を図る。また、対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねることができる。

（4）避難場所及び避難所に収容するものの範囲

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

（5）避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

- （ア）火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。
- （イ）台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の完備）を行い浸水の予想される場合には家財を高所に移動させること。
- （ウ）会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。
- （エ）浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- （オ）病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

イ 避難時の留意事項

- （ア）服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。
- （イ）ガケ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。
- （ウ）切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれない。
- （エ）高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難する。

（6）指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

ア 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 市は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について

も、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 市の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては、県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

オ 地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

カ 指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

キ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

ク 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

ケ 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

（7）避難所の運営管理等

ア 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した、NPOやボランティアなどの外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び車中泊避難者などの避難所で生活せず食事のみ受取にきている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

ウ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

エ 指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

カ 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるも

のとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ 車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、そのため、県は、平時から、災害時の保健活動に関する研修会を行うよう努める。

ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ケ 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

コ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、県は、保健所や市の職員等に対して、災害時の保健活動に関する研修会を開催するように努める。

サ 飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、被災者支援の観点から、市は県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。そのため、防災訓練において、実行性のあるペット同行避難訓練の実施に努めるものとする。また、県は、避難所を設置する市に対して、衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。

シ 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

ス 広域一時滞在における受入市町との情報共有

広域一時滞在中の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(8) 避難所の運営管理等

市は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）」に基づくものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

1.2 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。
- (2) 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。
- (3) 市は、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること等に留意する。
また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し公示するものとする。
- (6) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努めるものとする。

1.3 救助法による避難所の設置

- (1) 実施責任者
 - 災害救助法が適用された場合
 - ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。
- (2) 避難所の設置
 - 学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。
- (3) 避難所に収容するものの範囲
 - ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - イ 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者
 - ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 避難所設置のための費用
 - ア 国費負担対象経費
 - (ア) 賃金職員等雇上費
 - (イ) 消耗器材費
 - (ウ) 建物器具等使用謝金、借上費、購入費

（エ）光熱水費

（オ）仮設便所等の設置費

イ 国費負担限度額

避難所設置費 1人1日当り 360円以内

（5）避難所開設期間

災害発生の日から7日以内

1.4 物資の調達・供給活動

（1）ニーズに応じた支援支援

ア 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

イ 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

ウ 県、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（2）物資輸送拠点

県は、広域物資輸送拠点を、市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。県、市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

（3）国への要請

県、市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請するものとする。

県は、被災市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市に対する物資を確保し輸送するものとする。

第11章 救出計画

（市民課、こども健康課、福祉課）

本計画は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るために定めるものである。

1 実施責任者

- （1）救出は原則として、市長、消防機関、警察機関及び海上保安部が実施するものとする。
- （2）基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。
- （3）災害対策本部内等に実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- （4）その他救助法を適用した場合は、下記の「救助法に基づく救出」によるものとする。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- （1）災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
 - カ 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- （2）災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

3 救出の方法

- （1）市の救出活動
 - ア 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業
 - イ 協力者の動員
 - ウ 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用
- （2）西海警察署の活動
 - ア ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。
 - イ 救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。

（3）海上保安部の活動

- ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上又は沿岸における遭難者等の救出にあたる。
- イ 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の捜索を実施し、救出にあたる。

4 救助法に基づく救出

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ア 法第30条第1項の規定により、市長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。
- イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（2）救出対象者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

（3）救出を実施できる機関

災害発生の日から3日以内

第12章 死体捜索及び収容埋葬計画

（環境政策課、**こども健康課**、福祉課、西海警察署、海上保安部）

本計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

1 死体の捜索

（1）実施責任者

ア 市長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として知事が行い、市長がこれを補助する。（迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により市長が行う。）

（2）捜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては第3節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の捜索は、消防団等関係機関の協力を得て捜索に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて行う。

2 死体の処理

（1）実施責任者

ア 市長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

イ 救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社長崎県支部は、救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

ウ 西海警察署（県警察本部、死体取扱規則33年国家公安委員会規則）

（ア）警察官は、明らかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに死体取扱規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号）に基づき、死体を見分するとともに、死因、身元、その他調査を行い所定の死体を見分するものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書として、死体取扱規則第4条に規定する死体見分調書または同規則第11条に規定する多数死体見分調書を作成し市長に報告するものとする。

(イ) 死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体を速やかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、死体を所在地の市長に引渡すものとする。

エ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検視後遺族又は関係市長に対し引継ぎを行う。また行方不明者は巡視船艇、航空機により捜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

(2) 処理の内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための処置

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、又は天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な見分を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、市長は、警察官または海上保安官の見分をうけた後ただちにその遺族、親戚、縁者に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明しない場合であって救助法を適用されたり災地の市から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体が災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 市長が実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として、知事が行い、市長がこれを補助する。（迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により、市長が行う）

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（2）埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

（3）埋葬の方法

ア 原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

ウ 被害が甚大で市の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、県を通じて県内他市町等への協力要請をおこなう。

4 救助法による実施基準

（1）国庫負担限度額

ア 死体の搜索

（ア）舟艇、機械器具等の借上費又は購入費

（イ）修繕費

（ウ）燃料費

イ 死体の処理

（ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

1体当たり **3,700 円以内**

（イ）死体の一時保存

○ 既存の建物利用 — 借上費の実費

○ 既存の建物が利用できない場合 — 1体当たり **5,900 円以内**

（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合、当該地域における通常の実費を加算できる）

○ 検索 — 当該地域の慣行料金の額以内

ウ 死体の埋葬

（ア）大人（満12歳以上） 1体当たり **232,200 円以内**

（イ）小人（満12歳未満） 1体当たり **185,700 円以内**

（2）期間

災害発生の日から10日以内に完了

第13章 食糧供給計画

（福祉課、市民課）

1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章Ⅰ第11によるものとする。（農林水産省総合食料局長通知）（最終改正令和7年4月1日付け6農産第5106号農産局長通知）

（1）食糧等の供給責任体制

被災地域の、り災者等に対する食糧品等の供給は、市がこれを実施する。

（2）主食の応急供給（市・県・農林水産省）

ア 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

イ 市長の手續

（ア） 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市長は知事に対し農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

（イ） 市長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

（ウ） 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 食品給与物品受払簿
- b 炊き出し給与状況
- c その他関係証拠書類

（3）応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常に応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市長は農林水産省農産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の第4章Ⅰ第11により実施するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（4）災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

（ア）法第30条第1項の規定により市長が行う。

（イ）上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

（ア）避難所に避難している者

（イ）住家が被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

ウ 食品の給与の方法

炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

エ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内

2 応急食糧確保対策

市長は、災害救助法が発動された場合で、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、直接、農林水産省農産局長に要請することができる。

第14章 衣料品及び生活必需品供給計画

（福祉課、市民課）

本計画は災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品をそう失、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における民心の安定を図るために定めたものである。なおその際には、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施責任者

- （1）救助法を適用するに至らない災害の場合は、必要に応じ市が行う。
- （2）災害救助法が適用された場合
 - ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。（り災者に対する配分）
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。（物資の購入及び輸送）
- （3）市限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 給与及び貸与の方法

- （1）救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが、不足ある場合は、一括購入する。
- （2）救助物資の購入計画

市長は、地区ごとの、世帯構成別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、救助物資の購入計画を樹立するものとする。
- （3）救助物資の配分

市長は、知事が示した配分計画に基づき、各り災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

3 給与または貸与する品目

品 目	内 容
寝 具	毛 布、タオルケット、布団等
衣 料	作業衣、学童服、スカート、下着類
炊事用具	鍋、釜、バケツ、湯沸等

4 給与対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

国庫負担限度額

世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	円以内 20,300	円以内 26,100	円以内 38,700	円以内 46,200	円以内 58,500	円以内 8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

5 期間

災害発生の日から10日以内に完了

第15章 応急給水計画

（上水道課、専用水道管理者）

被災地における飲料水の供給については、市長が実施しなければならない。

1 災害救助法による飲料水の供給

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第13条第1項の規定により市長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（2）対象者

災害のため現に飲用水を得ることができない者

（3）飲料水供給のための費用

ア 国庫負担対象経費

（ア）水の購入費

（イ）給水又は浄水に必要な機械器具の借上費

（ウ）修繕費

（エ）燃料費

（オ）薬品及び資材費

イ 国庫負担限度額

飲料水供給のための実費

（4）給水期間

災害発生の日から7日以内。

2 自衛隊等への応援要請

大災害により被災者が2,000人以上又は数ヶ地区に及ぶ場合は、自衛隊、日赤のろ水給水班の出動を要請する。

3 応急給水計画について

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

4 代替水源の確保について

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

第16章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

（建設課、住宅建築課、市民課、福祉課）

本計画は災害のため住家が滅失し、救助法が適用された市で、り災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要最小限の部分を応急的に補修してり災者の居住安定を図るために定めるものである。

1 応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の建設用地として市内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、県の協力を得て他の市有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。

建設用地については、県と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定しリスト化するとともに、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。

また、必要に応じて、県と連携して、公営住宅等の空き家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空き家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。

県は、災害連携協定締結団体との最新供給体制の共有と情報交換を行うとともに、建設型応急住宅の供給にあたっての、関係部局、市、災害連携協定先との共同机上訓練に努める。

（1）実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。

（2）入居対象者

次の各号に該当するものであること。

- ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者
- イ 自らの力では住家を得ることができない者

（3）供与の方法

応急仮設住宅は、建設し供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

（ア）規模

1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

（イ）国庫負担限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

（ウ）着工

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置

（エ） 貸与期間

建設完了の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

イ 賃貸型応急住宅

（ア） 規模

世帯の人数に応じてアの（ア）に定める規模に準ずる。

（イ） 国庫負担限度額

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の賃貸又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額

（ウ） 借上

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

（エ） 貸与期間

アの（エ）と同様の期間とする。

2 住宅の応急修理

（1）実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、法第 30 条第 1 項の規定により市長が行うこととした場合は、市長が実施する。

（2）応急修理の対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 災害のため住家が半壊半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

（3）修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分

（4）修理の期間

災害発生の日から 1 か月以内に完了

（5）費用

国庫負担限度額 1 世帯当たり次に掲げる額以内

ア イに掲げる世帯以外の世帯 739,000 円以内

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
358,000 円

3 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第17章 障害物の除去計画

（建設課）

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し災害の拡大防止と、交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため次の要領により計画をたてる。

1 除去計画の策定

豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に起因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- （1）崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、各出先機関にて予想される個所について予め集積又は捨土個所を選定しておくこと。
- （2）障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておくこと。
- （3）災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、県建設機械公社、建設技術センターと充分連携をとること。
- （4）応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し出先機関において対処し得るよう計画しておくこと。
- （5）以上の他必要な事項については、出先機関の長において、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

2 海上の障害物

航路その他、海上交通の障害となる物件については、海上保安部において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

3 災害救助法による障害物の除去

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により市長が行うこととした場合は、当該市長が行う。）

（2）障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

ア 居室、炊事場等生活にかくことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあること。

イ 自己の資力では、障害物の除去ができない者

（3）除去の範囲

日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

- (4) 除去のための費用
 - ア 国庫負担対象経費
 - (ア) 機械器具等の借上費又は購入費
 - (イ) 輸送費
 - (ウ) 賃金職員等雇上費等
 - イ 国庫負担限度額
 - 1世帯につき 143,900 円以内
- (5) 除去の期間
 - 災害発生の日から 10 日以内に完了

第18章 義援金品募集配分計画

（福祉課、会計課）

本計画は、災害により災者に対する義援金品の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものである。

1 実施内容

市は、市、県、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、県及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

（1）義援金品の受付

市に寄託される義援金品は、原則として福祉課を窓口として受け付け、会計課において収納する。

（2）義援金品の配分

ア 配分の基準

市に寄託された義援金品及び県または日本赤十字社等から配分を委託された義援金品の配分にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成等を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分する。

イ 配分計画の作成

（ア） 義援金品の配分については、福祉課及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。

（イ） 義援金品の配分は、福祉課が、各地区及び各種民間団体の協力を得て実施する。

ウ 配分方法

配分にあたっては、社会福祉協議会及び各地区等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

（3）義援金品の保管

義援金品の保管については、福祉課と会計課が協議し、配分が完了するまで義援金（物資）受付簿に整理し、厳重な保管をなすものとする。

第19章 保健医療に係る対策計画

（こども健康課、医療保険課）

1 被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、**災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）**や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。

- （1）被災地の衛生行政機能の被災状況
- （2）施設・設備の被害状況
- （3）診療（施設）機能の稼働状況
- （4）職員の被災状況、稼働状況
- （5）医療品等及び医療用敷材の受給状況
- （6）施設への交通状況等

2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和7年3月31日付通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」に基づき、市と連携して、以下の措置を講ずる。

- （1）長崎県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、福祉保健部長は福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、保健所内に地域保健医療福祉調整本部を設置すること。
- （2）保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整班において、県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会（災害支援ナース）日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、保健師等（以下この項において「保健医療活動チーム」という。）並びに災害派遣福祉チーム（DWAT）等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行う。
- （3）保健医療調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める時は、被災県以外の都道府県に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- (4) 保健医療福祉調整班に県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）統括、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

3 被災地における指揮調整機能の維持

- (1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療福祉活動チームの受援調整が必要になるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請をする。

県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。

なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、DHEAT先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉調整班の設置及び運営等に活用する。

- (2) 保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整本部において、県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム、保健師等チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害時感染症制御支援チーム（DICT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）等（「以下、この項において「保健医療福祉活動チーム」という。）の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携（保健医療福祉活動チームに対する避難所等での保健医療福祉活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。
- (3) 保健医療福祉調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行う必要があると認める時は、被災県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。

- (4) 平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めること。

4 保健医療活動従事者の確保

- (1) 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

①県は、被災地の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎DMAT指定病院に長崎DMATの派遣を要請する。

②県は、必要に応じ、被災地において精神保健医療活動を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

- ③県は、被災市等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- ④日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- 医療救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする
- (2) 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保
- ①県は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。
- ②県は、医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

5 被災地における医療・保健の確保

- (1) 医療施設への電気、ガス、水道の確保
- ①被災地内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- ②県及び被災市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。
- ③県及び被災市は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。
- ④県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。
- (2) 救護所及び避難所救護センターの設置
- ①被災地保健所及び被災市は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- ②避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。
- 設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧場を勘案する。
- 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行うこと。必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（3）医療機器の修理及び交換

県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。

（4）医療施設の入院患者等に対する安全対策

①医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

②入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。この場合、県は必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請する。

6 被災者の健康管理

（1）健康管理に必要な情報の収集・共有化

県及び被災市は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。

（2）被災者への健康管理活動

県及び被災市は、以下により被災者の健康管理を行う。

①公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

②保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行う。

③保健所等において、被災県及び市以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣されて支援にあたる救護班当の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行う。

④被害状況等を踏まえ、保健所等において、**対応**が困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援派遣すること。

⑤健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

⑥被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行う。

⑦避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知する。

（3）保健師等チームの応援要請

①県及び被災市は、被災者の健康管理に関し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等

のみによる対応が困難な場合は、災害時相互応援協定締結自治体へ、被災者の健康管理を支援するために被災都道府県以外の地方公共団体の保健師、管理栄養士、その他の専門職等からなる保健師等チーム（以下、「保健師等チーム」）の応援要請をする。

②県及び被災市は、①の結果及び災害の規模により、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市以外の都道府県及び市町村からの保健師等チームの応援要請をする。

7 医薬品等の供給

（1）被災地の状況把握

県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。

（2）医薬品等の確保及び供給

①県は、被災市から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。

②県は被災市から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。

（3）医薬品の仕分け及び管理

県及び被災市は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

8 救急医療対策計画

（1）計画の目的

市の区域に集団的に、多数の死傷者が発生した場合における救急医療対策が、迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

（2）計画の性格

この対策は、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、市の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策をいう。

（3）計画の推進

ア 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

- ① 県
- ② 警察
- ③ 市

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- ④ 消防機関
- ⑤ 県医師会
- ⑥ 郡市医師会
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 日本赤十字社長崎県支部
- ⑨ 自衛隊
- ⑩ その他

イ 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

- ① 救急医療体制の整備
- ② 通報・連絡
- ③ 医薬品、資機材の確保及び輸送
- ④ 死傷者の輸送及び収容
- ⑤ 医療関係者の出動
- ⑥ 関係機関等の連携・調整
- ⑦ その他

9 後方医療対策計画

救護班では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

市は、患者の陸上搬送やヘリコプター搬送等について県や佐世保市消防局等に要請する。

第20章 防疫計画

（こども健康課）

浸水等のあとで発生する感染症の予防を図る防疫計画は、次によるものとする。

1 防疫活動組織

- (1) 1日編成可能班数（各保健所それぞれ防疫班1、消毒班1）市においても編成する。
- (2) 出動時間 8時間（実働時間）現地状況で延長される。
- (3) 防疫対策 健康診断（検便）、清潔法、消毒法、そ族昆虫駆除

2 防疫業務の実施基準

- (1) 知事の指示により感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させる。
- (2) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第14条に定めるところに従って行う。
- (3) 物件に係る措置
法29条の規定により知事の指示に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第16条に定めるところに従って行う。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除
法28条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第15条の規定により定められたところによる。
（薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施のこと）

3 防疫実施方法

市において実施する。
代執行をもって実施することもある。
（災害の状況により出動編成班数を増員することもある。）

4 防疫活動に必要な携行資材補給方法

市において県下業者より購入する。
代執行の場合は、県福祉保健部福祉保健課において購入手続きを行い補給する。

5 備蓄資材の在庫場所、資材名、調達順序、調達先所管

- (1) 備蓄資材の在庫場所
市内卸業者
- (2) 資材名
逆性石けん、次亜塩素酸ソーダ、さらし粉、生石灰、その他破傷風血清、蛇毒血清等

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

6 防疫対策

県及び被災市は、必要に応じ、以下の家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。

- ①県及び被災市は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。
- ②県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、被災市に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。
- ③県は、被災市から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行うこと。
- ④夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状況の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具器材が不足することも想定されるため、県は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行うこと。
- ⑤冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザ等が避難所において流行することが考えられるため、県及び被災市は手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。
- ⑥避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、被災市は、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。
- ⑦県や被災市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）の派遣を国立健康危機管理研究機構に設置されたDICT事務局に対して迅速に要請すること。

7 動物対策

（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び被災市は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

①県

長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。

被災市に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。

必要に応じて、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

②被災市

愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

第21章 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理

（環境政策課）

1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

（1）一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

イ 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

（2）災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

ウ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。

エ 生活ごみを含めた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

災害廃棄物の仮置き場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておくこと。

オ 市は、PCBやアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握すること。

2 災害廃棄物の処理

（1）被災地の状況把握

市は、災害の発生直後から、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

（2）災害による廃棄物の処理

ア 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。有害廃棄物については、他の災害廃棄物と分別して保管し、県が示す処分方法により適正に処理を行う。

イ 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

（3）仮設便所等のし尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所については、民間レンタル業者からレンタルし、設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

イ 市は、上水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

（4）生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

（5）その他の災害廃棄物の処理

ア 市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

イ 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の行程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

行程等	主な事項
収集運搬体制	体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要な人員・資機材の確保
仮置場	仮置場の選定、必要面積の算定、設置、搬入・搬出、管理方法
処理施設	破碎・選別施設、仮設焼却炉の設置検討
損壊家屋の解体・撤去	撤去等に関する指針の概要
避難所ごみ処理	ごみの排出区分
離島における災害廃棄物処理対策	島内処理と島外処理
環境対策・モニタリング	モニタリングの目的、項目
津波堆積物	基本的処理フロー
特別な対策が必要となる廃棄物	有害廃棄物・危険物、廃家電製品、廃自動車、廃二輪車、太陽光発電設備、腐敗性の強い廃棄物、思い出の品等

第22章 在港船舶対策計画

（海上保安部）

災害発生時に際して在港船舶の危険を防除するため、次により対処するものとする。

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次の対策を講ずる。

- （1）災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- （2）災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第23章 輸送計画

（防災基地対策課、建設課、西海警察署）

本計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うための必要な事項を定める。

1 実施機関

災害応急対策要員又はり災者、災害応急対策用物資及び機械等の輸送は災害応急対策を実施する県、市又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は第1次的には、市が市地域防災計画に定めるところにより実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

主なる輸送の方法は次のとおりである。

- （1）車両による輸送（道路によるもの）
- （2）船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- （3）航空機による輸送（空路によるもの）
- （4）人力による輸送

3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

（1）り災者の避難輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送

（2）医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班では、処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

（3）り災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

（4）飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のための必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

（5）救済用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必

要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

(6) 死体捜索のための輸送

死体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の移送

(8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

4 車両、船舶及び舟艇等の確保

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市又はその他の実施機関はその車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとする。

(1) 乗用車、バス及び貨物自動車

陸運支局を通じ、バス会社、タクシー業者及び運送業者等に協力を求める。

(2) 特殊自動車

運送業者所有のものについては、陸運支局を通じ、建設業者所有のものについては、県土木部を通じ、業者の協力を求める。

(3) 舟艇

ア ボート 県総務部（防災企画課）を通じボート業者に協力を求める。

イ 漁船 県水産部（漁政課）を通じ漁業協同組合に協力を求める。

(4) 船舶

県企画部（交通政策課）を通じ、旅客船事業者等に協力を求める。

5 航空機の要請

市は、災害応急対策の実施にあたり交通が途絶し、陸上による緊急輸送が困難であると認めるときは、県を通じ、航空機による輸送について自衛隊に要請する。

6 応援協力要請の手続き

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

7 従事命令による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶の輸送力を確保することが非常に困難であると知事が認めるときは、救助法第24条及び基本法第71条により従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

8 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

9 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県（福祉保健部）が他の部局及び機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置をまついとまがないとき又は、特別事情があるときは、次の基準により市長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

（1）輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間	
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日	
医療に関する輸送		災害発生の日から	14日以内
助産に 〃		〃	13日以内
り災者の救出に関する輸送		〃	3日以内
飲料水供給のための輸送		〃	7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧調味料及び薪炭等の輸送	〃	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃	14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1か月以内、その他は15日以内	
死体そう索のための輸送		災害発生の日から	10日以内
死体処理のための輸送（埋葬を除く）		〃	10日以内

（注） 輸送の範囲については、上記以外についてとくに必要な場合には事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

（2）費用の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

- ア 運 送 費（運賃）
- イ 借 上 料
- ウ 燃 料 費
- エ 消 耗 器 材 費
- オ 修 繕 費

（3）輸送実施市長の措置

救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

第24章 交通応急対策計画

（防災基地対策課、建設課、西海警察署、海上保安部）

本計画は災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範囲
道路管理者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(基本法第76条) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。
	(道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (公安委員会又は警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき。
	(海上保安庁法第18条) 1 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領によりすみやかに必要な交通規制を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（2）公安委員会（西海警察署）

ア 交通安全のための規制

県公安委員会（西海警察署）は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会（西海警察署）は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会（西海警察署）は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式1）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

（ア）交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者等に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

（イ）交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端にそって駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

（ウ）警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

（ア）のa及びbにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

（エ）警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認め

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

るときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失保障

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失保障をしなければならない。

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連けいを保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 海上保安部

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

イ 航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者は占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めるときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めるときは、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

県公安委員会が指定{(ア)、(イ)については届出}した次に掲げる自動車で、それぞれの緊急用務のため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光燈をつけて運転中のもの

- (ア) 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
 - (イ) 国、都道府県、市、日本道路公団又は医療機関が、傷病者の緊急輸送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
 - (ウ) 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車{(ア)に掲げるものは除く}
 - (エ) 警察用自動車のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために使用するもの
 - (オ) 自衛隊用自動車のうち、部内の秩序維持または自衛隊の行動もしくは自衛隊の部隊の運用のために使用するもの
 - (カ) 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪捜査のために使用するもの
 - (キ) 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕もしくは連れもどし、または被収容者の警備のため使用するもの
 - (ク) 入国者収容所または入国管理事務所において使用する自動車のうち、容疑者の収容または被収容者の警備のため使用するもの
 - (ケ) 電気事業、ガス事業その他の公益事業において危険防止のため応急作業に使用する自動車
 - (コ) 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
 - (サ) 保存血液を販売するものが保存血液の応急運搬のため使用する自動車
 - (シ) 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、もしくは制限するための応急措置または障害物を排除するための応急作業に使用するもの
 - (ス) 総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のための出動に使用する車両
 - (セ) 上記のもののほか、緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車
- イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
- (ア) 緊急輸送車両
 - 緊急輸送車両として認める車両は次のとおりとする。
 - 指定行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調達する車両で次に掲げるとおりとする。
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両
 - b 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
 - c 被災者の救護、救助その他保護を行うための車両
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
 - e 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
 - f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- h 緊急輸送の確保を行うための車両
- i その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置を行うための車両

(イ) 災害応急対策を実施するための車両

ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの

ウ 確認の申請

(ア) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。

(イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用人は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書（様式2）により申請し、標章（様式3）及び確認証明書（様式4）の交付をうけるものとする。

エ 確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

(ア) 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。

大瀬戸土木事務所（総務課）

(イ) 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。

県警本部交通部交通規制課

各警察署（交通課）

オ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

カ 緊急通行車両の使用人は、交付を受けた標章を使用する緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

キ 緊急通行車両の使用人は、緊急通行を終了したときは、ただちに標章及び確認証明書を返納するものとする。

ク 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について

緊急通行車両は、災害時の応急対策活動に使用される車両に限定されるが、応急対策に従事しないものであっても、社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保するうえで必要な車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限りにおいて、かつ原則として災害応急対策期においては運用しないことより通行を認めるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

ア 通行の禁止又は制限の対象から除外できる車両（規制除外車両）

社会生活維持に不可欠と認められる公益上又は社会生活上特に通行させる必要がある等特別な事情がある車両のうち、規制除外車両として県公安委員会（警察署）に申請し、除外車両通行証明書及び除外標章の交付を受け、当該除外標章を車両の前面の見やすい箇所

に掲示して、かつ、当該目的のため使用中の車両

イ 規制除外車両の申請

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者については、規制対象除外車両通行申請書（様式5）を提出し、通行禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署（管轄する警察署が2つ以上ある場合は、そのいずれかの警察署）に申請させるものとする。

(イ) 除外車両の申請を受理した警察署は、原則として災害応急対策期以外において通行させる必要を認め、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない場合においては規制対象除外車両通行証明書（様式6）及び除外標章（様式7）を交付するものとする。

(ウ) 警察署は、規制対象除外車両申請受理簿を備え付け、規制除外車両の受理及び処理経過を明らかにしておくものとする。

(3) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続きについて

県公安委員会は、緊急通行車両の数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ当該車両が緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う。

なお、新規の事前届出については、警察庁が整備する行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。

ア 事前届出の申請

(ア) 対象となる車両

緊急通行車両のうち、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

(イ) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）。

(ウ) 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部

(エ) 申請書類

a 輸送協定書等の、申請にかかる車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）。

b 緊急通行車両等事前届出書（様式8）

イ 届出済証の交付等

県公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては緊急通行車両等事前届出済書（様式8、以下「届出済証」）を申請者に交付するものとする。

ウ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者は、届出済書の内容に変更が生じ又は届出済書を忘失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合は、再交付を申請することができる。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

エ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還しなければならない。

オ 事前届出の処理経過

県公安委員会は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

5 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれからの事項を通知する。

6 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長または警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあつては市長へ、市長にあつては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

7 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにその旨、必要な地点に標示し、一般交通に、できる限り支障のないよう努める。

第25章 文教応急対策計画

（教育委員会）

1 文教施設の応急復旧対策

- (1) 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず小・中学校においては、市災害対策本部へ報告する。また、市本部は、その結果を県本部へ報告するものとする。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。
- 県立高等学校長は県本部に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告する。
- (2) 上記による被害状況報告を速やかに収集し、関係各機関へ報告するとともに、災害地(校)との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて係官の派遣を要請する。
- (3) 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置する。
- (4) 他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会又は県立学校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
○ 学校の校舎が一部災害をうけた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 2部授業を実施する。
○ 学校の校舎が全部災害をうけた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
○ 特定の地区全体について相当大きな災害をうけた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。
○ 県内大部分(広域な範囲)について大災害をうけた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 市本部のみで措置できない小、中学校等の応急対策については、県本部に協力を要請する。
- (3) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所等として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- ア 教科書、学用品等を損失した児童生徒のみの負担にならないよう応急措置をとると共に関係方面に協力を求める。
 - イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。
 - ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。
- (4) 公立学校の校長は、学校が避難所等として使用される場合は、次の措置を講じる。
- ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。
 - イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
 - ウ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等応急教育活動と避難活動との調整について、あらかじめ市と必要な協議を行う。この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。
 - エ 学校が避難所となった場合における教職員や児童生徒の対応マニュアルをあらかじめ作成し、周知するよう努める。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入のあっせん方法については、市教育委員会、あるいは、各県立学校等において計画を樹立しておく。

4 授業料の減免、育英資金の貸与についての措置

- (1) 高等学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であった場合には速やかに生徒のり災状況調査を行い取りまとめて報告しなければならない。
- (2) 県本部においては、高等学校生徒のり災状況を取りまとめ、その措置の必要を認めるときは、授業料及び手数料の減免又は日本育英会、長崎県育英会の奨学金貸与について、特別の配慮をするものとする。

5 給食等の措置

被害を受けた給食用物資に対して、市はその状況を県本部に速やかに報告するものとする。

6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

7 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

8 その他

市における文教対策計画については、市防災計画において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めることとする。

9 災害救助法による学用品の給与

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により、市長が行うこととした場合は、市が行う。）

（2）給与対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 住家が全焼（壊）半焼（壊）流失及び床上浸水の被害をうけた小中学校の児童生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生している者

（3）学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

（4）費用

国費負担限度額

ア 教科書及び教材 実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人当たり 5,500円

中学校生徒 1人当たり 5,800円

高等学校生徒 1人当たり 6,300円

（5）給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了。

第26章 ライフライン応急対策計画

（上水道課、下水道課、九州電力送配電株、NTT西日本、専用水道管理者）

第1節 電力施設災害応急対策計画

本市における電力応急対策については、九州電力送配電株長崎配電事業所が主体となり災害応急対策にあたるものとする。

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって復旧資材と労働力とをもって短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援が必要である。

1 応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、各事業所においては定められた非常災害対策組織運営基準に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予想される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所に非常対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、マイクロ無線、移動無線、光搬送等があり、殆ど通信不能となるような事態はおこらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策の上からも緊急復旧が望ましく、短期間にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧につとめる。

2 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

（1）人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、市長に応援を求めるものとする。

（2）塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、知事に水洗の実施について応援を求めることができる。

（3）停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、市長に停電、復旧状況の広報についての応援を求めるものとする。

（4）復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所

として公共施設等を利用する以外方法がない場合、市長に応援を求めるものとする。

（5）交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達するものとする。

（6）道路破損箇所の補修

道路破損による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達するものとする。

（7）電柱、電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、市長に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達するものとする。

3 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、各営業所に機器の予備品、電柱、電線等を保管している。

第2節 水道施設災害応急対策計画

1 実施機関

上水道、簡易水道管理者及び専用水道施設の管理者

2 応急対策用員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3 応急対策用資器材の確保

排水のための自吸式ポンプ並びに渦巻きポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4 応急措置

（1）施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともにとくに浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

（2）災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- (3) 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。
- (4) 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町から給水をうけるための給水車を派遣する等、飲料用の最低量を確保につとめるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- (5) 配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。
- (6) 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。
- (7) 給水車の被災地への派遣を円滑に進めるため、要請状況と対応状況を市町とともに、共有し、連携の強化を図る。

第3節 下水道施設災害応急対策計画

1 被害調査

下水道施設については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行い、緊急時の対応を行うものとする。

2 二次災害の防止対策

下水道施設については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3 下水道施設の応急復旧

下水道施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとする。なお、**汚水処理施設**が使用不能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町等**汚水処理施設**で処理するものとする。

第4節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

1 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、NTTフィールドテクノ長崎設備部が実施する。

2 応急対策に必要な人員、資器材の確保

(1) 要員の確保

「西日本電信電話(株)災害等対策規程」に基づき人員編成計画を作成し、動員体制を確立して復旧に万全を図る。

(2) 資機材の確保

「西日本電信電話(株)災害等対策規程」に基づき災害対策用機器及び資材等を配備するとともに、災害時にこれらの輸送を円滑に行うよう万全を図る。

3 応急措置

(1) 中継回線に故障が発生した場合は、すみやかに回線の切替え、臨時中継等による疎通を図るとともに不通区間の応急復旧を図る。

(2) 電信、電話回線に故障が発生した場合は、災害対策に関して重要な回線から、中継、市内回線および電信回線の復旧順位にしたがい順次復旧を図る。

4 住民への周知事項

市長は、その区域間の住民に対し、公衆電気通信設備について異常を発見した者は、もよりのNTT西日本長崎支店（災害対策室）に通報するよう周知徹底を図る。

NTT西日本長崎支店 災害対策室

電話：095-893-8059、095-825-4502

FAX：095-811-7811

第27章 公共土木施設災害応急対策計画

（建設課、農林課）

第1節 公共土木施設災害応急対策の体制

1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

2 応急工事施工の体制

（1）要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握及び動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識又は経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時においては適切な動員措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は俵、かます、くい、蛇籠等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時には緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

（2）関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い他の機関より応援を求める。

第2節 応急工事の施工

1 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常木より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

(1) 応急仮締切の施工

仮締切工施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- ア 在来法線位置締切
- イ 堤外月輪型締切
- ウ 堤内月輪型締切
- エ 河口締切
- オ 後退締切

(2) 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法は概ね次のとおりである。

- ア 土俵工法
- イ 杭打工法
- ウ 捨石（捨ブロック工法）
- エ 枠類工法
- オ 沈床工法
- カ 沈船工法
- キ サンドポンプ船工法

2 道路

(1) 応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

- ア 排土作業又は盛土作業
- イ 仮舗装作業
- ウ 障害物の除去
- エ 仮道、さん道、仮橋等の設置

(2) 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

(3) その他

上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

3 砂防施設

(1) 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（2）砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

4 港湾、漁港

（1）背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

（2）航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

（3）けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第28章 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

（防災基地対策課）

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のある県防災ヘリコプターを活用し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を充分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第29章 自発的支援の受け入れ

（防災基地対策課、市民課、福祉課、政策企画課、社会福祉協議会）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、市においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

（1）災害ボランティアセンターの設置

ア 市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

（2）ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ 医療・看護等専門的な技術を要するボランティア各担当セクションについては、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口セクションへ連絡する。

（3）ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ 土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

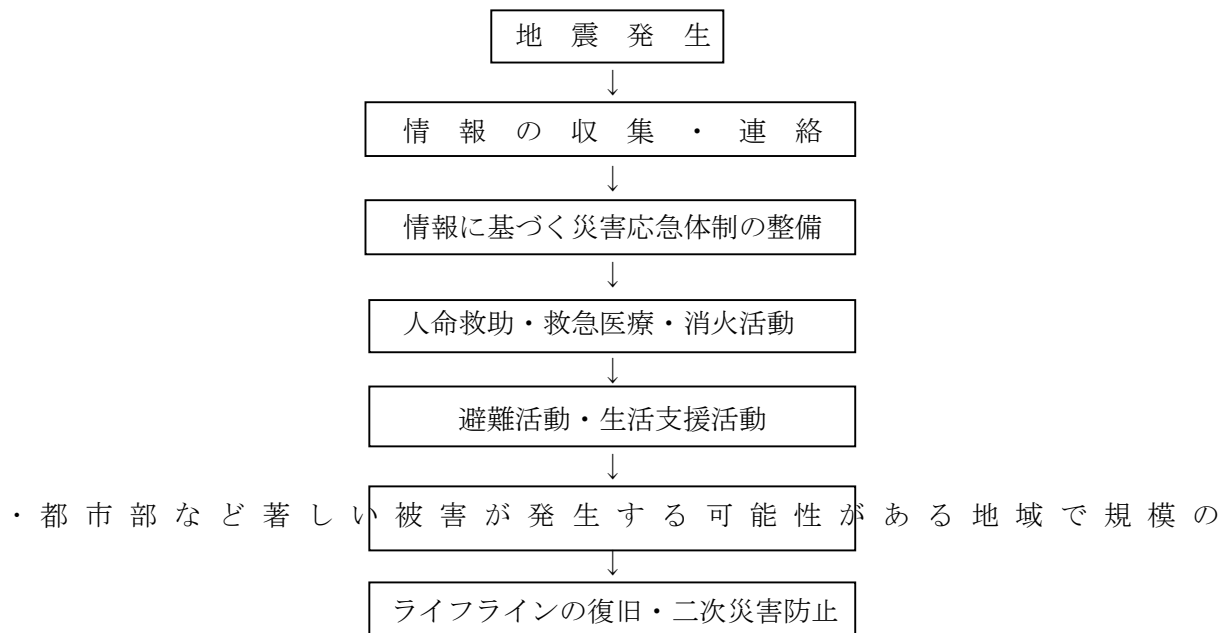
（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

災害応急対策計画は、地震の発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、市民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

（災害応急対策）



第1章 防災関係機関の活動

（全庁）

各機関は、市内及び市周辺において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力をあげて災害応急活動を実施していく。

1 市の組織と体制

市は、市内に地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき、その責務を遂行するため市災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

市及び市周辺地域に災害救助法が適用されたときには、知事の指揮を受けて、市長を本部長とし、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

また、市は、災害応急対策を実施しつつ、災害時においても優先的に実施すべき行政サービスを提供するため、業務継続計画（BCP）の策定に努め、災害時における速やかな業務の再開・継続を図る。

なお、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について盛り込むものとする。

（1）地震発生初期の措置

総務部長は、市の区域あるいは市周辺地区で震度4以上の地震が発生した場合、本市に全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急地震速報が発表された場合及び長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、次の措置を講ずる。

ア 地震及び気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握

総務部長は、収集した被害状況を整理し、速やかに市長に報告する。

また、夜間・休日に地震が発生した場合、予め指名された初動班は本庁、各総合支所に自主参集し、情報収集・被害状況の把握にあたる。

（2）津波注意報発表時の措置

長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、市においては「警戒本部」を設置し、情報の収集、被害状況の把握にあたる。

（3）西海市災害警戒本部

ア 設置基準

本市に震度4以上の地震が発生した場合、本市に全国瞬時警報システム（J-ALERT

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

T) の緊急地震速報が発表された場合及び長崎地方に「津波注意報」が発表された場合は、災害警戒本部を設置する。

関係機関との情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合には災害対策本部へ移行する。

イ 廃止基準

- (ア) 市内の災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき

ウ 事務分掌

市災害警戒本部組織の事務分掌は災害対策本部の事務分掌に準ずる。

エ 本部の設置及び廃止の伝達

市災害警戒本部設置及び廃止については、総務企画部総括班より各部に伝達する。

オ 本部設置の場所

市災害警戒本部は、市庁舎におく。設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

(4) 西海市災害対策本部

西海市災害対策本部の組織及び編成等は、「西海市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

ア 設置基準

設置基準は次のとおりである。

(ア) 市災害警戒本部が設置された場合

長崎地方に津波注意報が発表され災害警戒本部を設置した場合で、関係機関との情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合

(イ) 本市に震度5以上の地震が発生した場合、又は長崎県内に大津波警報・津波警報が発表された場合

※ 市災害対策本部を設置した際は、速やかに県（県防災企画課）に報告する。

なお、解散したときも同様とする。

イ 廃止基準

- (ア) 市内に災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

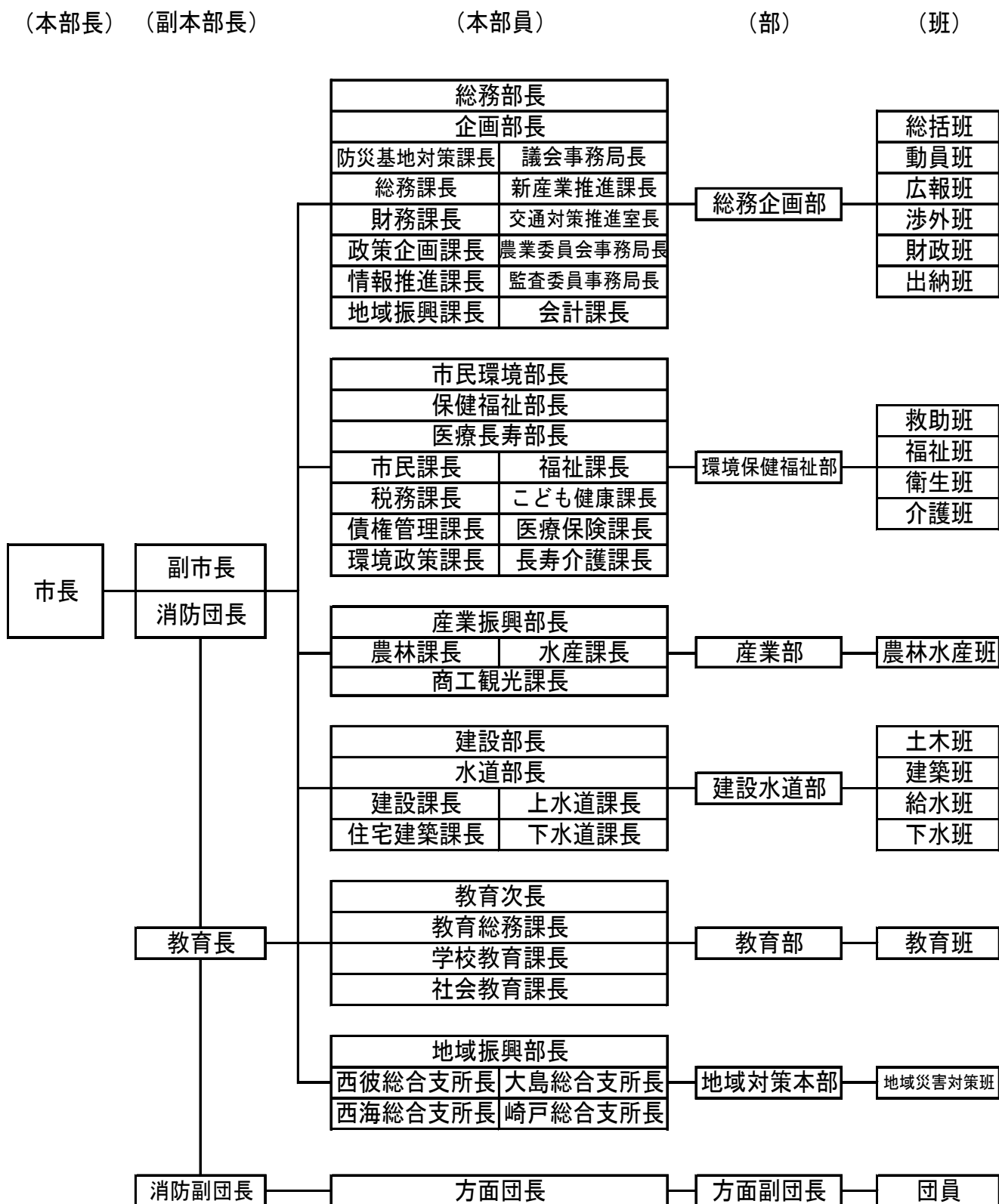
ウ 編成組織

(ア) 本部に本部長および副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長には副市長および消防団長、消防副団長を、本部員には教育長、各部の長、各課長、消防団方面団長及び方面副団長をもってあてる。

(イ) 本部に災害対策要員を置き、市の職員をもってあてる。

(ウ) 配備体制は、震度5弱の場合は第1配備、5強の場合は第2配備、震度6弱以上の場合は第3配備とする。(181ページ 災害対策配備体制 参照)

災害対策本部の編成
本部の編成は次のとおりとする。



第4編 災害応急対策計画（震災対策）

エ 事務分掌

(ア) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

- a 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- b その他本部長が必要と認める事項

(イ) 各対策の所掌事務は次のとおりとする。

災害対策本部の所掌事務

	班 名	班 長	所掌事務
総務企画部	総括班	長 防災基地対策課長 副 政策企画課長	①災害対策本部に関すること ②総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ③部外諸機関との連絡に関すること ④自衛隊の出動要請に関すること ⑤中央に対する要望書の作成、提出に関すること。 ⑥本部長の命令伝達に関すること ⑦消防・水防に関すること
	動員班	長 総務課長	①災害時における人員の配置及び調整に関すること ②非常招集に関すること ③被災地視察及び連絡船車の整備に関すること ④災害応急物資の調達に関すること ⑤行政無線の維持及び通信に関すること
	広報班	長 情報推進課長 副 新産業推進課長 地域振興課長 交通対策推進室長	①気象情報の接受及び通報に関すること ②災害情報の収集に関すること ③災害関係の広報に関すること ④災害写真の撮影及び記録映画の作製に関すること ⑤災害記録に関すること ⑥事業所等の被害状況収集に関すること ⑦応急復旧資材及び必需物資等の確保斡旋に関すること
	渉外班	長 農委事務局長 副 監査事務局長	①議会活動に関すること (市議会災害対策会議設置までの間) ②各種団体との連絡調整に関すること
	財務班	長 財務課長	①災害対策に係る予算措置に関すること ②市の応急復旧資金の調達に関すること ③公有財産の被害状況の調査収集及びその対策に関すること
	出納班	長 会計課長	①援金の保管に関すること ②災害に伴う諸支出に関すること
	救助班	長 市民課長	①避難所の設置誘導に関すること ②被災者への炊き出し及び食料品の給与に関すること

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

環境保健福祉部		副 税務課長 債権管理課長	③服、寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する こと ④人員及び家屋の被害状況の収集に関する こと ⑤り災証明の発行に関する こと
	福祉班	長 福祉課長 副 こども健康課長 統括保健師兼 こども家庭セ ンター長	①災害救助法の適応に関する こと ②被災児童の保護に関する こと ③被災世帯の対策に関する こと ④災害応急仮設住宅に関する こと ⑤生業資金及び更生資金の貸付 斡旋に関する こと ⑥災害時における労務者の確保 に関する こと ⑦被災者の就職斡旋、相談に 関する こと ⑧義援金等の交付及び配分に 関する こと
	介護班	長 長寿介護課長	①障害者、高齢者の保護、物 資等の確保に関する こと ②要配慮者の避難、保護に 関する こと
	衛生班	長 環境政策課長 副 医療保険課長	①被災地の防疫対策に関する こと ②災害時における食品衛生に 関する こと ③医療救護に関する こと ④医療品等の調達及び配分に 関する こと ⑤災害廃棄物処理に関する こと
産業部	農林水産班	長 農林課長 副 商工観光課長 水産課長	①農地農林全般の被害状況の 収集に関する こと ②観光・水産施設の被害状況 の収集に関する こと ③農作物の災害対策に関する こと ④農水産業者の災害金融に 関する こと ⑤農作物の災害に伴う病害虫 の予防及び駆除に関する こと ⑥家畜の災害対策並びに感 染症予防及び防疫に 関する こと ⑦観光施設・漁港の災害 対策に関する こと ⑧被災商工業者の災害金融 に関する こと
建設水道部	土木班	長 建設課長	①公共施設全般の被害状況 収集に関する こと ②道路・橋梁の災害対策に 関する こと ③港湾の災害対策に関する こと ④水防及び高潮対策に 関する こと ⑤地滑り対策に関する こと ⑥都市下水路の災害対策に 関する こと ⑦土木復旧事業に関する こと ⑧災害時における道路及び 橋梁の 使用に関する こと
	建築班	長 住宅建築課長	①建築物の災害防止に 関する こと ②災害住宅の建築に 関する こと ③応急仮設住宅の設置及び 資材の 調達に 関する こと ④住宅金融に関する こと ⑤被災建築物の応急危険 度判定 に関する こと ⑥被災宅地の危険度判定 に 関する こと
	給水班	長 上水道課長	①水源の被害状況収集に 関する こと ②給水施設の被害状況 収集に 関する こと

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

			③飲料水の供給に関すること
	下水道班	長 下水道課長	①下水道施設の被害状況収集に関すること ②下水道施設の災害復旧事業に関すること
教育部	教育班	長 教育総務課長 副 学校教育課長 社会教育課長	①文教施設の被害状況の収集及び災害対策に関すること ②学童及び授業の措置に関すること ③教科書の斡旋調達に関すること
地域対策本部	地域災害対策班	長 各総合支所長	①管内の災害応急対策に関すること ②管内の被害場情報の把握及び報告に関すること ③管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること ④避難所の設置、被災者の収容、食料の供給等に関すること ⑤その他、本庁各部署との調整事項に関すること

オ 本部の設置及び廃止の伝達

市本部の設置及び廃止については、総務企画部総括班より各部に伝達する。

カ 本部設置の場所

市本部は、市庁舎被災等特別な場合を除き、本庁及び総合支所におき設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

2 職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として、以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。また、登庁後は、被災家族との連絡や、本部用食料、生活物資を確保し、対策に備える。

災害対策配備体制

配備区分	配備基準	配備内容	配備人員
第1配備	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき (震度5弱の地震発生、又は津波警報が発表された場合)	災害に対する情報収集態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき (震度5強の地震発生、又は大津波警報が発表された場合)	災害に対する応急対策を実施する態勢	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第3配備	特に甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき（震度6弱以上の地震発生の場合）	市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員

（1）動員の具体的計画

動員を要する各班は、動員の系統、順位、連絡の方法等について具体的に計画しておく。自主参集については、基準を明確にしておく。また、計画にあたっては、参集要員の居住地への配慮をする。

なお、地震発生の際、職員の動員態勢が速やかに整えられるよう、「西海市災害対策初動マニュアル」をもとに迅速な行動をとる。

動員の系統	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動員の系統は第3編災害応急対策計画（風水害対策）第1章組織計画、第4節組織動員計画のとおりとし、震度5弱の地震発生、又は津波警報発表に対しては、「第1配備」、震度5強が発生、又は大津波警報発表に対しては、「第2配備」、震度6弱以上に対しては、「第3配備」とする。 ○ 各班においては、第1配備から第3配備までの態勢を組織しておき、各職員に対して周知、徹底を行う。 ○ 各配備要員は、別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す。 ○ 出先機関においても、市本部と同様の配備態勢を組織する。
動員の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度6弱以上における第3配備の体制は、全職員とするが、応急活動に従事する職員の人員については、登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を各班及び地方本部において計画しておくこととする。 ○ 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。 ○ 速やかな登庁が困難なときは、直近の市施設等に参集する。

（2）動員の伝達方法

職員の動員配備計画に基づいた自主登庁を原則とする。

職員は、勤務時間外に県内で強い地震（震度5以上）が発生した場合、上記の伝達が受けられない場合及び交通機関の寸断等により登庁が不可能な場合は、最寄りの本庁又は各出先機関に自主登庁し、市災害対策本部等の指示を受ける。

（3）防災会議の開催等

ア 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、西海市防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。

イ 招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

3 消防機関等の活動

（1）消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保のために次の事項を実施するものとする。

- ・ 津波警報等の情報の適切な収集及び伝達
- ・ 津波からの避難誘導
- ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・ 難津波到達予測時間を考慮した待避ルールの確立等

（2）県消防本部と連携し、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

第2章 情報活動

（全庁）

1 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

- （1）情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部・地方本部及び佐世保市東消防署、西海警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- （2）市災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。
- （3）西海警察署（県警察）は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、県災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

2 情報の受理、伝達、周知

（1）地震情報等の受理

県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または防災企画課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 県下全市町に設置された地震計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または防災担当課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 各市町に設置された地震計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

（2）緊急地震速報

ア 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町名
長崎県	長崎県対馬	
	長崎県壱岐	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	長崎県五島	西海市（江島・平島）
	長崎県北部	
	長崎県南西部	西海市（江島・平島を除く）
	長崎県島原半島	

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無視して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（3）津波警報等の種類とその内容

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

（ア）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

津波警報または、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、西海市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	ろで0.2m 以上、1m 以下の場合 であって、 津波による 災害のおそ れがある場 合		が転覆する。海の中にいる 人はただちに海から上が って、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。 注意報が解除されるまで 海に入ったり海岸に近づ いたりしない。
--	---	--	---

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- a 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
- b 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- c 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- d どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- e 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波情報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、上表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に冠するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- a 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- b 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報発表状況	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- (a) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (b) 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

- (a) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (b) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

- (a) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- (b) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。
- また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報を含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
--	---	---

エ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報発表を発表した場合は発表しない）	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

長崎県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾、対馬市及び壱岐市を除く。）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）	対馬市、壱岐市
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。） 佐賀県（有明海沿岸に限る。） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。） 熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市

オ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当地域で津波警報、津波注意報発表時や震度4以上を観測した時、地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

(イ) 地震活動図及び週間地震概況

a 地震活動図

地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を定期（毎月初旬）にとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

b 週間地震概況

防災に係る活動を支援するために、定期（毎週金曜）毎の九州・山口県の地震活動の状況をとりまとめた資料。

(4) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

県防災行政無線	県と市町間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
市防災行政無線	市が設置した同報系、戸別受信機により住民への情報伝達に努める。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話、移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ（携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス）の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。
船舶に対する津波警報等の伝達	第5編 その他災害対策編 第3章「海上災害応急対策編」に準じる
	海上保安部は、津波による危険が予測される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- ア 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- イ 市は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

（5）南海トラフ地震に関連する情報について

（気象庁ホームページから）

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせするもので、この情報の種類と発表条件等は以下のとおりです。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

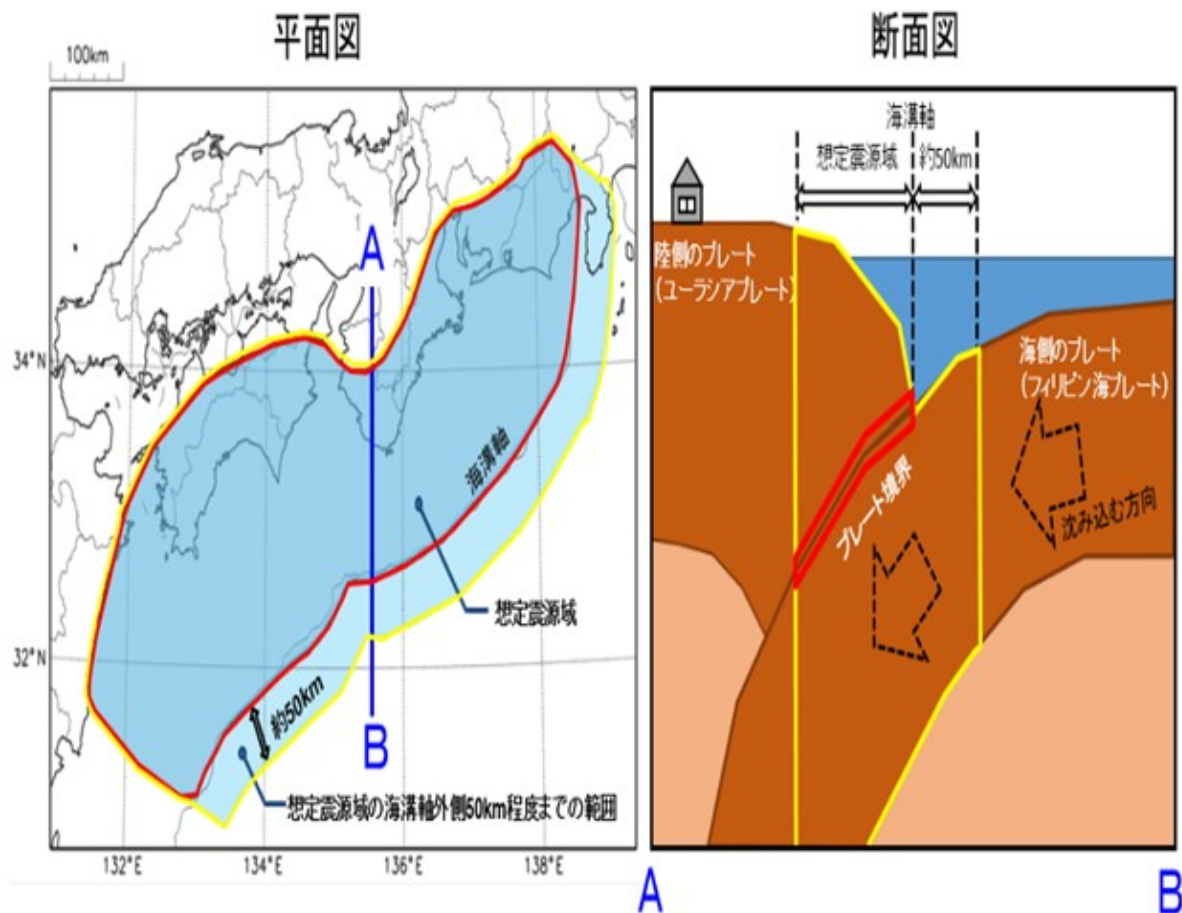
「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> • 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 • 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> • 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 • 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{【注釈1】}の地震^{【注釈2】}が発生 1カ所以上のひずみ計^{【注釈3】}での有意な変化^{【注釈4】}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{【注釈4】}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{【注釈5】}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{【注釈6】}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{【注釈2】}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

注釈1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めたマグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

注釈2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

注釈3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

[南海トラフ地震に関連する情報の発表に用いるひずみ計観測点](#)

[ひずみ計とは](#)

注釈4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

注釈5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返り発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

注釈6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

[地震情報等に用いるマグニチュードについて](#)

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

3 情報収集

（1）被害状況及び災害応急対策に関する情報

県及び市は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- 緊急要請事項
- 被害状況
- 火災の発生状況と延焼拡大状況
- 交通規制等道路交通状況
- 観光客等の状況
- 自衛隊活動状況
- 避難状況
- 避難指示または警戒区域設定状況
- 避難所の設置状況
- 避難生活の状況
- 災害応急対策実施状況
- 緊急輸送実施状況
- 生活必需物資の在庫及び供給状況
- 物資の価格、役務の対価動向
- 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- 復旧見込み等

（2）情報収集手段

県、市、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

市災害対策本部は、防災行政無線及び自主防災組織等あらゆる情報収集手段を用いて迅速な情報収集に努める。また、民間企業（事業所）からの情報やインターネットを活用し、広く情報を収集していく。

4 報告・要請事項の処理

（1）国に対する報告及び要請

ア 被害状況等の報告については、市から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、市が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、

市が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

イ 県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）または（イ）に定める災害になるおそれのある災害

（2）地震発生直後の情報等の収集、連絡

ア 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県警察は被害に関する情報を県警へり、西海警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

(3) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 市は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

イ 県、市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 災害対策本部に対する報告及び要請

ア 市災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告及び要請すべき事項

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 市の災害応急対策実施状況

イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 災害応急対策実施状況

5 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 県または市が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。

キ その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	別 紙 様 式 1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合 （例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	別 紙 様 式 2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事 業 別 被 害 報 告	別 表 1	他の法令または通達などに基づき、市長が知事に対して行うものである。

（3）被害報告等の要領

- ア 市は、災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。
- イ 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
- ウ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- エ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から遂次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- オ 被害報告は、市から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により市から県へ報告できない場合は、市から直接消防庁へ報告するものとする。
- カ 震度5強以上の地震が発生した場合は、市は、直接消防庁にも報告するものとする。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告連絡先

【長崎県防災企画課連絡先】	【消防庁連絡先】
<p>(法第53条第1項)</p> <p>本課 TEL 095-895-2143 FAX 095-821-9202</p> <p>防災対策室 TEL 095-894-3731 FAX 095-823-1629</p> <p>本課 TEL (無線) 042-111-7226 FAX (無線) 042-111-7228</p> <p>防災対策室 TEL (無線) 042-111-7222 FAX (無線) 042-111-7339</p>	<p>都道府県に報告できない場合 (法第53条第1項かつこ書)</p> <p>1. 平日(9:30~18:15) 応急対策室 (N T T回線) 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (消防防災無線) 電話 62-90-49013 FAX 62-90-49033 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 T N-048-500-90-49013 FAX T N-048-500-90-49033</p> <p>2. 上記以外 宿直室 (N T T回線) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 (消防防災無線) 電話 62-90-49102 FAX 62-90-49036 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 T N-048-500-90-49102 FAX T N-048-500-90-49036</p>

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	西彼保健所	防疫	被害状況報告	※注1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	環境	衛生施設被害報告	災害対策基本法
	資源管理課	振興局	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	〃	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	都市計画課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃	
住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	
教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第3章 広報活動

（防災基地対策課、政策企画課、情報推進課）

県、市、防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

広報活動を行うにあたっては、県、市、関係機関は、情報の公表等において、その内容について相互に連絡をとりあう。

1 市

（1）市は、次の事項に注意して、広報活動を実施する。

ア 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備していく。

イ 管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。

ウ 地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施する。

（2）広報事項

広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

ア 災害対策本部の設置

イ 地震被害に関する状況

ウ 余震の状況

エ 二次災害の危険性に関する情報

オ 津波に関する状況

カ 安否に関する情報

キ 市及び防災関係機関の応急措置に関する事項

ク 避難の指示、避難場所の指示

ケ 電気、ガス、水道等供給の状況

コ 防疫に関する事項

サ 火災状況

シ 医療、給水実施状況

ス 道路、河川等の公共施設被害

セ 道路、交通等に関する事項

ソ 一般的な住民生活に関する情報

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

タ それぞれの機関が講じている施策に関する情報

チ 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

（3）広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行う。

ア 同報無線、有線放送等の施設による広報

イ 広報車による広報

ウ 報道機関を通しての広報

エ 広報誌等の掲示・配布、インターネットによる広報（広報誌等の掲示は、避難所、公共施設等の他、コンビニエンスストアの活用等多様な方法を検討する。）

オ 広域避難所への広報班の派遣

カ 総合案内所、相談所の開設

キ 自主防災組織を通じての連絡

（4）住民等からの問い合わせに対する対応

市においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災地の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係市町、消防機関、警察等と協力して、被災地に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれの手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

3 防災関係機関

（1）広報事項

ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

イ 災害応急対策状況及び復旧見込み

（2）広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

第4章 自主防災活動

（防災基地対策課、市民課、福祉課）

住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、地震発生時における地域の自主防災組織が行う活動について定める。また、市は、各地域における自主防災組織に対して当計画に準じて活動に取り組むよう推進していく。

1 組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営し、組織内における活動分担に沿って自主防災活動に取り組む。

2 情報の収集・伝達

市からの地震情報等が、正確に全家庭に伝達されているか防災行政無線等を通じて確認に努める。

- (1) 地震や津波に関する情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (2) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

3 初期消火活動

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとり、初期消火・出火防止に努める。

4 防災用資機材の配備活用

防災倉庫等に保管中の資機材を必要な場所に配備するとともに、必要な応急措置を実施する。

5 避難誘導活動

あらかじめ決められた各地区の避難路に沿って、避難所までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、市と十分に連絡を取り合って、避難誘導に努める。また、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者に対して十分に考慮し、優先的な実施に努める。

6 救出救護活動

災害時における病院・医院の緊急体制を確認し、市における救護所となる保健センターや消防署との連携により、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。

7 給食給水活動

飲料水や食料などを確保し、避難所等において被災者に対し、配分・炊き出し等を実施する。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

8 家庭内対策等

家庭内では、次の事項について各家庭へ呼びかけ、二次災害の防止、出火防止等に努める。

- (1) 家具類の固定状況を確認する。
- (2) タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理および窓ガラスにガムテープを貼る等の安全対策を施す。
- (3) 火気危険物の除去、消火器の確認および水のくみおき等出火の防止対策を施す。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認をする。

第5章 緊急輸送活動

（防災基地対策課、建設課、市民課、西海警察署）

災害応急対策の実施にあたり、救急・救助・医療・消火活動を迅速に行い、緊急物資を円滑に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う。

交通の確保、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 市の緊急輸送

（1）緊急輸送対策の基本方針

ア 市は、地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行うものとし、市内において食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県災害対策本部等と協議し、緊急輸送を行う。

また、緊急輸送活動を行うにあたり、次の点に留意して調整を行う。

- ① 人命の安全 ② 被害の拡大防止 ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送路の確保と孤立集落等対策

（ア）緊急物資の輸送については、県は市までの輸送路を確保するものとし、市内の輸送路の確保は市が行う。ただし、災害発生直後において、市による輸送が困難な場合は、必要に応じて、県は避難所等までの輸送を行う。

（イ）県は、必要に応じて、市と連携して、離島や山間部等孤立状態にある被災者への緊急物資の輸送を行う。この場合、必要に応じて、自衛隊及び海上保安部等に支援を要請する。

（2）輸送対象

輸送の対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

ア 第一段階

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（イ）災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

（ウ）後方医療機関へ搬送する負傷者等

（エ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

（ア）第一段階の続行

（イ）食料、水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

ウ 第三段階

- (ア) 第二段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 遺体（親族への引渡し、火葬のための搬送）

(3) 輸送体制の確立

県及び市は、輸送にあたっては、緊急輸送ルートの本格化や、長期化した際の需要と供給の調整に努める。

ア 輸送の方法

- 陸上輸送
- 海上輸送
- 航空輸送

イ 輸送手段の確保

- (ア) 市有車両の活用
- (イ) 民有車両の借り上げ
- (ウ) 定期旅客航路の予備船等の借り上げ
- (エ) ヘリコプターによる空中輸送体制の確立
- (オ) 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- (カ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

(4) 市長は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。

(5) 緊急輸送の方針・輸送する人員、物資については、県に準じる。

2 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

3 交通の確保対策

(1) 陸上交通の確保

ア 陸上交通確保の基本方針

- (ア) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (イ) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
この場合、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (ウ) 県警察及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (エ) 道路管理者は緊急輸送路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるような必要な措置を行う。

イ 交通規制の実施

県警察は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、必要に応じて被災地周辺の県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

ウ 緊急通行車両

緊急通行車両については、第3編第24章交通応急対策計画「4. 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付」を参照のこと。

エ 交通規制の周知徹底

西海警察署は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

オ その他緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設の活用

西海警察署は、交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(イ) 放置車両の撤去等

西海警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(ウ) 運転者等に対する措置命令及び措置

- 西海警察署は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられたものが、移動等の措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- 自衛隊法第83条第2項の規定「災害派遣」により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

- 消防吏員は、警察官がその場にはいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。
- 自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 「警察官がその場にはいない限り」の運用については、次のような点に留意して行う。
 - ・ 権限を行使すべきまさにその場にいる警察官の全てが、例えば負傷していること、他に緊急の業務に専念しなければならない事情があること
 - ・ 遠方に警察官がいて、車両その他物件が自衛隊用または消防用緊急通行車両の通行の妨害となっていることを認識しておらず、即座にその旨を当該警察官に伝達することが困難と認められる場合。
 - ・ 倒壊した建物、大量の瓦礫等の障害物により警察官が権限を行使する地点に至ることが困難と認められる場合。

カ 関係機関等との連絡

西海警察署は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

4 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市は、運輸局、海上保安部、自衛隊、県、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

(2) 海上交通の規制

ア 海上保安部は、海難船舶、危険物の流失域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限しまたは禁止する。

イ 海上保安部は、海難船舶、漂流物または沈没した物件等が船舶交通に障害になる場合は、これらの所有者に除去を命じまたは勧告を行う。

ウ 海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(3) 海上交通確保の措置

ア 海上交通の調整

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ 海上自衛隊及び海上保安部等に対する支援要請

知事は、市または港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

エ 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

オ 海上保安部等は、航路標識が損壊または流出したときは、速やかに復旧に努める他、必要な応急措置を講ずる。

カ 海上保安部は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

5 航空輸送の確保

市は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災害対策本部に対し、輸送条件を示し航空輸送の要請を行う。

県災害対策本部においては、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安部に対し、航空輸送の出動要請を行う。

その他の場合は、長崎空港事務所と協議して行う。

- (1) 地震等により、飛行場等空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、関係機関と相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧を行う。
- (2) 市においては、ヘリコプター離着陸地及び離着陸適地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

第6章 自衛隊の派遣要請

（防災基地対策課）

1 自衛隊の活動内容

（1）一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

（ア）陸上自衛隊

- 人命の救助
- 消防・水利確保
- 救援物資の輸送
- 道路の応急啓開
- 応急の医療防疫
- 給水入浴支援及び通信支援
- 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

（イ）海上自衛隊

- 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- 人員、救援物資等の緊急輸送
- 状況偵察及び被害の調査
- 船舶火災及び油の排出に対する救援
- 航空機による急患搬送

（ウ）航空自衛隊

- 人命の救助
- 消防、水防
- 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- 通信支援
- 航空機による被災地の偵察
- 海上における航空機、避難者等の捜索及び救助
- 航空機による急患搬送

ウ 市長との要請上の留意事項

- （ア）自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- （イ）自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- （ウ）自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。
- （エ）災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

2 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

表 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

	駐とん地	所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く）全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富ノ原1丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大瀉町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第22航空群司令	
航空	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第19警戒群	対馬市上対馬町 (09208-6-2202)		
その他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

（1）災害派遣要請手続き

ア 自衛隊の災害派遣要請は、知事が実施することとなっている。したがって、市が自衛隊に災害派遣を求める必要が生じた場合は、知事を通じて派遣要請を行う。

イ 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事あてに提出する。

（ア）災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

エ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

オ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

カ 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

キ 通知を受けた自衛隊は、部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

（2）派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ 救援物資の無償貸与または譲与

コ 危険物の保安及び除去

サ その他知事が必要と認める事項

（3）自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

（ア） 大規模な地震発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

（イ） 大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（ウ） 大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

（エ） 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（オ） その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

4 自衛隊との連絡調整

地震発生時における連絡調整

- (1) 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
- (2) 県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

5 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとる。
- (2) 市長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
- (3) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者または適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。
- (4) 市は、派遣された自衛隊の指揮施設及び宿泊施設または、野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、必要な設備を準備する。
- (5) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受け入れる市において担任する。
- (6) 市において準備すべき資材及び器材等は次のとおりとする。

	品 名	摘 要
器具類	1 ベルトコンベヤー	堀土、搬土
	2 一 輪 車	小路の運搬作業用
	3 手 釣 類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴ ム 手 袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚 等	
	4 吠・荒縄等	同 上
	5 木 杭	同 上
	6 標 準 材 料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、市長、その他の市長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限って、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

注) 自衛官の行う(2)により生じた損失の補償及び(4)の業務に従事したものに対する損害の補償については、市が行う。

7 災害派遣部隊の撤収

- (1) 知事は、市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、陸上自衛隊第16普通科連隊に対し、派遣部隊の撤収を要請する。
- (2) 撤収要請事項
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の事由
 - ウ その他

8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策または災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、通常派遣を受けた市が負担する。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材の購入借り上げまたは修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に及び土地、建物等の借り上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害の補償

第7章 広域応援活動

（防災基地対策課、佐世保市消防局）

1 行政機関・民間団体の応援活動

（1）市

ア 市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする経路
- その他応援に関し必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

市は、市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、他の市町長に応援を求めることができる。

また、市において応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を実施する。

（2）応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、市が必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 消防の支援

市は、他の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

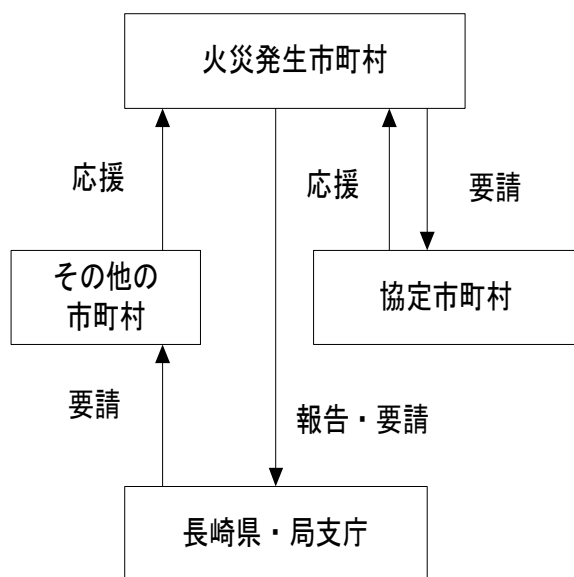
（1）出動区分

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した市を管轄する消防機関が出動 ② 火災発生町の管轄消防団が出動 ③ 隣接する方面団は、出動要請があれば出動	火災発生市の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町からの要請 ② 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

（2）応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- 火災の状況
- 今後の判断
- その他の必要事項
- 気象関係
- 応援消防力及び必要機材

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力の概ね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 相互応援協定

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部と協定に基づき相互に受・支援する。

3 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、第4編第6章「自衛隊の派遣要請」を参照のこと。

4 平時における備え

(1) 受援計画の策定

県及び市は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について、受援計画を策定するよう努めるものとする。

また、併せて他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を策定するよう努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の整備

県、市は緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 活動拠点の確保を含む救助活動の連携

県、市は自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため被災地への経路及び空港・港湾等、活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等について、努める。

第8章 災害の拡大防止活動

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団、住宅建築課）

1 消防活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きいため、次の基本方針により消防活動を行う。

（1）基本方針

- ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- ウ 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

（2）消防局及び消防団の活動

ア 火災発生状況の把握

市は、被災を確認したら速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

消防局長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、西海市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- （ア）延焼火災の状況
- （イ）自主防災組織の活動状況
- （ウ）消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- （エ）消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防局長は地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- （ア）延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- （イ）多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- （ウ）危険物の漏洩等により災害が拡大したまたはそのおそれがある地区は、住民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- （エ）救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- （オ）自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 消防の応援

被災地以外の市町は、被災市町からの要請または相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

実施にあたっては、第7章広域応援活動「2. 消防の支援」に定めるところによる。

(3) 事業所の活動

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずる。

ア 火災予防装置

火気の消火及びL Pガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流失等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災装置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関へかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭におけるガス栓の閉止、L Pガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消防活動に努める。

ウ 消防職員、消防団員が到着したときはその指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにL Pガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時は市長または水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。

(ウ) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じて自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、または警察官の出動を県に要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) その他応援に関し必要な事項

(3) 防災関係職員・団員等の安全確保

市は、防災対応や避難誘導にあたる者の津波による危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係する職員・団員等に周知・徹底する。

3 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになるなど、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものに対し、捜索または救出、救急活動を行い、その者の保護を図る。

(1) 救出活動の実施者

ア 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関、海上保安部が実施する。

イ 初期の活動として、住民及び自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

ウ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、または市長等に協力する。

エ その他救助法を適用した場合は、第10章「災害救助法の適用」による。

(2) 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 地震または地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合

エ 山津波により生き埋めになったような場合

オ 地震、津波等災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合

カ 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される

者、または生存が明らかでない者

(3) 救出の方法

ア 市の救出活動

(ア) 市は、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両船舶、特殊機械器具ロープ等の資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を構築し、迅速かつ的確な救出活動に努める。

その際、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救出活動についても考慮するものとする。

(イ) 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。

(ウ) 市による救出が困難なときは、速やかに隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求め

る。

イ 西海警察署の救出活動

被災地を管轄する警察署の署長は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ自署員及び応援機動隊員等により救出部隊を速やかに編成する。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

ウ 海上保安部の救出活動

(ア) 巡視船艇、航空機または海上保安官により保有の救難資機材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。

(イ) 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の搜索を実施し救出にあたる。

エ 自主防災組織の救出活動

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、市、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

(4) 救急活動

ア 初期救急活動

被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当ての実施に努める。

イ 市の救急活動

医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、市町応援協定に基づき、県及び近隣市町に対し、応援出動を要請する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 市は、県の協力を受けながら、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

5 二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

6 災害対策要員の安全確保

災害対策が長期に及ぶ場合、要員が無自覚のまま、肉体的・精神的疲労の限界を超えて活動を続け、事後に回復困難な肉体的・精神的障害を負う可能性が大きいため、市は要員の活動状況及び本人の被災状況を把握し、適切な休養及び交代を行う。

実施者	実施内容
県及び市	<ul style="list-style-type: none">○ 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。○ 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。○ 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
危険物施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 石油コンビナート等の危険物施設等や火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発の恐れが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
県、市及び事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
県警察	<ul style="list-style-type: none">○ 二次災害の危険場所等を把握するため、調査班を編成し住宅地域を中心に区域をも定めて調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、西海市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

第9章 避難活動

（防災基地対策課、市民課、環境政策課、福祉課、**子ども健康課**、教育委員会）

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

1 避難指示誘導

地震・津波等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該住民に対して、避難のための指示を行う。

注)「避難指示」は、急を要すると認められるときに避難のための立退きを指示するものである。

市長は、危険が切迫した場合に、迅速に避難指示等を発令できるように、あらかじめ避難指示等の発令基準を定めておく。

- 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合
- 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
- ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予想される場合
- 崖崩れ、津波等が発生したとき、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合
- その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合

(1) 実施者

実施者	規制の内容及び実施方法
市長	市の直轄区域において危険が切迫した場合には、市長は地域防災計画に定められた各地域の避難先を定めて避難のための指示を行う。 この場合、市長は直ちに知事に報告する。
警察官又は海上保安官	市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに市長に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。
県知事又はその命を受けた職員	災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を代行する。 また、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法 22 条又は地すべり等防止法 25 条に基づき、知事又はその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

（2）避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ①要避難地域 ②避難先 ③避難理由 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項

2 警戒区域の設定

地震等災害時、または津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

実施者	規制の内容及び実施方法
市長	① 市長、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。
警察官又は海上保安官	② 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行なうとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。 注）警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む）が、現場にいないとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定する。

3 避難誘導方法

避難誘導にあたっては、市は、あらかじめ定められた地域防災計画の避難誘導方法に基づき行うものとし、各消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

（1）第一次避難

災害が事前に予想される場合は、あらかじめ障害者、病弱者、高齢者、幼児、女性を優先的に避難させる。

（2）第二次避難

災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

（3）避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先または、指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船艇等を利用する。

（4）避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

（5）避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

（6）西海警察署の対応

地域住民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど要配慮者に十分配慮する。

ウ 大規模災害発生時に石油コンビナートなどの危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所において、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の二次災害が発生し、また、当該施設の管理者等から二次災害発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

エ 外国人、出張者及び旅行者等の避難支援等の適切な判断に努める。

オ 避難の支援を行う者の避難に要する時間、その他安全な避難の確保に配慮するものとする。

4 収容者

- (1) 避難命令が発せられた場合、または緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者。
- (2) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常の居住の場所を失った者。

5 避難所の設置

(1) 避難所の開設

ア 避難所の開設については、原則として市の責務とする。

市は、被害が甚大で市内に必要な避難所を設置することが困難な場合、隣接市町への避難所設置についての支援を県に要請する。

イ 市は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに、避難場所等をすみやかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、公的宿泊施設等の斡旋、体育館、公民館等の施設を確保する。

ウ 市は、被災者が指定避難所以外の施設等に避難した場合は、指定避難所へ誘導するとともに、必要に応じて当該施設を避難所として指定する。

エ 市が避難所を開設したとき、速やかに県本部に連絡するとともに、災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を県本部に依頼する。

オ 津波からの避難の場合、高台への避難に相当な時間を要する場合、津波避難ビルの活用を検討する。

カ 避難所の開設時における応急危険度判定を行う体制の構築に努める。

キ その他避難所の設置・運営については、災害応急対策（風水害対策）第10章「4 避難所の設置」に準じる。

(2) 避難所の運営

ア 市は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握する。

イ 市は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決めるとともに、災害対策本部に避難所の現状、ニーズや課題を一元的に把握し、迅速に必要な対応ができる本部機能を設ける。

また、避難所責任者は、本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の支給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

ウ 被災市は、避難所で必要となる資機材を迅速に調達できるよう、一定の枠内で避難所責任者の判断で資機材を購入できるように配慮する。

エ 市は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。

オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。

運営にあたっては男女共同参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

カ 市は、自主防災組織、町内会・自治会や施設管理者等の協力を得た避難所の開設・運営に係る準備組織の組成等、災害発生時に迅速・円滑に避難所の開設ができる体制をあらかじめ整備するよう努める。

キ 市は、避難所の円滑な開設・運営のための避難所運営マニュアルの策定に努める。

（3）避難所における生活環境の確保

市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8月内閣府策定）に基づき、避難所における生活環境の確保につとめるものとする。

災害発生後一定の時間が経過し、避難所が生活の場としての性格が強くなる段階では、市は、以下のような点に配慮して避難所における生活環境を確保する。

ア テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

イ 暑さ・寒さ対策、空気の汚染対策、一定の居室・就寝スペースの確保、プライバシーの確保等に配慮した設計・運営を行う。

ウ 睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等については男女別の配慮を行い、安全性、利便性の確保を図るとともに、乳幼児の授乳スペース、女性専用の物干し場等、女性や子育てに配慮した避難所の設計や運営を行うとともに避難所内での防犯に努める。

エ 避難の長期化に際しては、仮設風呂・シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の設置、食事内容や季節に応じた衣類等のニーズの変化への対応等について配慮するよう努める。

オ 在宅、車中泊避難等避難所以外の場所への避難者にも食料・物資等の提供、情報の提供、移送等必要な支援が受けられるように必要な措置を講じる。

カ 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難所への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

（4）避難所における感染症対策

市は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）」に基づくものとする。

（5）福祉避難所の指定等

ア 市は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の予定施設を西海市避難行動要支援者支援計画に基づき予め指定する。

イ 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能

な施設を把握する。

ウ 市は、福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていること等に留意する。

エ 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

オ 市は、福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。

カ 市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送するものとする。

6 観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

市は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行うよう、啓発、指導を行う。

避難後は、帰宅又は離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対しては、市は、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

7 帰宅困難者対策

県及び市は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供
- (2) 事業所に対して従業員の一斉徒歩帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄を指導
- (3) 協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請
- (4) 県、市は、関係機関と協議して、民間事業者等と、協力して一時滞在施設の確保、発生時に必要な情報提供等の対策について検討を進め、明示する。

第10章 災害救助法の適用

（市民課、**子ども健康課**、福祉課、環境政策課）

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（法第2条、法第32条の2）が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができることとなっている。（法第30条第1項政令第23条）

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- （1）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）**福祉サービスの提供**
- （7）被災した住宅の応急修理
- （8）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （9）学用品の給与
- （10）埋葬
- （11）死体の捜索及び処理
- （12）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

また、災害が発生する恐れがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

西海市における災害救助法の適用基準

	基準の内容
適用基準Ⅰ	・市内で、50世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅱ	・県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅲ	・県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅳ	・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5 法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。

第11章 社会秩序を維持する活動

（市民課、西海警察署）

1 市

市長は、市の区域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

2 西海警察署（県警察）

（1）被災地等におけるパトロール活動

ア 無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅の場所に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災者の住宅の状況を把握し、情報を提供するよう努める。

イ 相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

ウ 被災地等における要配慮者への支援

県警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、巡回・パトロール活動を推進する。

（2）重点を指向した各種犯罪の取締まり

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

（3）地域住民と連携した防犯活動

ア ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪の防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体等と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実施する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

イ 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪等の発生状況や被害の防止方法等の安全確保にとって必要な情報の提供を行う。

第12章 地域への救援活動

（市民課、**こども健康課**、福祉課、上水道課、下水道課、建設課、住宅建築課、環境政策課）

第1節 食料・生活必需品の確保

日常生活に支障をきたした被災者に対して行う食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、医家救援活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索並びに応急住宅の確保について市、県、自主防災組織、市民等が実施する。

1 市

（1）物資の調達

緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達する。市は、必要に応じて次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

- ア 調達斡旋を必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ 経費負担区分
- キ その他参考となる事項

- （2）緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織（または被災住民）の協力を求め、公平の維持に努める。
- （3）市は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理設備の利用等による炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- （4）市は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努める。
- （5）市は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の提供のための体制を緊急整備する。

2 市民及び自主防災組織

- （1）緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は市が支援する。
- （2）自主防災組織は、市が行う緊急物資の配分に協力する。
- （3）自主防災組織は、必要により炊き出しを行う。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

3 日本赤十字社長崎県支部

日本赤十字社長崎県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに市を通し被災者に配分する。

4 その他

この節に定めのない事項は、第2編 災害予防計画 第13章「緊急物資調達計画の整備」に準じる。

第2節 給水活動

1 市

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数
- (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (4) 地震発生後約8日を目標に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は災害発生から3日間1人1日当たり3ℓ、その後は20ℓを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- (5) 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応急救助の実施事項は、第3編災害応急対策に準じることとする。

2 市民及び自主防災組織

- (1) 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

第3節 燃料の確保

1 市

- (1) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給または斡旋を行う。

(2) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

ア 必要なLPガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

2 市民及び自主防災組織

地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保する。

第4節 廃棄物処理

1 災害による廃棄物の処理

(1) 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

(2) 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には県に対して支援を要請する。

2 仮設便所等のし尿処理

(1) 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

(2) 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案し、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

4 その他の災害廃棄物の処理

(1) 市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

(2) 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の行程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

※ 行程等及び主な事項については、第3編 第21章「災害廃棄物の処理」表を参照

第5節 死体の捜索及び処理

1 市

(1) 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の捜索を行う。

(2) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は所持品等を保管のうえ火葬する。

(3) 市長は、死体の捜索、処理、埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

して県に応援を要請する。

- ア 検索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
- イ 検索地域
- ウ 埋葬施設の使用可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

2 西海警察署（県警察）

市と協力し、または必要に応じて他の所轄に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体の死因、又は身元の調査、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

第6節 応急住宅の確保

1 市

(1) 応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建設業関係団体等の協力を得て建設する。

(2) 応急仮設住宅の建設用地

建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから、災害の状況に応じて選定する。

(3) 応急仮設住宅の入居者の認定

市は、応急仮設住宅を大数に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。

この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者の実態に応じた配慮を行う。なお、市は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。

仮設住宅は市が管理する。

(4) 住宅の応急修理

住宅の応急修理を行うこととした場合は、建築業関係団体の協力を得て、応急修理を行う。

また、応急修理の対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

(5) 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、または建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する、

ア 応急仮設住宅

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量

- (エ) 派遣を必要とする建築業者
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の区域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

- (6) 住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

(7) 建築相談窓口の設置

市役所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

2 西海警察署（県警察）による被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害弱者に配慮した伝達を行う。

(2) 相談活動の実施

災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。さらに、避難所等に避難してからの被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。

(3) 多様な手段による情報伝達

地域に密着した活動等を通し、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報誌や交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、或いは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。

第13章 医療・保健に係る対策

（こども健康課、福祉課、環境政策課、農林課）

1 被災地における医療の確保

（1） 救護所及び避難所救護センターの設置

市は、被災状況等を勘案し、保健センターに救護所を設置する。なお、救護所を設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

（2） 保健医療活動従事者の確保

市は、救護班の編成について、必要に応じ県に派遣を要請する。

（3） 救急患者及び医療救護班の搬送体制の確保

ア 市、西彼保健所、県、日本赤十字社長崎県支部等は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。

イ 市、西彼保健所、県、日本赤十字社長崎県支部等は、医師、看護師等の救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

（4） 医療施設の入院患者等に対する安全対策

ア 医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

イ 入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。

（5） 医療施設への電気、ガス、水道の確保

ア 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

イ 市及び西彼保健所は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

ウ 市及び西彼保健所は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

2 救護班の派遣等

市は、必要に応じて、医師会・地域災害医療センターまたは県に、救護班の派遣について要請する。

（1） 救護班は、避難所等に開設する救護所等において次の救護活動を行う。

ア 患者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

イ 応急的な医療

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

ウ 助産（分娩の介助、分娩前後の処置）

エ 死体の処理（死体の識別等のための処置、検案）

（2） 救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする

ア 被害の規模、状況等を勘案して西彼保健所による調整が十分可能であると認められる場合には、西彼保健所が行う。

イ 被害の規模、状況が甚大である場合、西彼保健所の機能等に甚大な被害が発生している場合等西彼保健所自らが当該調整を行い得ない場合には、県が、西彼保健所と協力し、これを行う。

3 保健師等による健康管理

市及び西彼保健所は、次により被災者の健康管理を行う

（1） 別途策定する実施計画に基づき、保健師等による保健指導及び栄養指導等を実施し、被災者の健康管理を行う。

（2） 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センターを中心にメンタルヘルスカケアを実施する。

（3） 特に、避難の長期化に伴う避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害等の予防に努め、避難所への避難者及び在宅や車中泊避難等避難所以外の場所への避難者に対して、エコノミークラス症候群対策などの健康管理及びメンタルヘルスカケアを実施する。

4 医薬品等の供給

（1） 医薬品等の確保及び供給

ア 市は、市内医療機関や薬局を通じ医薬品等の確保を図る。

イ 市は、市内で十分な医薬品等の確保ができない場合は、県に対し供給要請を行う。

ウ 市は、市内で血液が確保できないときは、県に対し供給要請を行う。

（2） 医薬品の仕分け及び管理

県、市は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

5 防疫対策

県及び市は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

（1） 市は、防疫対策を実施し、感染症発症の未然防止に万全を図る。

（2） 市は、防疫に必要な器具機材等が十分に調達できないときは県に対し、要請を行う。

（3） 市は、避難所の簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。また、避難所の施設の管理者を通して衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。

6 個別疾患対策

（1）人工透析

県及び市は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報紙、報道機関を通して、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

（2）難病等

ア 県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報誌、報道機関等を通じた的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。

イ 県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

7 動物対策

（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

ア 県

（ア）長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。

（イ）市に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。

（ウ）必要に応じて、九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

イ 市

（ア）愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める

（イ）管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

（2）家畜の保護・管理対策

ア 市は、震災発生後、畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。

イ 市は、原則として死亡獣畜を化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、西彼保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

第14章 福祉に係る対策

（こども健康課、福祉課、長寿介護課）

1 福祉に係る災害応急体制

非常災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、市においては、災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- （1） 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- （2） 近隣市町民生部局と災害援助協定を締結している場合にあつては、速やかに応援を要請する。
- （3） 市において十分な対応がとれないときは、県に対し応援を要請する。
- （4） 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずる。

2 要配慮者に係る対策

非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、被災市は、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

- （1） 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める
- （2） 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとること。
 - ア 避難所へ移動する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。
- （3） 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

3 社会福祉施設等に係る対策

- （1） 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常用生活用品、マンパワーの不足数及び施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し近隣施設、県・市等に支援要請する。
- (4) 県・市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含め人材を確保する。
 - エ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行う。

4 障害者、高齢者及び乳幼児に係る対策

県・市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者、高齢者及び乳幼児に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障害者、高齢者及び乳幼児の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者、高齢者及び乳幼児に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した障害者、高齢者及び乳幼児の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
- (4) 被災した障害者、高齢者及び乳幼児の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、ミルクおむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通し、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (6) 補助や介護を要し一般の避難所での生活が困難な障害者、高齢者及び乳幼児等を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所や社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
- (7) 避難所や在宅における障害者、高齢者及び乳幼児に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資等の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

5 児童に係る対策

- (1) 県・市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - ア 避難所の責任者等を通し、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
 - イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握しその情報を親族等に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 県・市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第15章 応急教育活動

（教育委員会）

小・中・高等学校の児童生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り応急教育を実施する。

1 応急教育計画の作成

公立学校の校長は、市または県の教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

（1）被害状況の把握

児童生徒、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

（2）応急教育の計画

ア 教職員を動員し施設、設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、応急仮設校舎を建設するとともに、必要があるときは市または地域住民等の協力を求める。

イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ 全生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。

エ 児童生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

オ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

（3）学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。

イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、整備の保全に努める。

ウ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法など応急教育活動と避難活動との調整についてあらかじめ市と必要な協議を行う。

この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。

エ 学校が避難所となった場合における教職員や児童生徒の対応マニュアルをあらかじめ作成し、周知するよう努める。

（4）施設及び教職員の確保

知事または県教育長は、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について市、市教育委員会、または県立学校の要請により必要な措置を講ずる。

（5）教科書、学用品等の給与に関する措置

災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、基本計画に準ずる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

2 高校生の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を、教職員の指導の下に学校の施設、設備等の応急復旧整備作業に協力させる。また、状況に応じ地域における応急復旧または救援活動等に協力するよう指導する。

第16章 市有施設及び設備等の対策

（防災基地対策課、建設課、住宅建築課、上水道課、下水道課、**公共施設所管部署**）

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図る。

1 公共施設等

県及び市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を、速やかに実施するとともに、以下の国土保全施設、ライフライン、公共施設等の応急復旧を迅速に行う

（1）港湾及び漁港施設等

ア 後背地に対する防護

防潮堤の破堤または決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤または決壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

エ 堤防、防波堤、水門等について

海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については、計画的な補強・整備に努めるものとする。

海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

（2）河川及び海岸保全施設

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（3）道路

ア 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る

- （ア） 排土作業または盛土作業
- （イ） 障害物の除去
- （ウ） 仮舗装作業
- （エ） 仮道、さん道、仮橋等の設置

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上水道、下水道施設、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお緊急時においてそのいとまがないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡する。

（4） 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵または板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、または効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

（5） 災害応急対策上重要な庁舎等

市役所等の防災上重要な庁舎の施設、設備を緊急点検し、防災機関としての機能に支障がないよう緊急措置を講じる。その際、下記について、留意するものとする。

ア 庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な措置を講じる事項について今後検討し、推進計画に明示するものとする。

イ 県や市は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を構築するものとする。この場合において、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

（6） 工事中の建築物等について

各計画の主体は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、今後検討し推進計画に明示するものとする。

この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第17章 防災関係機関の講ずる災害応急対策

（上水道課、下水道課、建設課、九州電力送配電(株)、N T T西日本）

1 上水道施設、簡易水道施設

- （1）災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずる
- （2）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- （3）給水車の配置、配管の仮設等による応急給水に努める。
- （4）地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するための水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- （5）その他、第3編 風水害対策編 第26章「ライフライン応急対策計画」に準じる。

2 下水道施設

- （1）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う
- （2）管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
- （3）汚水処理施設等の機能回復のため、必要な措置を講ずる
- （4）地域住民等の津波からの円滑な避難を確保させるための下水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- （5）その他、第3編 風水害対策編 第26章「ライフライン応急対策計画」に準じる。

3 電 気

- （1）災害時の電力供給
地震災害により電力供給施設に被害を受けた場合は、「非常災害対策措置要則」に基づき復旧体制を確立し、被害状況の把握に努めるとともに、電力供給のために必要な措置を講ずる。
- （2）被災施設の調査と災害復旧
災害発生後速やかに被災施設の調査を行い、その状況から最善の復旧計画を立案し、社内外からの動員及び起動力の活用等総力をあげて復旧に努める。
- （3）広報対応
提供情報の充実、多くの広報チャンネルの確保及び自治体との連携強化等を図り、停電情報の迅速・的確な提供によってお客さまが安心していただけるようなサービスの向上に努める。
また、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施する。
- （4）電力施設の災害予防措置
電力施設の災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じている。
また、非常災害が予測される場合は、必要に応じ適切な予防措置をとり、災害の未然防止、

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

または拡大防止に努める。

4 LPガス

- (1) LPガスは、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
- (2) LPガスの、安全点検を実施する。
- (3) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (4) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (5) その他、第5編 その他の災害対策編 第2章「危険物災害応急対策計画」に準じる。

5 通信

- (1) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため次の必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じポータブル衛星装置・衛星携帯電話等の運用、臨時公衆電話の設置。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。
 - ウ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) その他、第3編 風水害対策編 第26章「ライフライン応急対策計画」に準じる。

6 道路

- (1) 道路管理者は、相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は、相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講じる。
- (4) 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第18章 自発的支援の受け入れ

（防災基地対策課、市民課、福祉課、政策企画課、社会福祉協議会）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、市においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

（1）災害ボランティアセンターの設置

- ア 市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、市災害ボランティアセンターを設置する。
- イ 市は、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

（2）ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」に基づくものとする。

- ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。
- イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。
- ウ 医療・看護等専門的な技術を要するボランティア各担当セクションについては、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口セクションへ連絡する。

（3）ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ 土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

第19章 義援金・見舞金等の配分計画

（市民課、会計課、福祉課）

1 義援金の配分

県及び市は、義援金については、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

（1）実施機関

県、市、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

（2）募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

（3）保 管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

（4）配 分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、市を通し被災者に配分する。

2 義援物資の受け入れ

県及び市は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通して、国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

市は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

（1）市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

（2）生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

県及び市社会福祉協議会は、災害援護資金に関して、被災者に広く周知を図るとともにこれらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第20章 津波浸水想定

（防災基地対策課、建設課、水産課）

長崎県は、平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、同法第8条第1項の規定により、都道府県知事が、市が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定することとなった。

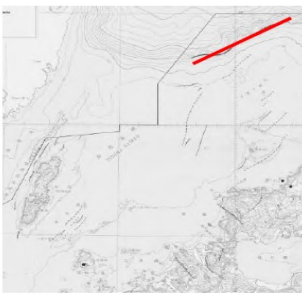

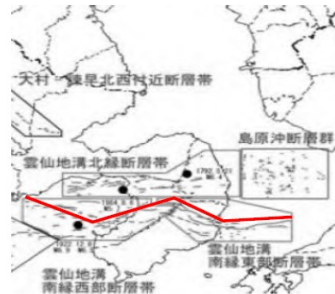
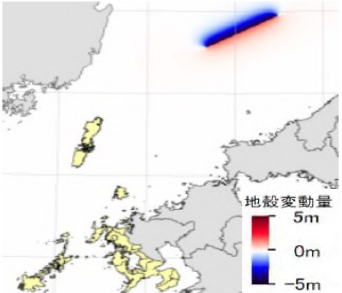
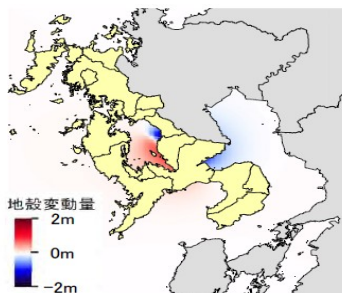
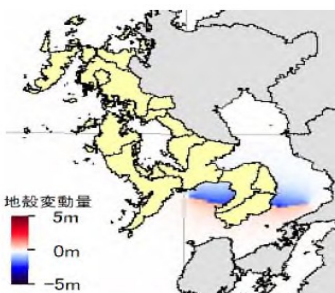
「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものであり、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見や、県が既に公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえ、平成26年3月31日に「津波浸水想定」を公表している。

（1）最大クラスの津波の選定

長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、ケース5、ケース11を想定している。また、活断層型地震については、橘湾～有明海を震源とする「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」、日本海を震源とする「対馬海峡東の断層」、有明海を震源とする「大村・諫早北西付近断層帯」の3断層モデルによる津波断層モデルを想定している。

対象津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	ケース5	ケース11
マグニチュード	Mw = 9.1	
使用モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
概要	説明	○ 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	震源域	
	地盤の鉛直方向変動量分布	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波			
	対馬海峡東の断層	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	
マグニチュード	Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1	
使用モデル	佐賀県(H22)モデル	長崎県モデル		
概要	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県(H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	○ 平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。	○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	震源域	 「新編日本の活断層、活断層研究会(1991)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県(H18.3)」より抜粋、加筆
	地盤の変動量分布			

(2) 津波断層モデル毎の津波水位等

西海市	影響開始時間 (分)	最大津波到着時間 (分)	最高津波水位 (T.P.+m) ※
南海トラフ ケース5	88	167	4
南海トラフ ケース11	141	167	4
対馬海峡東の断層	159	197	3
大村・諫早北西付近断層帯	5	34	3
雲仙地溝南縁東部断層帯と 雲仙地溝南縁西部断層帯の連動	67	221	2

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）

(3) 津波浸水想定図

長崎県では、県内の全ての沿岸で、最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を示した、津波浸水想定図を公表している。

(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwan-kowan-kuko/>)

第5編 災害応急対策計画
(その他の災害対策)

第1章 消防活動計画

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団）

市は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、消防活動計画を策定する。

1 消防機関の編成

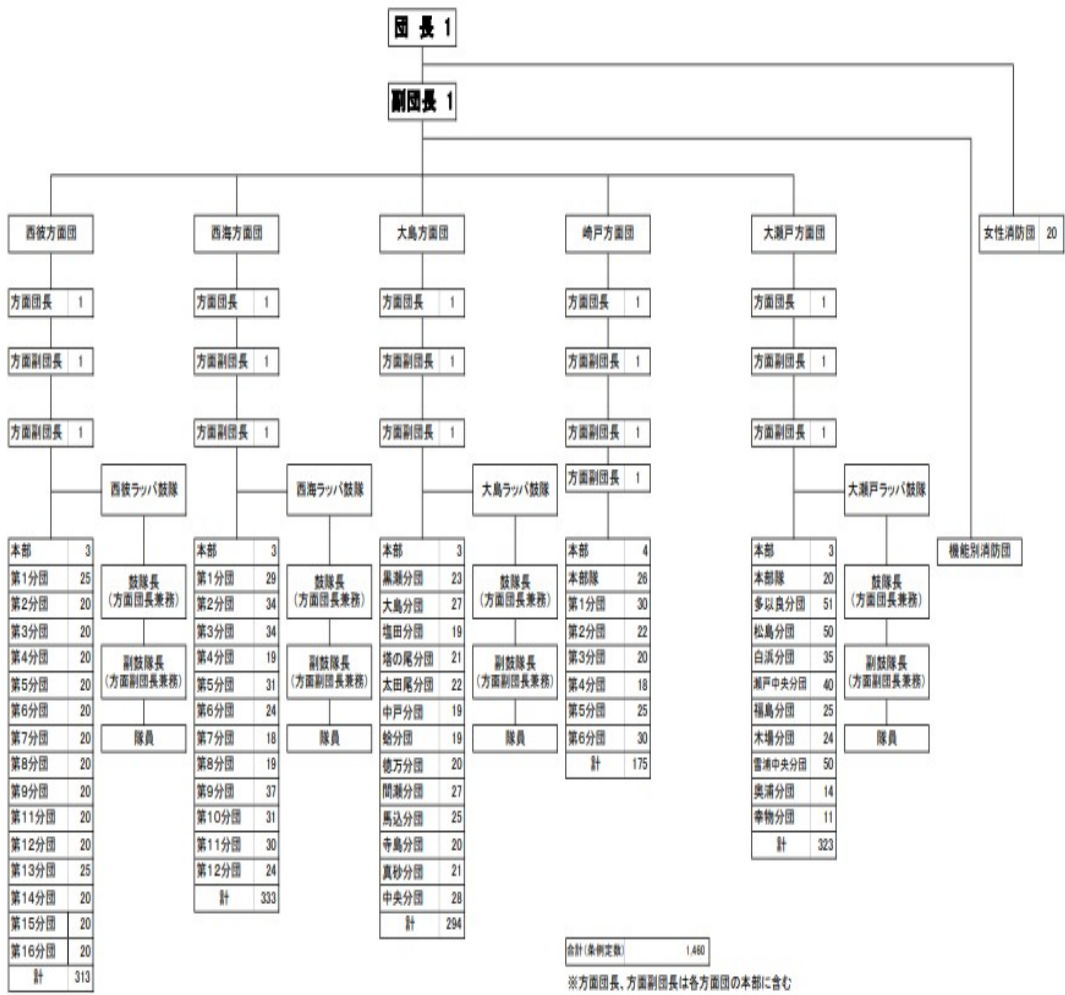
（1）常備消防

本市では広域消防局として、佐世保市消防局に業務委託を行っている。

（2）消防団組織

本市における消防団の組織は次のとおりである。

西海市消防団組織図(R7.4.1)



2 出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ② 火災発生町の管轄方面団が出動 ③ 隣接する方面団は、出動要請があれば出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町からの要請 ② 支援市町からの命令等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ① 受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

3 応援要請の手続要領

(1) 応援要請の手順は応援協定が締結された市町には直接、その他の県内市町に対しては県を通じて応援要請を行うものとする。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市が県内の他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告しなければならない。

- ア 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- イ 火災の状況
- ウ 気象関係
- エ 今後の判断
- オ 応援消防力及び必要機材
- カ その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することが出来る。

4 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力の、概ね3分の1以内とする。

5 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行ってその指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

6 火災気象通報の取扱い

火災気象通報は、消防法第22条第2項により気象官署から県を通じ、市に通報される。

(1) 通報系統

ア 通報区分

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

イ 通報基準

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

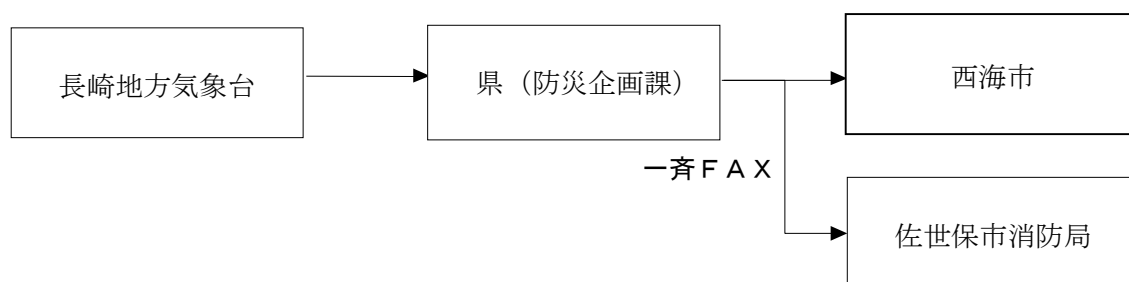
なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

ウ 通報内容及び時刻

毎日5時頃(日本時間、以下同様)、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これをもって火災気象通報とし注意すべき事項を追加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 火災気象通報伝達系統図



7 火災報告の要領

市は、「火災報告等取扱要領」(昭和43年11月11日付消防総発393号)に基づき処理するものとする。

8 救急業務

近年、社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は激増傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。

9 相互応援協定

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部と協定に基づき相互に受・支援するものとする。

11 林野火災への対応

市は、乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県、市、消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、都道府県は、必要に応じ、又は被災市からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

第2章 危険物災害応急対策計画

(防災基地対策課、佐世保市消防局、西海警察署)

この計画は、最近多発している危険物(石油類、高圧ガス、火薬類等)災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1 石油類対策

石油類を取り扱う施設については次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。
- (2) 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。
- (3) 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
- (4) 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
- (5) その他必要な措置をとること。

2 火薬類対策

関係機関は、火薬類による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 火薬庫、火薬類の所有者等の措置

- ア 時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。なお、このような場合には、看視人をして盗難等事故防止に努めること。
- イ 時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。
- ウ 火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては附近住民に避難の警告を行うこと。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。

(2) 西海警察署(警察官)の措置(火薬類取締法第45条の2、基本法59条、63条)

- ア 火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。
- イ 市長から要求があったときは、基本法第59条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
- ウ 市長から要求があったとき、又は市長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

3 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 製造業者等の措置

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。

ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。

エ 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

(2) 西海警察署（警察官）の措置

火薬類の応急対策に準じて措置する。

(3) 海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

4 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

5 LPガス施設災害応急対策

災害発生に際し、被災地に対するLPガス供給並びに安全を確保するため、(社)長崎県プロパンガス協会においては、次の通り応急対策を講じるものとする。

(1) (社)長崎県プロパンガス協会の措置

ア (社)長崎県プロパンガス協会内に協会長、副会長及び協会職員で構成する「災害応急対策本部」を設置する。

イ 被害状況の収集

早急に正確な被害状況を把握する。

ウ 動員

被害状況に応じて、本部は情報に基づき、応援の要否、人員、日時等を決定する。

エ 復旧活動

危険箇所（崖くずれ、倒壊家屋）からLPガス容器を回収するとともに、緊急度の順位にしたがって点検、調査を実施し、2次災害の防止に万全を期する。

オ 広報活動

顧客に対して、LPガス設備の点検が終了するまでLPガスを使用しないように周知するとともに、テレビ、ラジオ等の公共の機関等を通して広報の徹底を図る。

カ 避難所等への緊急ガス供給

必要に応じ、LPガス小型容器及びカセットボンベなどの緊急支援物資を提供する。

キ 容器返還回収等

使用済容器、カセットボンベ等の回収にあたる。

ク 安定供給の確保

LPガス運搬車両等の運行について、関係機関に協力を要請する。

第3章 海上災害応急対策計画

（防災基地対策課、農林課、水産課、建設課、海上保安部）

海上保安部の実施する災害応急対策は次のとおりである。なお、海上保安官署及び所属巡視船艇・航空機は、別表1及び別表2のとおりである。

1 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

（1）非常配備

- ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。
- イ 通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。
- ウ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。
- エ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。
- オ 巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。
- カ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難指示、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

（2）対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

- （1）災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。
- （2）巡視船艇、航空機又は海上保安宿を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。
- （3）民間からの災害情報は災害対策本部、市長その他関係機関に連絡する。

3 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

- （1）気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）
 - ア 海上保安部通信所から電話により放送
 - イ 巡視船艇により巡回通報
 - ウ 災害伝達網により通報

(2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等

- ア 航行警報の放送
- イ 水路通報により周知

4 船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難勧告又は、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難せしめる。

5 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

- (1) 海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。
- (2) 一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6 船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

7 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあつては、除去の勧告を行う。
- (2) 水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び警戒を行う。
- (3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識が破損又は流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

- (1) 海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、

第5編 災害応急対策計画（その他の災害対策）

油の拡散防止、火災の発生防止、避難指示に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。

(2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは、禁止を行う。

(3) 特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

10 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

(1) 県知事、市から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。

(2) 防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する応急措置（第59条）居住者等の立退の指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

第4章 漂流油による沿岸汚染対策計画

（防災基地対策課、市民課、環境政策課、**農林課**、建設課、海上保安部）

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおりとし、各機関の通報連絡等は別紙1のとおり定める。

1 海上保安部の措置すべき事項

長崎県の行政区域内に担任水域を有する巖原、唐津、佐世保、長崎、三池の各保安部は自己の担任水域において、次の事項を実施する。

- （1）海洋汚染の監視取締り
- （2）関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知
- （3）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導
- （4）遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導
- （5）遭難船の移動、船固め等の指導
- （6）船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導
- （7）油の拡散防止、回収、処理作業の指導
- （8）緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着剤による油の処理
- （9）海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

2 西海警察署（県警察）の措置事項

- （1）情報の収集（状況把握）
- （2）沿岸部における救出（救助）・捜索活動
- （3）関係機関との連絡（連携）
- （4）避難誘導等の措置（緊急措置）
 - 必要により、立入禁止区域の警戒、交通規制等の実施、地域住民等の避難誘導、危険物等の防除活動
- （5）警戒監視活動（状態監視）
- （6）交通規制等
 - 災害に対応する要員、資器材の集結に伴う交通規制等の実施

3 市における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

(1) 市沿岸汚染対策要綱の制定

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

- ア 沿岸住民に対する、汚染関係情報の局知及び広報
- イ 資器材の整備、保管
- ウ 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- エ 漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- オ 関係機関への応援及び協力
- カ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- キ 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- ク その他必要な事項

(2) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴取して、次の事項について検討し策定するものとする。

ア 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置するものとする。

イ 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、或は、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

- (ア) 定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
- (イ) 部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- (ウ) 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求める等の協議を予め行っておくものとする。

第5章 航空機事故対策計画

（防災基地対策課、長崎空港、県）

市内及び周辺地区において航空機の墜落等による災害が発生した場合は、市は、県、長崎空港の空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、市は原則として県及び長崎空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町及び組合消防本部に応援を要請する。

2 応急措置

（1）市の措置

市内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、県、空港事務所等と連携して次のような措置をとる。

- ア 消火・救助・救急活動
- イ 救護地区の設置
- ウ 負傷者の把握
- エ 避難勧告・指示・誘導
- オ 遺体収容所の設置

（2）警察署の措置

西海警察署は次のような措置をとる。

- ア 救出・救助活動
- イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- ウ 事故現場周辺地域の交通規制
- エ 遺体の検視（見分）及び身元確認

（3）医療関係機関の措置

市、県及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施する。

- ア 医療救護班の編成及び派遣
- イ 医療救護活動
- ウ 検案及び遺体の身元確認

（4）長崎空港事務所の措置

長崎空港及びその周辺における航空機遭難事故についての捜索、救難等、並びに、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたっては、関係機関の協力により、長崎空港事務所に事故応急対策本部を設置し、迅速かつ適切な事故処理の実施を確保する。

第6編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧事業の促進

(全庁)

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

1 河川公共土木施設復旧計画

長期にわたる豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく災害を最少限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

- (1) 災害の程度により緊急の度合に応じて、中央へ緊急査定、或いは本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画をたてる。

復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起これないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、あらゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。

緊急に査定をうけるものの外は、本査定に提案するが、方針は前同様である。

- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。
- (5) 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる処は再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。

2 海岸公共土木施設復旧計画

3 港湾公共土木施設事業復旧計画

第6編 災害復旧復興計画

4 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最少限に止めるよう応急対策を講ずるが、其の後の全面的復旧に当たっては、以下述べる手続や段階を経て復旧計画を立てる。

- (1) 被害者の状況程度に応じて市の方針を定め、主管省へ緊急査定或いは本査定を要望する。
- (2) 被災原因を詳細にし、査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。
- (3) 緊急査定の場合、現地指導官の派遣があるときは、その指示に基づき、周到な計画をたてる。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再び災害を被らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為に、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応じた工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- (5) その他は、同様の方針にて本査定をうける。
- (6) 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災する恐れがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (7) 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するよう努める。

5 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4か年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土石流	砂防指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・治山治水緊急措置法 ・森林法
急傾斜地崩壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災外関連地方防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	保安林指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・林地崩壊対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法
地すべり	地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金

6 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3か年で復旧するよう計画をたてる事になっている。また、市では、1件復旧費の額が13万円以上60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。

7 林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて3ヶ年（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」）で復旧するよう、計画をたてることとなっている。また、1件の復旧費の額が県にあっては120万円未満、市町にあっては40万円（暫定法適用）未満の箇所は単独災害として復旧することとなる。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第6編 災害復旧復興計画

第3節 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。

(公営住宅法)

第4節 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- 1 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- 2 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

第5節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び耐震、耐火性、不燃堅牢化等に留意する。

- 1 生活保護施設～生活保護法 40 条・41 条
- 2 児童福祉施設～児童福祉法 35 条第2 項～同条 4 項
- 3 身体障害者福祉施設～身体障害者福祉法 27 条 2 項又は 4 項
- 4 知的障害者援護施設～知的障害者福祉法 19 条
- 5 婦人保護施設～売春防止法 36 条
- 6 社会福祉施設(他法の適用を受けないもの)

例：福祉センター等～地域福祉センターの設置運営について(H6. 6. 23 社援地 74 号)

第6節 公立医療施設災害復旧事業計画

公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努めるものとする。

(医療法、伝染病予防法)

第7節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。
(電源開発促進法、工業用水法、特定多目的ダム法)

第8節 公用財産災害復旧事業計画

公用財産施設の災害復旧事業に当っては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第9節 上下水道災害復旧事業計画

水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の優先順位で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

上下水道、農業集落排水等の施設の復旧にあたっては、ダウンサイジング、将来的な施設の統廃合、浄化槽等の分散型システムの活用も併せて検討するものとする。

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

(全庁)

第1節 法律等による一部負担又は補助等

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭 37. 8. 14 建設省都市局長通達）
- 10 生活保護法
- 11 児童福祉法
- 12 障害者自立支援法
- 13 売春防止法
- 14 老人福祉法
- 15 水道法
- 16 下水道法
- 17 災害救助法
- 18 堆積土砂排除事業
- 19 開拓者等の施設整備事業
- 20 簡易水道整備事業
- 21 災害廃棄物処理事業
- 22 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 23 火葬場整備事業
- 24 公的医療機関整備事業

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

(第3章第1節農林水産業に関する金融の確保、関連)

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連)

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

第6編 災害復旧復興計画

- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5 激甚災害指定基準（改正 平成28年2月9日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- (1) 法第2章（公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等（法第3条第1項1号及び3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害
 - イ 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%相当額をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 都道府県が負担する当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上あること。
 - (イ) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が1以上あること。
- (2) 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害
 - イ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額が概ね10億円をこえる都道府県が1以上あるもの。

- (3) 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%をこえる災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。
- ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。
- ア 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- イ 当該災害にかかる漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害
- (4) 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日その被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- ア 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.5%をこえる災害
- イ 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が1以上あるもの。
- (5) 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- ア 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね5%をこえる災害
- イ 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%をこえる都道府県が1以上あるもの。
- (6) 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

第6編 災害復旧復興計画

ア 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計下額。以下同じ。）のおおむね0.2%をこえる災害

イ 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの。

ただし、火災の場合は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(7) 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

(8) 法第22条（罹災者公営住宅建設業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

ア 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

イ 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずるものがあるものとする。

(ア) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上であり、かつ、

1市町村の区域内で200戸以上または、その区域内の住宅戸数の1割以上である災害。

(イ) 該当災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害。

(9) 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等）の措置は公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

(9) 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6 局地激甚災害指定基準（改正 平成28年2月9日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条、第13条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

ア 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%をこえる市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

イ ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

(2) 次のいずれかに該当する災害

ア 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

イ ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（(3)又は(4)に掲げる災害に該当するものに限る。）。

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木にかかるものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復

第6編 災害復旧復興計画

旧面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあってはその災害に係る要復旧面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%をこえる市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用する。

第3節 市の資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切効果的な資金の融通調達を行うための調査融通調達等を講ずる。

1 市の資金計画

- (1) 地方債（地方自治法、地方財政法）

ア 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

イ 災害復旧事業債

(ア) 補助災害復旧事業債

a 現年発生補助災害復旧事業債

b 過年発生補助災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

a 現年発生単独災害復旧事業債

b 過年発生単独災害復旧事業債

c 小災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

- (2) 交付税（地方交付税法）

ア 普通交付税

イ 特別交付税

- (3) 一時借入金

災害応急融資

2 県、市の資金計画に対する福岡財務支局の措置

- (1) 必要資金の調査

- (2) 財政融資資金地方資金の貸付

第3章 金融その他の資金対策

(農林課、水産課、福祉課)

第1節 農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じてはこれらの資金のつなぎ資金の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注) この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、(購入価格が12万円以下のもの。)家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、漁網綱、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(総トン数5トン未満の漁船)の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。(貸付条件)

資金区分	融資機関	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般被害者損失額 10/100以上 6.5%以内 損失額 30/100以上 5.5%以内 ○ 開拓者 5.5%以内 ○ 特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内 	3～6年以内 (激甚災害の場合、4～7年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般農林漁業者一般の場合200万円以内 激甚災害の場合 250万円以内 ○ 政令資金(果樹、畜産、養殖漁船) 一般の場合500万円以内 激甚災害の場合 600万円以内 ○ 漁具資金5,000万円以内 ○ 法人 2,500万円以内
事業資金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害組合 6.5%以内 	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害組合 一般の場合2,500万円 (連合会 5,000万円) 激甚災害の場合 5,000万円 (連合会 7,500万円)

第6編 災害復旧復興計画

2 農林漁業資金の貸付（農林漁業金融公庫法）（利率は令和7年10月1日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農漁業者が農漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補てんに必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

(1) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（国庫資金）

ア 貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付の対象とする。

イ 貸付の相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者、森林組合、森連（林業者に転貸の場合に限る）、林業者、漁協、漁業者等

ウ 貸付限度

(ア) 共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額

(イ) 主務大臣指定施設 1施設当り、300万円（特認600万円）、（ただし、漁船は1,000万円）又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

エ 貸付条件等

利率年 1.25%～2.10%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）ただし、果樹の栽培25年以内（うち据置期間10年以内）

貸付額の下限 10万円

オ 借入申込手続き

借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申し込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫より貸付決定通知書の交付後、受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

ア 貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

イ 貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の債権に必要な資金を貸し付けの対象とする。

ウ 貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

エ 貸付条件

(ア) 貸付利率 年 1.25%～2.05%

- (イ) 貸付限度額 200万円
- (ウ) 償還期限 15年以内（うち据置期間3年以内）
- オ 借入申込手続き
 - 〈提出書類〉
 - 借入申込書1通、経営改善計画1通、同添付書類

3 その他の災害資金

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

(1) 日本政策金融公庫資金 (令和7年10月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	1.25%～ 2.10%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成等)	1.25%～ 2.10%	15年以内	うち5年以内	同上
林道	1.25%～ 2.10%	20年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	1.20%～ 1.80%	20年以内		個人200万円 法人800万円
漁船(災害)資金	1.30%～ 1.55%	12年以内	うち2年以内	1隻当たり4億5千万円 (まき網漁業8億5千万円)か事業費の80%のいずれか低い額
漁業基盤整備資金	1.25%～ 2.10%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
農林漁業セーフティ ーネット資金	1.25%～ 2.10%	15年以内	うち3年以内	200万円 (特認年間経営費の12分の3以内)

(2) 農協系統資金

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	2.10%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 2億円以内

第6編 災害復旧復興計画

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金（令和7年10月1日現在）

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害をうけた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下表に記す条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者が災害により被害をうけた農業施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年2.10%	10年以内	2年以内
長崎県沿岸漁業等振興資金（天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を受けた漁業者等が、これらを復旧するのに必要な資金）	1,000万円	2,000万円	年2.10%	10年以内	2年以内

第2節 中小企業に関する金融の確保

1 方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既存借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

2 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業関係金融機関として、それぞれ復旧融資が行われる。また「激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講じる。

(1) 中小企業金融公庫

金 利 基準金利（平成19年3月13日現在2.55%）

融資限度額 1億5千万円（別枠）

貸付期間 設備資金・運転資金とも10年以内（据置2年以内）

担保特例（平成12年12月25日より実施）

直接貸付において1億2千万円を限度として貸付額の75%について担保徴求を免除

(2) 国民生活金融公庫

金 利 基準金利（平成19年3月13日現在2.60%）

融資限度額 3千万円（別枠）

貸付期間 設備資金・運転資金とも10年以内（据置2年以内）

担保特例（平成12年12月25日より実施）

信用保証協会の無担保保証等の保証を含め、弾力的に取り扱う。

(3) 商工組合中央金庫

金利	所定利率
融資限度額	必要に応じ一般枠を超える額（別枠） 組合 200 億円、組合員 20 億円
貸付期間	設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内）
担保特例（平成 12 年 12 月 25 日より実施）	直接貸付において 8 千万円を限度として貸付額の 50% について担保徴求を免除（激甚災害の場合は 75%、激甚災害等で特に被害の著しいものは貸付額の 75% 又は 3 千万円のいずれか多い金額）

3 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な保証が必要な場合は、**災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、市町村の証明を受けた被災事業者に対しては、別枠の保証が適用される。加えて、激甚災害に指定された場合は、さらに別枠の保証が適用される。**

- (1) 保証限度 個人、法人 2 億 8,000 万円
協同組合 4 億 8,000 万円
- (2) 保証期間 取扱金融機関の定めるところによる。
- (3) 保証料 別途定められる。

4 高度化事業

被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の 90% 以内の貸付を行うことができる。

5 その他

(1) 県の制度融資

ア 資金名	長崎県特定地域振興対策資金
イ 適用	知事が認める災害に対して適用する。
ウ 融資限度額	3,000 万円（運転資金は 1,000 万円）
エ 利率	2.1%（平成 19 年 3 月 19 日現在）
オ 信用保証料	年 0.0~1.2%
カ 融資期間	運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内
キ 取扱金融機関	商工中金、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、西九州信用金庫、たちばな信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎三菱信用組合、福江信用組合

(2) 特別相談窓口の設置

災害救助法が適用された場合、九州経済産業局、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国

第6編 災害復旧復興計画

商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構九州本部に特別相談窓口を設置。

(3) 既往債務の返済条件緩和等の対応

災害救助法が適用された場合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請。

(4) 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。

第4章 被災者の生活確保に関する計画

(農林課、市民課、こども健康課、福祉課、税務課、会計課、住宅建築課)

第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業安定に関する計画

(1) 職業斡旋計画

災害により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講の指示に関する特例措置

エ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労務者の斡旋

(2) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果にもとづき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業に紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業に紹介するようにつとめる。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により納付の猶予を行う。

第2節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法)

(1) 国税の期限の延長

国税に関する法律にもとづくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

ア 延長期限の指定(国税通則法 11条 同法施行令3条)

イ 地域の指定 (国税通則法 11条 同法施行令3条)

(2) 所得税の減免

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律2条)

(3) 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

(同法 3条)

2 県税の減免等の措置

県は、被災した納税者または特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申し立てに関するものを除く。)または納付もしくは納入に開する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。(地方税法)(県税条例)

(1) 県税の期限の延長(地方税法20条の5の2、県税条例5条)

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

(2) 県税の徴収猶予(地方税法15条)

1年(やむを得ない場合2年)以内

(3) 県税の減免(地方税法、県税条例)

ア 個人の県民税(地方税法45条)

イ 個人の事業税(地方税法72条の62、県税条例23条の2)

ウ 不動産取得税(地方税法73条の31、県税条例31条)

エ 自動車税 (地方税法162条、県税条例66条)

オ 自動車取得税(地方税法669条の17、県税条例82条)

カ 固定資産税 (地方税法367条、県税条例78条)

キ 軽油引取税 (地方税法700条の21の2)

3 市税の減免等の措置

市は、被災者に対する市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておく。(地方税法)

(1) 市税の期限の延長(地方税法20条の5の2)

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 市税の徴収猶予（地方税法 15 条）
- (3) 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法 323 条）
 - イ 固定資産税（ 〃 367 条）
 - ウ 軽自動車税（ 〃 454 条）
 - エ 鉱産税（ 〃 532 条）
 - オ 都市計画税（ 〃 702 条の 7）
 - カ 国民健康保険税、水利地益税、共同施設税（地方税法 717 条）

第3節 保険等の減免措置

1 県と国の共通業務

(1) 医療保険関係

医療保険における健康保険被保険者証再交付業務、現金給付の支給業務などを迅速に処理するほか、必要に応じ、健康保険被保険者証の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

(2) 保険料関係

健康保険、介護保険等の保険料に係る納期限の延長や国民年金保険料の免除について、必要に応じて措置を講ずる。

(3) その他

- ア 各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
- イ 災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うほか、地元新聞やラジオ等を積極的に活用し、被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。
- ウ 災害により、混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、医療保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を図ることができるよう、必要に応じて、医療保険に関する総合的な相談窓口を設置する。

2 国の業務

(1) 船員保険関係

船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置が行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。

(2) 年金関係

支払通知書または年金証書を亡失した場合でも受給者が年金を受け取ることができるよう郵便局及び金融機関と調整を行うほか、年金証書の再交付業務、諸変更処理を迅速に処理するなど年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。

また、災害により遺族となった者等を把握し、これらの者に対し遺族年金等の裁定請求を

第6編 災害復旧復興計画

行うよう助言する。

さらに、被災した市町村から要請がある場合には、国民年金に係る市町村窓口業務について支援する。

第4節 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付

(郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等に関する計画)

1 簡易生命保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等

(簡易生命保険約款、郵便年金約款、簡易保険業務取扱規定)

簡易生命保険、郵便年金約款においては、天災、又は避けることのできない事変に際し、地方簡易保険局長（あるいは地方郵政局長）において必要があると認めるときは、特に指定した郵便局において次の取扱いをする。この場合、その取扱い期間、手続等は郵便局前などに掲示する。

- (1) 保険料、年金掛金の特別払込猶予（最高6か月の範囲内）
- (2) 保険、年金契約の貸付金の非常即時払（最高300,000円の範囲内）
- (3) 保険、年金契約の貸付金の弁済遅滞金の免除
- (4) 保険料前納払込取消しによる保険料還付金の非常即時払
- (5) 保険金並びに倍額保険金の非常即時払
- (6) 行方不明の被保険者に係る保険金並びに倍額保険金の非常即時払

2 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し

(郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法)

- (1) 救助法が適用された区域内及びその他必要と認める区域内に対して行う。
- (2) 貯金通帳、貯金証書、印鑑があるときは、他の郵便局で預けた貯金でも金額に制限なく払い戻す。
- (3) これらを紛失した場合においても取扱いを行う。
- (4) 印鑑を紛失した場合は、ぼ印でも取扱う。
- (5) 郵便為替・郵便振替の非常払いについても同様の取扱をする。
- (6) その他郵便貯金預者貸付、恩給などの業務についても便宜の取扱いをする。

3 郵便はがき等の無償交付

(郵便法、災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する省令)

- (1) 救助法2条に規定する被害で、同法第23条第1項第1号又は第3号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）を受けるものについては、郵便はがき及び郵便書簡の無償交付を行うことができる。

- (2) 交付枚数（1世帯当り）

郵便はがき 5枚以内及び郵便書簡1枚

- (3) 無償交付の期間、取扱郵便局、その他必要事項は公示する。
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(郵便法第19条の3)

4 銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じ、その都度協議して非常払渡し取扱の方法等を決定する。

第5節 生業資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金））

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員会及び市の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家や、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

- ア 低所得世帯であること。
- イ 融資によって独立自活できる世帯であること。
- ウ 蓄積資本がなく、他から借入ることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

- ア 貸付限度額 原則 150 万円
- イ 据置期間 半年以内
- ウ 償還期間 原則 7 年以内
- エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

(3) 貸付条件

- ア 連帯保証人 原則 1 人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）
- イ 延滞利子 年 3.0%

(4) 提出書類（申込先：市社会福祉協議会及び担当民生委員）

- ア 借入申込書
- イ 世帯全員証明の住民票（3か月以内のもの）
- ウ 被災証明書（市長の証明書）
- エ 所得証明書
- オ 復旧工事にかかる見積書等

(5) その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行う。

第6編 災害復旧復興計画

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない女子が不用している児童。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体。

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、市役所、県福祉事務所（郡部のみ）。直接の指導、相談等については、主として各福祉事務所の母子自立支援員があたる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 3,580,000 円	1年	7年以内
	団体貸付 5,370,000 円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付 1,790,000 円	6か月	7年以内
	団体貸付 1,790,000 円	6か月	7年以内
住宅資金	1,500,000 円 (但し、災害老朽化等による増改築の場合 2,000,000 円)	6か月	6年以内 (災害7年以内)

注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利子 利率 事業開始資金 連帯保証人有 無利子
連帯保証人無 年1.0%
事業継続資金 連帯保証人有 無利子
連帯保証人無 年1.0%
住宅資金 連帯保証人有 無利子
連帯保証人無 年1.0%

3. 表中の据置期間は一般の湯合。

3 生活保護

生活保護法を適用する。

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

- ア 市が条例によって支給
- イ 死亡者が生計維持者の場合 500 万円、その他の者の場合 250 万円を支給。
- ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲
 - (ア) 一の市町村の区域内で住居滅失数が 5 以上
 - (イ) 県内の他の市町村で災害救助法が適用された場合の災害
 - (ウ) その他特別の場合

(3) 災害障害見舞金

- ア 市が条例によって支給
- イ 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める 1 級程度の障害）がある住民に対し、生計維持者の場合 250 万円、その他の者の場合 125 万円を支給する。
- ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲
 - 災害弔慰金の場合と同じ

(4) 災害援護資金の貸付

貸付条件

- ア 世帯主が負傷（療養期間 1 か月以上）し、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 家財の損害（価格の 1/3 以上の被害）及び住居の損害がない場合 150 万円
 - (イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - (ウ) 住居が半壊した場合 270 万円
 - (エ) 住居が全壊した場合 350 万円
- イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - (イ) 住居が半壊した場合 170 万円
 - (ウ) 住居が全壊した場合 250 万円
 - (エ) 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350 万円

ウ 利 息 年 3 %（据置期間中無利子）

エ 据 置 3 年 償還 7 年

オ 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1 人世帯のときは 220 万円、2 人であるときは 430 万円、3 人であるときは 620 万円、4 人であるときは 730 万円、5 人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち、4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加算した額。

(5) 国県市の負担割合

ア 弔慰金	国	2/4	県	1/4	市	1/4
イ 障害見舞金	国	2/4	県	1/4	市	1/4
ウ 貸付金	国	2/3	県	1/3	市	なし

第6編 災害復旧復興計画

小災害り災者に対する見舞金品の支給

(小災害り災者に対する見舞金支給要領)

長崎県民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区分	支給対象者	金額		
弔慰金	災害により死亡した者(その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く)の遺族	死亡者1人につき70,000円以内ただし死亡者が主として生計を維持していた場合140,000円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災者の程度 世帯構成	全壊、全焼、流出	半壊、半焼
		1人世帯	15,000円	10,000円
		2人世帯	20,000円	14,000円
		3人以上1人増すごとに加算する額	6,000円	5,000円

※この要領でいう「災害」とは県内で起った火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

6 児童救済金

財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による災難事故を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学 資 金	親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付
被災による 保護者の死亡	小・中学生 年 66,000円 高校生 年 290,000円 大学生等 年 408,000円
被服文具費	住家を失ったときに給付 小・中・高校生 50,000円 幼稚園・保育園等に通う未就学児 35,000円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付(住家を失ったときは、その翌年度まで) 小学生 40,000円、中学生 70,000円、高校生 110,000円
就職支度金	中・高校・大学等を卒業して就職するとき給付 100,000円
就学支度金	中・高校・大学等を卒業して就学するとき給付 100,000円

(3) 交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所に提出。

第6節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

1 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅の建設

ア 適用される災害

(ア) 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町村で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上

(イ) 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町村の1割以上

イ 事業主体

原則として地元市町村

ウ 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

(2) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

ア 適用基準

一戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万以上になった場合

イ 国庫補助

再建、補修共1/2

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される

3 住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
	全流失	
	全焼	

第6編 災害復旧復興計画

損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上記以外の住宅災害
床上浸水		住宅の床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

第7節 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止をはかるため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ民生の安定を図る。

2 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

第8節 被災者の生活再建等の支援

県及び市町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、災害ケースマネジメントの実施等により、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センターは、特別行政相談活動の実施による被災者支援を行うものとする。

1 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要望に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

県は、発災後速やかに住宅被害の調査や罹災証明書の交付に関する事務の市町村向け説明会を実施する。

3 特別行政相談活動の実施

九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センターは、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第9節 女性の参画促進

被災地の復旧に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

併せて、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する。